教職課程認定申請の手引き

（教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き）

（令和５年度開設用）

＜本体＞

文部科学省総合教育政策局
教　育　人　材　政　策　課

目　次

Ⅰ．はじめに…… 1
１．課程認定審査スケジュールについて…… 1
２．課程認定制度の概要…… 1
３．課程認定の手続等…… 2
（１）課程認定申請の要否…… 2
（２）変更届の提出の要否…… 2
（３）審査等スケジュール…… 4
（４）広報活動について…… 5
４．課程認定の審査…… 6
（１）審査基準等…… 6
（２）主な審査事項…… 6
（３）審査等プロセス…… 6
（４）教員審査…… 6
５．課程認定に係る情報の公開…… 7
Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領…… 10
１．申請要領…… 10
（１）必要提出書類…… 10
（２）記載内容の基準時点…… 12
（３）課程認定に関する問合せについて…… 12
（４）事前相談について…… 13
（５）申請書の作成・提出方法…… 15
２．様式の作成例及び記入要領…… 19
（１）様式第１号…… 19
（２）様式第２号（概要）…… 20
（３）様式第２号（教育課程及び教員組織）…… 23
（４）教職課程コアカリキュラム対応表…… 43
（５）外国語（英語）コアカリキュラム対応表…… 51
（６）シラバス…… 52
（７）様式第３号…… 56
（８）様式第４号…… 64
（９）様式第５号…… 72
(10) 様式第６号…… 74
(11) 様式第７号…… 76
(12) 様式第８号…… 80
(13) 様式第９号…… 82
３．その他の書類…… 88
（１）学則・履修規程等…… 88
（２）履修カルテ…… 89
（３）数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムに

おける科目であることを証明する書類 89
（４）単位互換協定書 89
（５）組織改組・再編対照表 89
４．チェックリスト 90
Ⅲ．変更届等の提出要領及び提出書類の様式 95
１．変更届等の提出要領・記載例 95
（１）教育課程の変更届 95
（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合） 118
（３）学科等の名称変更届 119
（４）学科等の入学定員変更届 120
（５）学科等の課程認定取下届 121
（６）旧法に基づく変更届 123
（７）変更届の作成・提出方法 124
Ⅳ．審査基準等 126
１．教職課程認定基準 126
２．教職課程認定審査の確認事項 143
３．教職課程認定審査運営内規 149
４．教職課程認定大学実地視察規程 152
５．学科等の目的・性格と免許状との相当関係について 154
６．学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準 156
７．学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説） 158
８．教育又は研究上の業績及び実績の考え方 162
９．「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方 164
10．「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方 166
11．外国語（英語）の審査の考え方 167
12．特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方 170
13．教職課程の新たな基準に基づく認定課程の実施に当たって 172
14．教職課程認定基準に定める「共通開設科目」の開設可能範囲 174
15．教職課程コアカリキュラム 175
16．外国語（英語）コアカリキュラム 197
17．教職実践演習について 206
18．履修カルテについて 211

＜年度（和暦）の記載について＞

本手引き、及び、本手引きに基づく申請書類の作成及び提出に当たっては、２０１９年４月末までは「平成」、２０１９年５月以降は「令和」の元号で表記し、２０１９年度は「令和元年度」と表記すること。（再課程認定については、**認定を受けた（受けようとする）年度（以下「認定年度」という。）**は「令和元年度」、**審査を行った（行う）年度（以下「審査年度」という。）**は「平成３０年度」である。）

Ⅰ．はじめに

１．課程認定審査スケジュールについて

令和５年度開設予定の申請に係る審査のスケジュールについては、申請を令和４年３月３１日までとし、令和４年１２月中旬頃に認定を行う予定とする（状況により、変動する可能性がある）。

２．課程認定制度の概要

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭並びに栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、所定の単位を修得する必要がある。

○　別表第１（小学校教諭関係部分抜粋）

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数 教科及び教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること。	８３
一種免許状	学士の学位を有すること。	５９
二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	３７

この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされている（別表第１備考第５号イ）。

この、文部科学大臣の認定を「課程認定」と呼んでおり、文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるに当たっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第１備考第５号イ、教育職員免許法施行令）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で行っている。

○教職課程認定の流れ

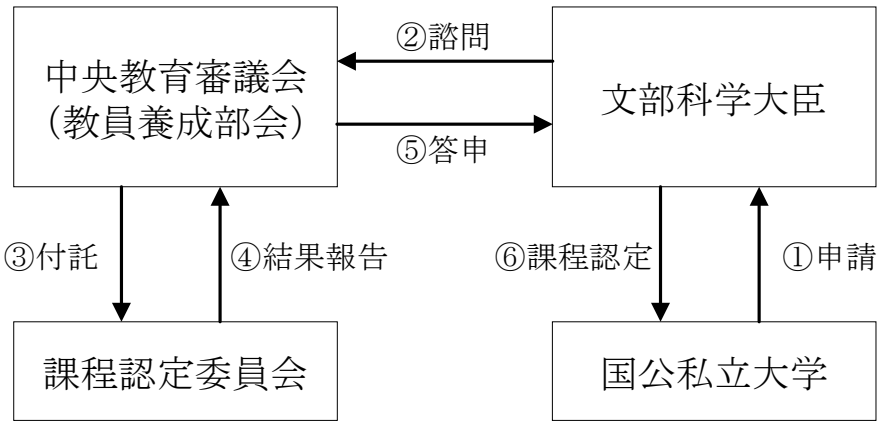

３．課程認定の手続等

（１）課程認定申請の要否

教育職員免許法別表第１備考第５号イ及び同法施行規則第２１条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受ける場合は、文部科学大臣に課程認定の申請を行わなければならない。課程認定の申請手続及び提出すべき書類等については、本手引きの課程認定申請要領に掲載している。

なお、再課程認定に伴い自動取下げとなった、平成３０年度以前入学生に適用する教職課程の変更を行う場合においては、「教職課程認定申請の手引き（平成３１年度開設用）」により変更届を提出すること。（本手引き 123 ページ参照。）

また、申請書の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm）

教職課程の認定申請が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事　　例	申請の要否
①	新規に学部・学科等を設置し、教職課程の認定を受けようとする場合	要
②	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置認可申請により設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合	要
③	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を届出により設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合	**要審査** ※１
④	認定を受けている課程を含む大学・学部・学科等を基に、大学・学部・学科等の統合をするための設置認可申請を行う場合（学校法人・大学設置分科会の事前相談において、教員審査の省略が可能となった場合に限る）で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合	**要審査** ※２
⑤	認定を受けている課程を含む学部・学科等の分離を行う場合	※３
⑥	これまで認定を受けていない学部・学科等に新たに認定を受けようとする場合	要
⑦	これまで認定を受けている課程を含む学部・学科等に、新たな種類の免許状の認定を受けようとする場合	要
⑧	学部、学科等の名称のみを変更する場合	不要
⑨	教育課程、教員組織のみを変更する場合	不要
⑩	公立大学が法人化する場合	不要

※１　次ページの㉓の審査結果により、申請の要否が異なる。

※２　次ページの㉔の審査結果により、申請の要否が異なる。

※３　大学設置認可上の取扱いにより、表の②、③、⑧のいずれかに該当する。

（２）変更届の提出の要否

大学は、施行規則第２１条第２項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、

あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の手続及び提出すべき書類等については、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。

また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。
(URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_2.htm)

教職課程における変更の届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事　　例	届出の要否
①	授業科目（施行規則第６６条の６に定める科目を含む。以下同じ。）を新設する場合	要
②	授業科目を廃止する場合	要
③	授業科目の名称を変更する場合	要
④	授業科目の単位数を変更する場合	要
⑤	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	要
⑥	専任教員を追加する場合	要
⑦	兼担教員・兼任教員を専任教員にする場合	要
⑧	専任教員の担当授業科目を追加する場合	要
⑨	専任教員を削除する場合	要
⑩	専任教員を兼担教員・兼任教員にする場合	要
⑪	専任教員の担当授業科目を削除する場合	要
⑫	専任教員の職位を変更する場合	要
⑬	専任教員の氏名の姓を変更する場合	要
⑭	授業科目のシラバスを変更する場合	不要
⑮	兼担教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼担教員にする場合	不要
⑯	兼担教員・兼任教員を追加する場合	不要
⑰	兼担教員・兼任教員を削除する場合	不要
⑱	認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合	要（報告）
⑲	学部・学科等の名称のみを変更する場合	要（報告）
⑳	大学名、設置者名を変更する場合	要（報告）
㉑	入学定員を変更する場合	要（報告）
㉒	教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止の場合等）	要（報告）
㉓	教職課程認定審査の確認事項１（１）③に該当し、届出による変更を希望する場合	要※ （審査）
㉔	教職課程認定審査の確認事項１（１）④に該当し、届出による変更を希望する場合	要※ （審査）

※詳細については、「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」(95 ページ～) を参照すること。

（３）審査等スケジュール

認定を受けようとする年度（以下「認定年度」という。）の前年度（以下「審査年度」という。）において審査を行う。なお、現時点での予定を示したものであり、変更となる可能性がある。審査スケジュールの変更が見込まれる場合には、課程認定申請を行った大学など対象となる大学にメール等で連絡する予定である。

○令和５年度開設予定のスケジュール

事　項	時　期
教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に基づく変更届 提出期限	令和３年９月３０日（木）必着　※１
教職課程認定等に関する事務担当者説明会	令和３年１２月１７日（金）
教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に該当するか否かの連絡 ※該当大学のみ対象	令和３年１２月２８日（火）までに　※１
申請に当たっての事前相談	令和４年１月１２日（水）～令和４年３月７日（月）
申請（申請書提出）	令和４年３月８月（火）～３１日（木）※２
諮問	令和４年７月上旬頃
課程認定委員会①	令和４年７月下旬～令和４年９月上旬
審査意見伝達	令和４年９月上旬頃までに順次
補正申請（申請書提出）	令和４年９月下旬頃までに順次
課程認定委員会②	令和４年９月下旬～令和４年１０月下旬
答申	令和４年１１月下旬頃
認定・認定書送付	令和４年１２月中旬頃

○令和６年度開設予定のスケジュール

事　項	時　期
教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に基づく変更届 提出期限	令和４年９月３０日（金）必着　※１
教職課程認定等に関する 事務担当者説明会	令和４年１２月頃（予定）
申請に当たっての事前相談	令和５年１月中旬～令和５年３月上旬（予定）
教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に該当するか否かの連絡 ※該当大学のみ対象	令和４年１２月２８日（水）までに　※１

申請（申請書提出）	令和５年３月下旬頃（予定）
諮問	令和５年７月上旬頃（予定）
課程認定委員会①	令和５年７月下旬～令和５年９月上旬（予定）
審査意見伝達	令和５年９月上旬頃までに順次（予定）
補正申請（申請書提出）	令和５年９月下旬頃までに順次（予定）
課程認定委員会②	令和５年９月下旬～令和５年１０月下旬（予定）
答申	令和５年１１月下旬頃（予定）
認定・認定書送付	令和５年１２月中旬頃（予定）

※１　変更届の提出後、記載事項等の不備があることが判明した場合には、速やかに修正すること。また、教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に該当するか否かの判断は、課程認定委員会により行われるものである。

なお、教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に該当するか否かは、令和５年度開設の場合、令和３年１２月２８日（火）までに文部科学省教育人材政策課よりメールで連絡する。なお、期限前における審査結果に関する個別の問合せについては一切回答できないため留意すること。

※２　教員養成フラッグシップ大学の指定を受けるための申請を行っている大学のうち、審査により教員養成フラッグシップ大学として選定された大学は提出期限を令和４年６月３０日（木）とすることができる。ただし、該当の大学は教職課程認定申請を行う予定である旨を令和４年３月３１日（木）までに文部科学省教育人材政策課教職課程認定係（kyo-men@mext.go.jp）へ電子メールにて連絡すること。

（４）広報活動について

認定を受ける前に教職課程に係る広報を行う場合、申請書を提出する前は、「申請予定」、申請書を提出し審査を行っているときは「申請中」として、広報を行うことは差し支えないものとする。

ただし、中央教育審議会（教員養成部会）における審査の結果、不認定又は申請内容の修正の可能性があることに鑑み、「ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期等が変更となる可能性があります。」と必ず付記すること。

なお、教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に基づく変更届を提出した場合は、提出後から教職課程認定審査の確認事項１（１）③若しくは１（１）④に該当すると連絡を受けるまでの間は当該届出内容による教職課程に係る広報は行うことができないものとする。

４．課程認定の審査

（１）審査基準等

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び施行規則並びに教職課程認定基準（以下、「認定基準」という。）のほか、以下に基づき行う。

・「教職課程認定審査の確認事項」
・「教職課程認定審査運営内規」
・「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」　　等

（２）主な審査事項

審査事項・観点	審査基準
①学科等と免許状との関係 当該学科等の目的、性格及び教育課程と認定を受けようとする免許状との相当関係が適当であるか。	認定基準２（４）
②教育課程 教育職員免許法施行規則に定める科目の全てについて開設されているか。	教育職員免許法、 同法施行規則、 認定基準３、４、５
③教員組織 基準上必要な専任教員数が確保されているか。 専任・兼担・兼任教員について担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有し、当該科目を担当するために十分な能力を有しているか。	認定基準３、４、５
④施設、設備 科目に必要な施設、設備、図書等が十分に備えられているか。	認定基準１１
⑤教育実習 入学定員に応じ必要な規模の教育実習校が確保されているか。 教育実習実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されているか。	認定基準１２

（３）審査等プロセス

審査回数については原則２回とする。また、審査において、多数の修正意見が付された場合や、申請の根幹にかかわるような意見が付された場合には、取り下げ勧告を行う場合があるので、十分に準備をした上で申請すること。

（４）教員審査

履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書の提出対象となる、教職課程の科目を担当する教員については、専任・兼担・兼任等の職の種類及び単独・複数・オムニバス等の担当形態の別を問わず、全ての教員について審査を行う。

ただし、以下に該当する場合には、直近１０年以内の教員審査（審査年度：平成２４年度～令和３年度）における審査結果を尊重し、審査を行う。なお、教育職員免許法の改正に伴う再課程認定における教員審査（審査年度：平成３０年度）については、以下③の場合に限る。

① 一種免許状及び二種免許状の課程の「教科及び教職に関する科目（「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項（小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語（英語）を除く）」及び「大学が独自に設定する科目」を除く）」、「養護及び教職に関する科目（「養護に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」を除く）」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目（「栄養に係る教育に関する科目」を除く）」及び「特別支援教育に関する科目」の担当教員が、直近１０年以内の教員審査（審査年度：平成２４年度～令和３年度）において単独で担当することを可（クラス分けにより担当する科目で、各クラスを単独で担当する場合も含む。以下同じ。）とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分及び授業内容が同一である場合

② 認定基準に規定する「複合科目」及び「複合領域」の担当教員が、直近１０年以内の教員審査（審査年度：平成２４年度～令和３年度）において、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「教科に関する科目」、「各教科の指導法」又は「保育内容の指導法」の教員審査において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目の教科、領域及び授業内容が同一である場合

③ 一種免許状及び二種免許状の課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な学習の時間の指導法」、「総合的な学習の時間に関する内容」、「教科に関する専門的事項（小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語（英語）のうち英語文学に限る）」、「各教科の指導法（小学校課程の英語に限る）」、「複合科目」及び「複合領域」の担当教員が、教育職員免許法の改正に伴う再課程認定の教員審査（審査年度：平成３０年度）において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分、教科、領域及び授業内容が同一である場合

５．課程認定に係る情報の公開

課程認定に係る書類（教職課程認定の申請書、審査の経過等）については、認定手続きが全て終了した後、教員個人に関する議事及び資料を除き順次公開する。（教職課程認定審査運営内規６参照）

○令和４年度（令和５年度開設）の課程認定審査等のスケジュール

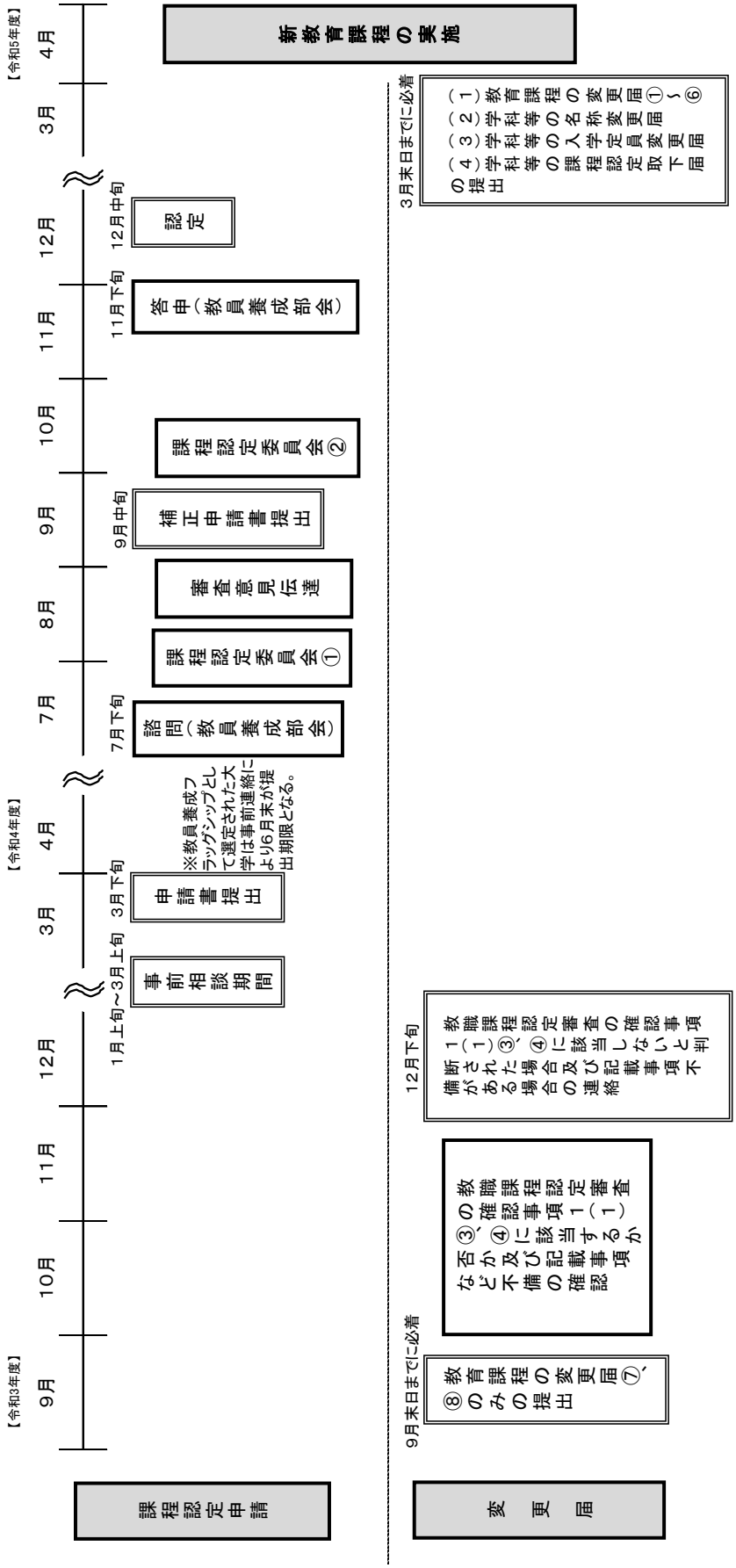

○令和５年度（令和６年度開設）の課程認定審査等のスケジュール（予定）

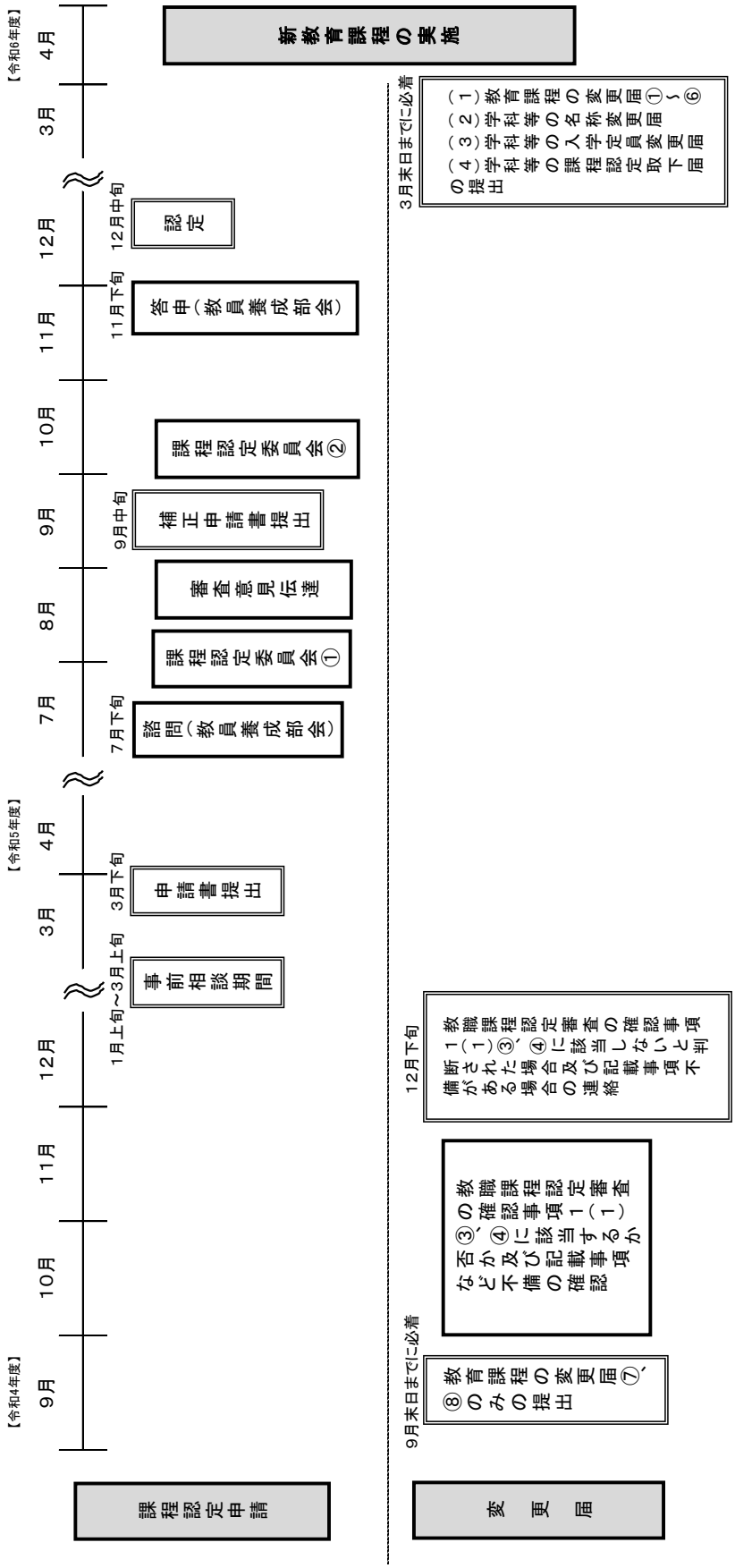

Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領

１．申請要領

（１）必要提出書類

教職課程認定申請のための提出書類は、以下のとおりである。各書類の作成方法については、「２．様式の作成例及び記入要領」（19 ページ～）を参照すること。なお、科目の設置・移行状況により提出が必要となる書類が異なるため、次ページの一覧表で確認すること。

番号	書類名
①	チェックリスト
②	様式第１号　申請書
③	様式第２号　認定を受けようとする大学の課程の概要
④	様式第２号　認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織 領域及び保育内容の指導法に関する科目／教科及び教科の指導法に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目
	大学が独自に設定する科目
	教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目
	教育の基礎的理解に関する科目等 （教育の基礎的理解に関する科目／道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目／教育実践に関する科目）
	特別支援教育に関する科目
⑤	教職課程コアカリキュラム対応表 ①　教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）
	②　教職課程コアカリキュラム対応表
	③　教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）
⑥	外国語（英語）コアカリキュラム対応表 ①　外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）
	②　外国語（英語）コアカリキュラム対応表
⑦	シラバス
⑧	様式第３号　学部・学科等別（研究科・専攻等別）教員組織に関する書類
⑨	様式第４号　教員個人に関する書類
	①　履歴書
	②　教育研究業績書
	③　教員就任承諾書
⑩	様式第５号　教育実習実施計画に関する書類
	実習校からの受入承諾書
⑪	様式第６号　認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類
⑫	様式第７号ア　認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類
⑬	様式第７号イ　教育課程の運営に関する組織及び取組
⑭	様式第７号ウ　具体的な履修カリキュラム
⑮	様式第８号　誓約書
⑯	様式第９号　連携教職課程を設置する大学の要件
⑰	学則・履修規程等（開設年度から適用するものを添付すること）
⑱	履修カルテ
⑲	数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類
⑳	単位互換協定書
㉑	組織改組・再編対照表

必要提出書類一覧　　○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

書類＼申請する課程	大学学部学科等における課程	大学学部学科等における通信の課程	短期大学学科等における課程	短期大学学科等における通信の課程	大学院研究科専攻等における課程	大学院研究科専攻等における通信の課程	大学専攻科における課程	短期大学専攻科における課程	大学における教職特別課程	大学における特別支援教育特別課程
① チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 様式第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 様式第2号（概要）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 様式第2号（教育課程及び教員組織）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ ※1 教職コアカリ	○	○	○	○	×	×	△	○	○	×
⑥ ※2 英語コアカリ	△	△	△	△	×	×	△	△	△	×
⑦ シラバス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 様式第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 様式第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩ 様式第5号	○	○	○	○	×	×	×	△※3	○	○
⑪ 様式第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑫ 様式第7号ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬ 様式第7号イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭ 様式第7号ウ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
⑮ ※4 様式第8号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑯ ※5 様式第9号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑰ 学則・履修規程等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑱ 履修カルテ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
⑲ ※6 数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類	△	△	△	△	×	×	△	△	×	×
⑳ 単位互換協定書 ※5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
㉑ 組織改組・再編対照表 ※5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※１　一種及び二種免許状（特別支援学校教諭の課程を除く）の認定申請を行う場合は提出すること。
※２　小学校、中学校（英語）、高等学校（英語）教諭一種及び二種免許状の認定申請を行う場合は提出すること。
※３　短期大学専攻科において教育実習、養護実習を開設する場合は提出すること。
※４　既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合に提出すること。（詳細は 80 ページを参照）
※５　「様式第９号」「単位互換協定書」「組織改組・再編対照表」は、それぞれ連携教職課程の申請、単位互換、改組を行う大学のみ提出すること。
※６　数理・データサイエンス・ＡＩプログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類は、教育職員免許法施行規則第 66 条の６の「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」として当該プログラムの授業科目を開設する場合に提出すること。

（２）記載内容の基準時点

各様式の記載内容の基準時点は以下のとおりである。

様式	記載時点
チェックリスト	申請書提出日
様式第１号	申請書提出日
様式第２号	令和５年４月１日（※概要については 20～22 ページを参照のこと。）
シラバス コアカリキュラム対応表	令和５年度に適用されるもの
様式第４号	令和３年４月１日から申請書提出日まで
様式第５号	令和５年４月１日
実習生受入承諾書	令和３年４月１日から申請書提出日まで
様式第６号	令和５年４月１日
様式第７号	令和５年４月１日
様式第８号	申請書提出日
様式第９号	令和５年４月１日

（３）課程認定に関する問合せについて

課程認定申請を行おうとしている大学による、手続（申請書の記入方法や審査スケジュールの確認等）に関する問合せがある場合は、以下により手続を行うこと。

① 電子メールによる問合せ（kyo-men@mext.go.jp）
電子メールの受信順に順次回答を行っており、回答までに一定の期間を要することがあるため、時間に余裕を持って問い合わせること。

② 電話による問合せ（03-5253-4111（代表））（平日 9:30～12:00、13:00～18:15）
上記時間内であっても、審査会等のため担当職員が対応できない場合があるため、なるべくメールで問い合わせること。また、問合せ内容によっては、メールにて改めて問合せをするよう指示をする場合があるため留意すること。

また、問合せに当たっては、以下の点に留意すること。

1　問合せは、担当職員個人宛ではなく「教員免許企画室教職課程認定係」宛とすること。

2　問合せの前に、関係基準等及び本手引き等を確認した上で、大学にて質問事項を取りまとめた上で問い合わせること。（教職員個人による個別の問合せは受け付けない。）

3　担当職員にて回答できる内容は、教職課程認定制度やそれに関する手続方法についてのみであるため、それ以外の質問については各所管課へ問い合わせること。また、教職課程認定に関する内容であっても課程認定委員会での専門的審議が必要なものに係る問合せには回答できないため、留意すること。

（４）事前相談について

課程認定申請に当たっては、提出の事前に相談を行うことができる。

事前相談期間：令和４年１月１２日（水）～３月７日（月）（土日祝日又は休日を除く）
予約開始日時：令和４年１月４日（火）午前１０時～

①　事前相談は、オンライン形式により行う。

②　事前相談は、以下の実施時間帯で平日１日６回行うものとする。以下「令和５年度開設　課程認定事前相談　締切一覧」を参照の上、希望日に係る予約締切日までにメールにて予約すること。

（先着順）・１０：００～１０：４５　・１１：００～１１：４５
・１３：１５～１４：００　・１４：１５～１５：００
・１５：１５～１６：００　・１６：１５～１７：００

令和５年度開設　課程認定事前相談　締切一覧

相談日	予約締切	資料締切
1/12(水)	1/4(火)	1/6(木)
1/13(木)	1/4(火)	1/6(木)
1/14(金)	1/4(火)	1/6(木)
1/17(月)	1/5(水)	1/7(金)
1/18(火)	1/6(木)	1/11(火)
1/19(水)	1/7(金)	1/12(水)
1/20(木)	1/11(火)	1/13(木)
1/21(金)	1/12(水)	1/14(金)
1/24(月)	1/13(木)	1/17(月)
1/25(火)	1/14(金)	1/18(火)
1/26(水)	1/17(月)	1/19(水)
1/27(木)	1/18(火)	1/20(木)
1/28(金)	1/19(水)	1/21(金)

相談日	予約締切	資料締切
1/31(月)	1/20(木)	1/24(月)
2/1(火)	1/21(金)	1/25(火)
2/2(水)	1/24(月)	1/26(水)
2/3(木)	1/25(火)	1/27(木)
2/4(金)	1/26(水)	1/28(金)
2/7(月)	1/27(木)	1/31(月)
2/8(火)	1/28(金)	2/1(火)
2/9(水)	1/31(月)	2/2(水)
2/10(木)	2/1(火)	2/3(木)
2/11(金)		
2/14(月)	2/2(水)	2/4(金)
2/15(火)	2/3(木)	2/7(月)
2/16(水)	2/4(金)	2/8(火)

相談日	予約締切	資料締切
2/17(木)	2/7(月)	2/9(水)
2/18(金)	2/8(火)	2/10(木)
2/21(月)	2/9(水)	2/14(月)
2/22(火)	2/10(木)	2/15(火)
2/23(水)		
2/24(木)	2/14(月)	2/16(水)
2/25(金)	2/15(火)	2/17(木)
2/28(月)	2/16(水)	2/18(金)
3/1(火)	2/17(木)	2/21(月)
3/2(水)	2/18(金)	2/22(火)
3/3(木)	2/21(月)	2/24(木)
3/4(金)	2/22(火)	2/25(金)
3/7(月)	2/24(木)	2/28(月)

③　重複予約や予約後のキャンセルを防止するため、予約確定後は、その相談日を過ぎるまでは同一大学（大学院・専攻科・教職特別課程・特別支援教育特別課程・通信教育課程を含む。）の事前相談予約を受け付けないので留意すること。

④　予約の公平性の観点から、予約開始日時（文部科学省におけるメールの受信日時とする。）以前にメールを送付しても受付は行わない。また、メール以外の方法（電話又は直接来省しての申込み）においても受付を行わないので、留意すること。

⑤　メールの宛先、メールの件名は以下のとおりとする。

宛　　先：kyo-men@mext.go.jp

件　　名：「【事前相談予約】○月○日○時○分～（○○大学）＜令和５年度認定申請＞」

内　　容：タイトルに記載した希望日時以外の第２～第４希望を記載し、「課程認定事前相談表」を添付すること。

「課程認定事前相談表」は、文部科学省ホームページからダウンロードすること。

（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm）

※時間帯について指定がない場合、○月○日午前、○月○日午前・午後などの希望日時も可能。

⑥　事前相談の内容は、関係基準等及び本手引き等を確認した上で可能な限り具体的な内容とすること。なお、事前相談は、申請書等の作成内容や方法に関して、各法令等の趣旨や過去の課程認定委員会での指摘等を元に、事務的な確認を行うので、以下のような質問には対応ができないため、留意すること。

○課程認定委員会での専門的審議が必要なもの

1. 授業科目○○を担当する△△教員の業績はこれで足りているか
2. 学科の目的等と免許教科の相当性はこの内容で満たされているか
3. 外国語（英語）コアカリキュラムで求められている内容はこのシラバスで足りているか

○質問対象箇所が明らかでなく書類全体の添削を求めるようなもの

1. 授業科目○○のシラバス案を作成してみたが、問題ないか
2. 様式第２号の案を作成してみたが、記載に不備はないか
3. 学則案を作成してみたが、全体的に不備はないか

○課程認定申請と直接関係のないもの（免許状の取得・申請に係る質問については、免許係（menkyo@mext.go.jp）宛てに行うこと。）

1. 改正後の施行規則第○条第△項の解釈について、○○で問題ないか
2. 平成・令和△年度入学生の学力に関する証明書の作成について、○○で問題ないか
3. 科目等履修生の免許状取得の適用年度については、○○で問題ないか

⑦　予約が確定次第、文部科学省から相談日時についてメールにて返信する。相談日時の確定後、大学は相談資料及びオンラインミーティングに係る情報を同一のメールにて kyo-men@mext.go.jp 宛に資料等締切日までに送付すること。メールの件名は、「【事前相談資料・ミーティング情報送付】○月○日○時○○大学」とする。

≪相談資料について≫

以下の３つの資料をⅡ－１（１）の一覧を参照の上、作成すること。作成したそれぞれのデータは一つのファイル（ＰＤＦ形式）に統合して、中央下に通しページ番号を付すこと。なお、ＰＤＦファイルの作成に当たっては、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接ＰＤＦ形式に変換して作成すること。

また、以下の資料以外の内容についての相談事項がある場合はその資料も併せて送付すること。事前に全ての資料を提出されない場合は、質問事項に対し具体的に回答ができないため、予約状況によっては事前相談を取り消す場合もあり得るので、留意すること。

1.様式第２号（概要、教育課程及び教員組織）
2.様式第７号ア及びウ
3.学則（履修規程等、認定を受けようとする学科等の開設科目と履修方法がわかるもの）

≪オンラインミーティングに係る情報について≫

Webex 又は Zoom にて行うこととする。事前相談で使用するミーティングの設定は大学において行い、上記相談資料を送付するメールの本文にミーティング参加に必要な情報を記載すること。なお、ミーティングの立ち上げは相談日時の 10 分前までに行うこと。

⑧ 予約確定後に事前相談を取り消すことは可能だが、相談日の変更は行わないため、留意すること。（相談日を変更する場合は、確定した相談日経過後に再度予約を行ってください。）

（５）申請書の作成・提出方法

① 申請書はＰＤＦファイルにまとめ、申請書提出期間中にメールにて電子ファイルで提出すること。なお、同じものを大学において保存すること。

提出先：文部科学省教育人材政策課教員免許企画室　教職課程認定係
メールアドレス：kyo-men@mext.go.jp
申請書提出期間：令和４年３月８日（火）～３１日（木）（土日祝日又は休日を除く）
その他留意事項：

・メール本文に担当部署名、担当者名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記すること。
・メールの件名は、「【提出】令和５年度教職課程認定申請書（○○大学)」とすること。
（※「(○○大学)」の部分は、P18 を参照し、申請する課程の種類に応じて記載すること。
・当省のメールサーバの設定上、メール本文、添付ファイル合わせて 25MB 以上のデータの受信はできないため、送信データがメール本文含め 25MB を超える場合は、以下のいずれかにより対応すること。
i)複数のメールに分けた上でメールタイトルに通数を追記
ii)当省の「クラウドストレージサービス Box」を利用。

※クラウドストレージサービス Box の利用を希望する場合は、上記件名にてメールを送信し、メール本文にてその旨依頼すること。

② 全ての様式について、押印は不要とする。

③ 「申請課程一覧」を文部科学省ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、申請書と併せて提出すること（エクセルファイルのまま提出すること）。
（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm）

④ 申請書は、大学・短期大学・大学院等ごと、通学課程・通信課程ごとに分けて作成すること。

⑤ 各書類の本文におけるフォントサイズは統一し、極端に大きく又は小さくならず読みやすい構成となるよう留意すること（10.5～12pt 程度目安）。

⑥ 各様式は、以下の表の「番号」欄ごとに含まれる書類を１つのＰＤＦファイルにまとめ、「しおり」欄の指定のとおり、しおりを付すこと。また、ファイル名は、「ファイル名」欄の指定のとおりとし、末尾に大学名を入れること。
※作成しない様式がある場合も、ファイル名の頭の番号を変更しないこと（番号が飛ぶことになってもかまわない）。

番号	書類名	しおり	ファイル名
1	チェックリスト	－	01_チェックリスト（○○大学）
2	様式第１号	－	02_様式第１号（○○大学）
3	様式第２号（概要） 様式第２号（教育課程及び教員組織）　※１ 領域及び保育内容の指導法に関する科目／教科及び教科の指導法に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目 大学が独自に設定する科目 教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目 教育の基礎的理解に関する科目等 特別支援教育に関する科目	左記の科目ごと、学科等ごとにしおりを付すこと	03_様式第２号（○○大学）
４－１	教職課程コアカリキュラム対応表　※２ ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧） ②教職課程コアカリキュラム対応表 ③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）	左記の区分ごとにしおりを付すこと	04_1_職コアカリ（○○大学）
４－２	外国語（英語）コアカリキュラム対応表　※３ ①外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧） ②外国語（英語）コアカリキュラム対応表	左記の区分ごとにしおりを付すこと	04_2_英コアカリ（○○大学）
5	シラバス	授業科目ごとにしおりを付すこと	05_シラバス（○○大学）
6	様式第３号　※１	－	06_様式第３号（○○大学）
7	様式第４号　※４ ①履歴書 ②教育研究業績書 ③教員就任承諾書	教員ごとに「通し番号＋氏名」のしおりを「①履歴書」ページに付すこと	07_様式第４号（○○大学）
8	様式第５号	－	08_様式第５号（○○大学）
9	様式第６号	－	09_様式第６号（○○大学）

１０	様式第７号ア 様式第７号イ 様式第７号ウ　※１	－	10_様式第７号（○○大学）
１１	様式第８号	－	11_様式第８号（○○大学）
１２	様式第９号	－	12_様式第９号（○○大学）
１３	学則 履修規程等	－	13_学則等（○○大学）
１４	履修カルテ	－	14_履修カルテ（○○大学）
１５	数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類	－	15_数理科目（○○大学）
１６	単位互換協定書	－	16_単位互換協定書（○○大学）
１７	組織改組・再編対照表	－	17_組織改組・再編対照表（○○大学）

※１　複数の免許種を申請する場合は、施行規則に定める科目及び事項ごとにまとめ、同一科目及び事項内では様式第２号（概要）に記載した学科等の順に並べること。

領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項→保育内容の指導法）
教科及び教科の指導法に関する科目（小学校、教科に関する専門的事項→各教科の指導法）
教科及び教科の指導法に関する科目（中学校－高等学校、同一学科内の各免許教科については施行規則の記載順）
養護に関する科目
栄養に係る教育に関する科目
大学が独自に設定する科目（幼→小→中・高→養教）
教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目
教育の基礎的理解に関する科目等（幼→小→中・高→養教→栄教）
特別支援教育に関する科目

※　専修免許状課程の「大学が独自に設定する科目」については、一種・二種免許状課程の、領域及び保育内容の指導法に関する科目、教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、特別支援教育に関する科目の並び順に準じる。

（例）Ａ学科で中一種（保健体育）・高一種免（保健体育）・養教一種免、Ｂ学科で幼一種免・小一種免・中一種免（数学）（理科）・高一種免（数学）（理科）（情報）、Ｃ学科で幼一種免・栄教一種免を申請する場合は、以下の並び順となる。

① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（Ｂ学科（幼）→Ｃ学科（幼））
② 教科及び教科の指導法に関する科目（Ｂ学科（小））
③ 教科及び教科の指導法に関する科目（Ａ学科（中・保体→高・保体）→Ｂ学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報））
④ 養護に関する科目（Ａ学科）
⑤ 栄養に係る教育に関する科目（Ｃ学科）
⑥ 大学が独自に設定する科目（Ｂ学科（幼）→Ｃ学科（幼）→Ｂ学科（小）→Ａ学科（中・保体→高・保体）→Ｂ学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報）→Ａ学科（養））
⑦ 教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目※（Ｂ学科（幼）→Ｃ学科（幼）→Ｂ学科（小）→Ａ学科（中・保体→高・保体）→Ｂ学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報）→Ａ学科（養）→Ｃ学科（栄））
※　共通開設を行う場合は、まとめて作成する。
⑧ 教育の基礎的理解に関する科目等（Ｂ学科（幼）→Ｃ学科（幼）→Ｂ学科（小）→Ａ学科（中・高）→Ｂ学科（中・高※）→Ａ学科（養）→Ｃ学科（栄））
※　Ａ学科と共通開設を行う場合は、Ａ学科分とまとめて作成する。

※２　※１と同様の順に①②を並べ、対応表全体の最後に③を並べること。

（例）Ａ学科で中一種（保健体育）・高一種免（保健体育）・養教一種免、Ｂ学科で幼一種免・小一種免・中一種免（数学）（理科）・高一種免（数学）（理科）（情報）、Ｃ学科で幼一種免・栄教一種免を申請する場合は、以下の並び順となる。

Ｂ学科（幼）の①②→Ｃ学科（幼）の①②→Ｂ学科（小）の①②→Ａ学科（中・高）の①②→Ｂ学科（中・高）の①②※→Ａ学科（養）の①②※→Ｃ学科（栄）の①②※→③

※　共通開設を行う場合は、まとめて作成する。

※３　※１と同様の順に①②を並べること。

※４　様式第４号は、様式第３号の「備考」欄に記載している教員別の通し番号順に、教員ごとに「履歴書」「教育研究業績書」「教員就任承諾書」の順で並べること。

⑦　ファイルごとに右肩にページ番号を振ること。

⑧　仕切りページや白紙ページの挿入は不要。

⑨　全ての書類は、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体をＰＤＦファイルに変換して作成すること。

⑩　ＰＤＦファイルの表示設定を、以下※１～※３のとおり設定すること。

※１　ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること

※２　ページレイアウトは「連続」

※３　表示比率は「幅に合わせる」

⑪　⑥のとおり作成した申請書は、一式を１つのフォルダにまとめ、今回申請する課程の種類に応じ、それぞれ以下のとおりフォルダ名を設定すること。

申請する課程の種類	フォルダ名
大学学部学科等における課程	○○大学課程認定申請書【学部学科等の課程】
大学学部学科等における通信の課程	○○大学（通信）課程認定申請書【学部学科等の課程（通信）】
短期大学学科等における課程	○○短期大学課程認定申請書【学科等の課程】
短期大学学科等における通信の課程	○○短期大学（通信）課程認定申請書【学科等の課程（通信）】
大学院研究科専攻等における課程	○○大学大学院課程認定申請書【研究科専攻等の課程】
大学院研究科専攻等における通信の課程	○○大学大学院（通信）課程認定申請書【研究科専攻等の課程（通信）】
大学専攻科における課程	○○大学専攻科課程認定申請書【専攻科の課程】
短期大学専攻科における課程	○○短期大学専攻科課程認定申請書【専攻科の課程】
大学における教職特別課程	○○大学課程認定申請書【教職特別課程】
大学における特別支援教育特別課程	○○大学課程認定申請書【特別支援教育特別課程】

２．様式の作成例及び記入要領

（１）様式第１号

＜作成例＞

様式第１号

○○大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書

令和○○年○月○○日

文部科学大臣　○○　○○　殿

申請者（設置者）名
申請者（設置者）の長の職名及び氏名

この度、教育職員免許法別表第１備考第５号イ及び同法施行規則第２１条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、認定の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

①「**○○大学**」の部分には、認定年度における大学名を記載し、今回申請する課程の種類に応じて以下のとおり記載すること。

大学学部学科等の課程	○○大学
大学学部学科等の通信の課程	○○大学（通信）
短期大学学科等の課程	○○短期大学
短期大学学科等の通信の課程	○○短期大学（通信）
大学院研究科専攻等の課程	○○大学大学院
大学院研究科専攻等の通信の課程	○○大学大学院（通信）
大学専攻科の課程	○○大学専攻科
短期大学専攻科の課程	○○短期大学専攻科
大学の教職特別課程	○○大学教職特別課程
大学の特別支援教育特別課程	○○大学特別支援教育特別課程

②「**申請者（設置者）名**」及び「**申請者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。また、押印は不要であること。なお、記載後、様式中の「**申請者（設置者）名**」及び「**申請者（設置者）の長の職名及び氏名**」の文言は削除すること。

申請者（設置者）名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

申請者（設置者）の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

③本文には変更を加えないこと。

（２）様式第２号（概要）

様式は、「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科の課程」「教職特別課程」により異なるため、認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用すること。

＜作成例＞

様式第２号（概要）（学部学科等の課程）

認定を受けようとする大学の課程の概要

①	大学名	○○大学（学部学科等の課程）
②	設置者名	学校法人○○
③	大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○

④ 学部名	④ 学科等名	⑤ 入学定員	⑥ 設置年度	⑦ 認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）	⑧ 現在認定を受けている免許状の種類（免許教科・領域）（認定年度） 幼・小	中・高	特支	養教・栄教
A学部	A学科	100	平成２７年度		幼一種免（令和元年度） 小一種免（令和元年度）			
B学部	B学科	－	平成１０年度			中一種免（国語）（令和元年度） 高一種免（国語）（令和元年度）		
	C学科	40	令和５年度	小一種免 特支一種免 （知・肢・病）				
D学部	D学科	－	平成２２年度			中一種免（英語）（令和元年度） 高一種免（英語）（令和元年度）		
E学部	E学科	100	令和４年度			中一種免（英語）（令和４年度） 高一種免（英語）（令和４年度）		
入学定員合計		140						

⑪ 備考

・B学部B学科は、令和４年度末をもって教職課程認定を取り下げる予定である。
・B学部C学科は、令和５年度に設置予定のため、現在設置認可申請中である。
・E学部E学科は、D学部D学科を改組し、令和５年度に設置予定のため、設置届出済である。同学科の中高一種免（英語）については教職課程認定審査の確認事項１（１）③による変更届について承認を受けた。D学部D学科については、令和４年度末をもって教職課程認定を取り下げる予定である。

①「**大学名**」欄は、認定を受けようとする課程の種類に応じて記載すること。

申請する課程の種類	記載	使用する様式
大学学部学科等における課程	○○大学（学部学科等の課程）	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	○○大学（学部学科等の通信課程）	
短期大学学科等における課程	○○短期大学（学科等の課程）	
短期大学学科等における通信の課程	○○短期大学（学科等の通信課程）	
大学院研究科専攻等における課程	○○大学大学院（研究科専攻等の課程）	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	○○大学大学院（研究科専攻等の通信課程）	
大学専攻科における課程	○○大学（専攻科の課程）	
短期大学専攻科における課程	○○短期大学（専攻科の課程）	短期大学専攻科の課程
大学における教職特別課程	○○大学（教職特別課程）	教職特別課程
大学における特別支援教育特別課程	○○大学（特別支援教育特別課程）	

②「**設置者名**」欄は、認定年度（令和５年度）の４月１日時点の大学の設置者を記載すること。（学長名及び理事長名は記載しないこと。）
国立大学→国立大学法人名
公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
私立大学→私立大学を設置する学校法人名

③「**大学の位置**」欄は、既に認定を受けている課程及び認定を受けようとする課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

④「**学部名**」「**学科等名**」欄は、申請時（令和４年３月）における大学全体の課程認定の状況を記載し、それに加えて今回新たに認定を受けようとする学科等の状況を記載すること。ただし、全体として認定年度（令和５年度）の学則定員が設定された組織名称の記載となるよう留意すること（「**入学定員**」欄も同様）。

※　改組の場合、改組前の学科等が申請書を提出する年度（令和３年度）において課程認定を受けているのであれば、改組前・改組後の学科等名の両方を記載し、備考欄に改組する（認定後は取り下げる）旨を記載すること。

※　申請に係る学科等以外で、認定年度（令和５年度）までに学科名称・定員変更を予定している場合には、新学科名称・定員を記載し、備考欄に、申請時（令和４年３月）の学科名称・定員を記載した上で、変更予定と記載すること。

※　認定年度（令和５年度）までに課程の取下げを予定している場合には、備考欄にその旨を記載すること。

※　第２部（夜間の課程）、第３部（昼間２交代制又は昼夜間２交代制等特殊な形態で授業を行う課程）がある場合は、その旨を備考欄に記載すること。

※　学則に定員が定められていない専攻やコースは記載しないこと。

※　教職課程認定を受けていない学部学科等及び教職課程認定を受ける予定のない学部学科等は記載しないこと。

⑤「**入学定員**」欄は、認定年度（令和５年度）の学則に定める入学定員数を記載すること。編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。
認定年度（令和５年度）時点で改組、募集停止等となる学科等及び、認定取下げにより当該学科等に教職課程が存在しなくなる学科等においては、「－」（ハイフン）を記載すること。

⑥「**設置年度**」欄は、当該学科の設置年度を記載すること。改組を伴わない学科名称の変更を行っている場合は、名称変更前の設置年度を記載の上、備考欄に学科名称の変更の状況を記載すること。（設置申請年度や課程認定の年度ではないため注意すること。）

⑦「**認定を受けようとする免許状の種類**」欄は、令和５年度に新たに認定を受けようとする免許状の免許教科及び種類を記載すること。

⑧「**現在認定を受けている免許状の種類**」欄は、申請時点で認定を受けている（教職課程認定審査１（１）③若しくは１（１）④に基づく届出により認められた課程を含む）免許状の免許教科及び種類を記載すること。

⑨免許状の免許教科及び種類の記載に当たっては、以下を参考に略記すること(免許教科は略記しないこと)。

幼稚園教諭一種免許状	幼一種免
幼稚園教諭専修免許状	幼専免
小学校教諭二種免許状	小二種免
小学校教諭専修免許状	小専免
中学校教諭一種免許状（国語）	中一種免（国語）
中学校教諭専修免許状（社会）	中専免（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	高一種免（地理歴史）
高等学校教諭専修免許状（数学）	高専免（数学）
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・病弱者）	特支一種免（知・病）
特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者）	特支専免（視）
養護教諭一種免許状	養教一種免
養護教諭専修免許状	養教専免
栄養教諭一種免許状	栄教一種免
栄養教諭専修免許状	栄教専免

⑩「**(認定年度)**」欄は、改組を伴わない学科名称変更を行っている場合は、名称変更前の認定年度を記載すること。(※審査年度ではないため注意すること。)
※平成３０年度の再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

⑪「**備考**」欄は、設置者や大学名の変更予定、既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定や、認定を受けようとする課程の設置申請・改組の状況、管理栄養士養成施設等の指定の状況等を記載すること。

(例) 大学の設置者、大学名変更等の予定
・○○年度より、設置者が○○から○○へ変更予定。
・○○年度より、大学名を○○大学から○○大学へ変更予定。
既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定
・○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更予定。
・○○年度より、○○学科の定員を○○から○○へ変更予定。
認定を受けようとする学部学科等が設置予定の場合
・○○学部○○学科は、○○年度設置のため、現在、設置認可申請中（予定）である。
・○○学部○○学科は、○○年度設置のため、現在、設置届出予定である。
・○○学部○○学科は、○○年度設置のため、既に、設置届出済である。
・○○学部○○学科は、○○学部△△学科を改組し、現在、設置認可申請中である。△△学科については、取下届提出予定。
届出設置予定であり、教職課程認定審査の確認事項１（１）③に係る変更届について承認を受けた課程がある場合
・○○学部○○学科は、●●学部●●学科を改組し、○○年度設置のため、現在、設置届出済である。同学科の□□免（□□）については教職課程認定審査の確認事項１（１）③による変更届について承認を受けた。●●学部●●学科については、○年度をもって教職課程認定を取り下げる予定である。
認定を受けようとする免許状の種類が、栄養教諭一種免許状又は栄養教諭二種免許状の場合
・○○学部○○学科は、栄養士法第５条の３第４号の規定により、管理栄養士養成施設として○○年○○月に指定済（指定申請中）である。・○○学部○○学科は、栄養士法第２条第１項の規定により、栄養士養成施設として○○年○○月に指定済（指定申請中）である。

（３）様式第２号（教育課程及び教員組織）

様式第２号（認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織）には、各課程において教員免許状取得のために開設する授業科目及び専任教員の状況を記載すること。

＜共通事項＞

○　「**学部・学科等**」「**入学定員**」欄は、様式第２号（概要）及び学則等の記載内容と一致させること。

○　「**免許状取得に必要な最低修得単位数**」欄は、施行規則に規定する単位数を記載すること。

○　「**学位**」「**学位又は学科の分野**」欄は、大学設置認可等に係る記載内容と一致させること。

○　授業科目の「**名称**」「**単位数**」「**履修方法**」欄は、シラバス及び学則等の記載内容と一致させること。

○　単位数の「**必修**」「**選択**」欄は教員免許状取得のための必修科目・選択科目の別を記載すること。（※卒業要件の必修・選択ではない。）なお、複数科目から選択必修とする場合、単位数は「**選択**」欄に記載し、選択必修の旨を当該科目の履修方法等欄に記載すること。

○　「**共通開設**」欄は、共通開設可能な組合せを課程認定基準等で確認の上、各様式の留意点を参照して記載すること。

○　「**専任教員**」欄は、以下のとおり記載すること。（課程認定上の「専任教員」のみ記載する。「兼担教員」及び「兼任教員」は当該様式には記載しないこと。）

・当該授業科目を担当する専任教員の氏名を記載すること。なお、旧姓等の通称を使用している場合は、括弧書きで本名を併記すること。（例：通称　文科花子、本名　科学花子の場合、「文科（科学）花子」と記載。様式第３号、第４号等、他の様式においても同様に記載すること）

・複数の授業科目を担当する専任教員は、一つの授業科目を除いて、その他は専任教員氏名を括弧書きにすること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の専任教員は、３領域以上にわたり、それぞれにおいて１人以上を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

・年次計画により、令和６年度以降に採用する専任教員については、その専任教員の氏名の左側に「△」を付して記載し、当該教員の「**備考**」欄に採用年度を記載すること。（※様式第４号の教員就任承諾書の採用年度と一致する。）

・認定年度（令和５年度）までに専任教員の昇任が確定している場合、令和５年４月１日時点の役職で記載すること。

○　様式中の「**専任教員**」欄の網掛けは、認定基準に規定する各区分への専任教員の配置状況を確認するために設定しているため、変更及び削除を行わないこと。

○　課程認定上の専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、〔「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」〕、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としないよう留意すること。**また、上記のそれぞれの専任教員において、少なくとも１人は教授でなければならない。**

○　「**●単位数**」欄は、必修科目の単位数について、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を含めて記載すること。選択科目の単位数について、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を除いて記載すること。

選択必修の組合せ次第で最低限選択しなければならない単位数が異なる場合、必修科目欄には最も少なくなる組合せの単位数を、選択科目欄には最も多くなる組合せの単位数を記載すること。

○　「**●専任教員数（合計）**」欄は、専任教員数の実数を記載すること。（※括弧を付さずに記載している専任教員の氏名の数と一致する。）

○　「**●必要専任教員数**」欄は、認定基準で定める専任教員数を記載すること。

○　「**施行規則に定める科目区分等**」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合であっても、当該科目区分の欄は行を削除しないこと。（専修免許状の課程を除く。）

○　授業科目を連携開設科目として開設する場合は、「連携開設科目（〇〇大学）」と記載すること。「〇〇大学」には、当該授業科目を開設する大学名を記載すること。

＜一種・二種の免許状の課程＞

ｉ）幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目①領域に関する専門的事項

〈作成例〉

様式第２号（幼・領域及び保育内容の指導法）①

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目）												
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1．免許状取得に必要な最低修得単位数 領域及び保育内容の指導法に関する科目　16単位			2．学　位 学　士　（〇〇〇〇）			3．学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考
	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		教授	准教授	講師	助教	
					必修	選択					
幼一種免	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健　康	健康活動	2		●●〇〇				
			人間関係	人間関係	2						
			環　境	環境１ 環境２	1 1			△△△△ （△△△△）			
			言　葉	言葉	2						
			表　現	造形表現 音楽表現	1 1					×××× （××××）	
		領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目									
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			〇〇単位			●専任教員数（合計）			〇人	
	・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位			●必要専任教員数			〇人	

①幼稚園教諭一種免許状の課程の場合は５領域、二種免許状の場合は４領域以上の科目を開設すること。（認定基準上の「複合領域」に該当する科目をもって充てることはできない。）

②全領域のうち３領域以上にわたり、各１人以上の専任教員の配置が必要となる。そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。なお、 入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のいずれか又は合わせて２人の増員が必要となる。

③認定基準上の「複合領域」に該当する科目を開設する場合は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄に記載すること。なお、「複合領域」を担当する専任教員は「領域に関する専門的事項」の専任教員に含めることができる。また、同一学科等において、幼稚園の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

ⅱ）幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目②保育内容の指導法

〈作成例〉

様式第２号（幼・領域及び保育内容の指導法）②

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	1．免許状取得に必要な最低修得単位数 領域及び保育内容の指導法に関する科目　16単位	2．学　位 学　士　（○○○○）	3．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目 授業科目	単位数 必修	単位数 選択	専任教員 教授	専任教員 准教授	専任教員 講師	専任教員 助教	備考
幼一種免	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論	2						
			保育内容研究		2					
			健康領域指導法	2						
			人間関係領域指導法	2						
			環境領域指導法	2						
			言葉領域指導法	2						
			表現領域指導法Ⅰ	1						
			表現領域指導法Ⅱ	1						

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	○○単位	●専任教員数（合計）　○人
	・教員の免許状取得のための選択科目	○○単位	

①「保育内容の指導法」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

ⅲ）小・教科及び教科の指導法に関する科目①教科に関する専門的事項

〈作成例〉

様式第２号（小・教科及び教科の指導法に関する科目）①

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（小・教科及び教科の指導法に関する科目）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	1．免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目　30単位	2．学　位 学　士　（○○○○）	3．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考
	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設						
					必修	選択	学校種等	学科等	教授	准教授	講師	助教	
小一種免	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国　語 （書写を含む。）	国語 小学国語	2	 2			○○○○ （○○○○）				書写を含む
			社　会	社会	2								連携開設科目（○○大学）
			算　数	算数 小学算数	2	 2			×××× （××××）				
			理　科	理科 理科総合	2	 2		他 他					○○学科開設科目 ○○学科開設科目
			生　活										
			音　楽	音楽 児童音楽	2	 2	中・高（音楽） 中・高（音楽）	同 同		△△△△			
			図画工作	図画工作	2								
			家　庭										
			体　育	体育 児童体育		2 2							いずれか１科目選択必修
			外国語	小学校英語 児童英語	2	 2					□□□□		
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		総合英語		2					（□□□□）		

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　○○単位	●専任教員数（合計）　○人
	・教員の免許状取得のための選択科目　○○単位	●必要専任教員数　○人
	・「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の必修単位数の合計　○○単位	

①「教科に関する専門的事項」のうち「外国語（英語）」の外国語コアカリキュラムに記載された事項を修得するための科目においては、外国語コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

②一以上の教科の科目を開設すること。（認定基準上の「複合科目」に該当する科目をもって充てることはできない。）

③認定基準４－８（１）ⅰ）により同一学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。

④認定基準４－８（１）ⅱ）により複数の学科等で共通開設を行う科目は「共通開設」「学科等」欄に「他」を、「備考」欄に開設学科等の名称を記載すること（「学校種等」欄の記載は不要。）。

⑤１人以上の専任教員の配置が必要となる。そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。なお、入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のいずれか又は合わせて２人の増員が必要となる。

⑥認定基準上の「複合科目」に該当する科目を開設する場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄に記載すること。なお、「複合科目」を担当する専任教員は「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができる。また、同一学科等において、幼稚園の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

ⅳ）小・教科及び教科の指導法に関する科目②各教科の指導法

〈作成例〉

様式第２号（小・教科及び教科の指導法に関する科目）②

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（小・教科及び教科の指導法に関する科目）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	1．免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目　30単位	2．学　位 学　士　（○○○○）	3．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考
	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教授	准教授	講師	助教	
小一種免	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国　語（書写を含む。）	国語科指導法	2				○○○○				
			社　会	社会科指導法	2								連携開設科目（○○大学）
			算　数	算数科指導法	2								
			理　科	理科指導法	2			他					○○学科開設科目
			生　活	生活科指導法	2					××××			
			音　楽	音楽科指導法	2		中（音楽）	同					
			図画工作	図画工作科指導法	2								
			家　庭	家庭科指導法	2								
			体　育	体育科指導法	2								
			外国語	外国語（英語）指導法	2				（○○○○）				

●単位数　・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　○○単位 ・教員の免許状取得のための選択科目　○○単位	●専任教員数（合計）　○人

①「各教科の指導法」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

②全１０教科の指導法科目を開設すること。そのうち１人以上は専任教員の配置が必要となる。

③認定基準４－８（２）viii）により指導法科目の共通開設を行う場合、同一学科等で共通開設を行う科目においては「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。また、複数の学科等で共通開設を行う科目においては「共通開設」「学科等」欄に「他」を、「備考」欄に開設学科等の名称を記載すること（「学校種等」欄の記載は不要。）。

ｖ）中高・教科及び教科の指導法に関する科目

〈作成例〉

様式第２号（高・教科及び教科の指導法に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・教科及び教科の指導法に関する科目）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目　24単位	２．学　位 学 士（○○○○）	３．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考
	科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教授	准教授	講師	助教	
高一種免（地理歴史）	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論	2		中（社会）	同	○○○○				※「教科に関する専門的事項」及び「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」の選択科目から６単位選択必修
				日本史Ⅰ	2		中（社会）	同					
				日本史Ⅱ		2	中（社会）	同					
			外国史	外国史概論	2		中（社会）	同		□□□□			
				世界史Ⅰ	2		中（社会）	同					
				世界史Ⅱ		2	中（社会）	同					
				中国史		2							
			人文地理学・自然地理学	人文地理学	2								
				自然地理学	2								
				地理学概論		2		他		※◇◇◇◇			※みなし専任教員（××学科教員）××学科開設科目
				地理学特講		2		他					××学科開設科目
			地誌	地誌		2							いずれか１科目選択必修
				地誌概論		2							
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		歴史総合		2		他					○○学部共通科目
				教科内容構成（地歴）		2		他				●●●●	○○学部共通科目
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		中等社会科教育Ⅰ	2			他		△△△△			全学共通科目
				地理歴史科教育	2			他		▲▲▲▲			全学共通科目

●単位数 A.教員の免許状取得のための開設総単位数	○○単位	●専任教員数（教科に関する専門的事項）	○人
B.共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）	○○単位	●必要専任教員数(教科に関する専門的事項)	○人
C.教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	○○単位		
D.教員の免許状取得のための選択科目	○○単位		

※専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の専任教員は含めないこと。

①同一の教科であっても中学校・高等学校でそれぞれ作成すること。

②「各教科の指導法」の必修科目及び選択必修科目及び英語の「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目はコアカリキュラム対応表の提出対象となる。

③教科に関する専門的事項について、

○２０単位（中学校二種免許状の課程の場合は１０単位）以上の科目を開設すること。

○施行規則に規定する事項ごとに一般的包括的内容を含む科目を開設し、その授業科目名称と単位数に下線を引くこと。

○認定基準４－８（１）ｉ）により同一学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。

○認定基準４－８（１）ⅱ）により、複数学科等で共通開設を行う場合及び認定基準４－３（２）又は４－４（２）により、他学科等の科目をあてる場合は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」と記載し、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要。）。なお、他学科等の科目を充てる場合は、施行規則に規定する事項の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲とすること。

○各教科の必要数に応じた専任教員を配置すること。そのうち１人以上が教授であることを確認すること。

○認定基準４－３（５）（※２）又は４－４（５）（※２）により他学科等の教員を当該学科の専任教員とみなす場合は、氏名の左側に「※」を付して記載し、「**備考**」欄にみなし専任である旨及び開設学科等の名称を記載すること。

なお、他学科等の教員を専任教員とみなす場合は、必要専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、当該学科等の専任教員とすること。

○認定を受けようとする免許教科が英語以外の外国語である場合、「**各科目に含めることが必要な事項**」欄の記載は、施行規則に定める英語の場合の例に従い、「○○語学」「○○語文学」「○○語コミュニケーション」「異文化理解」とすること。

④各教科の指導法について、

○中学校教諭一種免許状の課程の場合は８単位以上、高等学校一種免許状の課程の場合は４単位以上の指導法科目を開設すること。

○認定基準４－８（２）ⅶ）により同一学科等で共通開設を行う科目は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」を、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。複数の学科等で共通開設を行う科目は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要。）。

⑤認定基準上の「複合科目」に該当する科目を開設する場合は、「**教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目**」欄に記載すること。なお、「複合科目」を担当する専任教員は「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができる。また、複合科目を他学科等と共通開設する場合は、「**共通開設**」欄及び「**備考**」欄に④と同様に記載すること。

⑥単位数について

○「A.教員の免許状取得のための開設総単位数」には、表中に記載するすべての科目の単位数の合計を記載すること。

○「B.共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）」には、「A.教員免許状取得のための開設総単位数」のうち、他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目をあてる単位数の合計を記載すること。なお、当項目に示す単位数は、必修・選択別に記載せず、まとめて記載すること。

○「C.教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」には、必修科目のみでなく、選択科目のうち選択必修科目として修得する科目の単位数を含めること。

○「D. 教員の免許状取得のための選択科目」には、選択科目のうち、選択必修科目として修得する科目以外の科目の単位数を記載すること。

vi）養護に関する科目

〈作成例〉

様式第２号（養護に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（養護に関する科目）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	1．免許状取得に必要な最低修得単位数 養護に関する科目　２８単位	2．学　位 学　士　（○○○○）	3．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分		単位数	左記に対応する開設授業科目 授業科目	単位数 必修	単位数 選択	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	専任教員 教授	専任教員 准教授	専任教員 講師	専任教員 助教	備考
養教一種免	養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学	2		中・高（保健）	同	○○○○				予防医学を含む
				公衆衛生学	2		中・高（保健）	同	(○○○○)				
		学校保健	2	学校保健	2		中・高（保健）	同					
		養護概説	2	養護概論	2								
		健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談活動	2					□□□□			
		栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		中・高（保健）	同					
				食品学	2								
		解剖学及び生理学	2	解剖学	2			他					
				生理学	2			他					
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学		2		他					これら３科目より１科目選択必修
				免疫学		2							
				薬理概論		2							
		精神保健	2	精神保健	2		中・高（保健）	同					
		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学概論	4							△△△△	
				看護実習Ⅰ	2							(△△△△)	臨床実習
				看護実習Ⅱ	2							(△△△△)	臨床実習
				看護実習Ⅲ	2							(△△△△)	臨床実習、救急処置

●単位数	教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	○○単位	●専任教員数（合計）	○人
	教員の免許状取得のための選択科目	○○単位	●必要専任教員数	３人

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

①必要専任教員（３人）を配置すること。そのうち１人以上が教授であることを確認すること。

また、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」の区分に１人以上の専任教員が配置されているか確認すること。

②認定基準４－８（１）ｉ）により同一学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載すること。

③認定基準４－８（１）ii）②により、他学科等の科目をあてる場合は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」と記載し、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要。）。

vii）栄養に係る教育に関する科目

〈作成例〉

様式第２号（栄養に係る教育に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（栄養に係る教育に関する科目）												
認定を受けようとする学部・学科等		○○学部	○○学科	入学定員 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 ・栄養に係る教育に関する科目　４単位				２．学　位 学士（○○○○）		３．学位又は学科の分野 ○○○○	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
			授業科目	単位数								
				必修	選択		教授	准教授	講師	助教		
栄教一種免	栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育法	2			○○○○					
		・食に関する指導の方法に関する事項	食育指導法	2			(○○○○)					
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）						○○単位					
	・教員の免許状取得のための選択科目						○○単位					

①施行規則に定める科目区分欄の各事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれている授業科目ごとに罫線を引くこと。なお、全事項が含まれた授業科目の場合は、罫線は不要である。

ⅷ）大学が独自に設定する科目

〈作成例〉

様式第２号（大学が独自に設定する科目）

<table>
<tr><th colspan="9">認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（中・大学が独自に設定する科目）</th></tr>
<tr><td>認定を受けようとする学部・学科等</td><td>○○学部</td><td>○○学科</td><td>入学定員
○○</td><td colspan="2">１．免許状取得に必要な最低修得単位数
大学が独自に設定する科目　4単位</td><td colspan="2">２．学　位
学士（○○○○）</td><td>３．学位又は学科の分野
○○○○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定を受けようとする免許状の種類</td><td rowspan="2">免許法施行規則に定める科目区分</td><td colspan="4">左記に対応する開設授業科目</td><td colspan="3" rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td colspan="2">授業科目</td><td colspan="2">単位数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>必修</td><td>選択</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>中一種免
（○○）</td><td>大学が独自に設定する科目</td><td colspan="2">学校現場体験
ボランティア実習
・・・・・・</td><td></td><td>2
2
2</td><td colspan="3">「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得</td></tr>
<tr><td colspan="9">●単位数
・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　○○単位
・教員の免許状取得のための選択科目　○○単位
・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計　○○単位</td></tr>
</table>

①各学科、免許種、免許教科ごとに作成すること。「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合であっても、当該様式の提出は必要である。

②他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計欄は、各科目区分における以下の値の合計値を記載すること。

「教科及び教科の指導法（養護）に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の開設単位数のうち、法定の最低修得単位数を超えている単位数の合計

↓

（教科及び教科の指導法（養護）に関する科目　開設授業科目の合計単位数　－　免許状取得に必要な法定最低修得単位数）＋（教育の基礎的理解に関する科目等　開設授業科目の合計単位数　－　免許状取得に必要な法定最低修得単位数）

③「**備考**」欄は以下のとおり記載すること。

（例）中学校一種（国語）の課程の場合（大学が独自に設定する科目として法定４単位分が必要）

○「大学が独自に設定する科目」として上記記載例のように２単位分の必修科目及び選択科目を開設する場合

・「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相

談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて２単位以上を修得

○「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合

・最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて４単位以上を修得

「大学が独自に設定する科目」として必修・選択必修の科目を開設する場合、必ず修得する単位数分を「併せて○単位」の法定単位数から差し引いて記載すること。また、「大学が独自に設定する科目」の必修又は選択必修科目によって必ず修得する単位数が法定最低修得単位数を上回る場合（上記例で更にボランティア実習を必修科目にする場合など）は、「**備考**」欄は空欄とすること。

ix）教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目

〈作成例〉

様式第２号（第６６条の６に定める科目）

教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目						
認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	学　位 学　士　（○○○○）		学位又は学科の分野 ○○○○
免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目 授業科目	単位数 必修	選択	備考	
日本国憲法	2	日本国憲法	2			
体育	2	体育理論 体育実技	2	2		
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ 英会話Ⅱ		2 2	これら２科目より１科目選択必修	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理演習	2			

①数理、データ活用及び人工知能に関する科目を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類を添付すること。

ｘ）幼小・教育の基礎的理解に関する科目等

〈作成例（小学校）〉

様式第２号（小・教育の基礎的理解に関する科目等）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（小・教育の基礎的理解に関する科目等）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目等　27単位	２．学　位 学　士（○○○○）	３．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教	
小一種免	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		幼	○○○○				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		幼		□□□□			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2		幼					
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		幼					
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		幼					
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		幼	(○○○○)				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳理論と指導法	2							
		総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2						××××　特別活動の指導法を含む	
		特別活動の指導法										
		教育の方法及び技術		教育方法論	1							
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1							
		生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2				(△△△△)			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		幼		△△△△			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導論	1							
	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前事後指導 教育実習（幼小）	1 4		幼 幼					
		学校体験活動		学校体験活動		2	幼					
		教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2		幼					

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	○○単位
	・教員の免許状取得のための選択科目	○○単位

●専任教員数(教育の基礎的理解に関する科目等)	○人
●専任教員数（各教科の指導法）	○人
●必要専任教員数	○人

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

①幼稚園、小学校でそれぞれ作成すること。

②「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実習」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

③「**各科目に含めることが必要な事項**」欄の順序を入れ替えないこと。複数の事項を含む科目（例の場合、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」）にあっては、より上の事項にのみ科目を記載し、備考欄に他に含む事項を記載すること。（ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の該当科目の行に記載すること。）

④認定基準４－８（２）により共通開設を行う科目は、「**共通開設**」欄に共通開設先の学校種を記載すること。

⑤認定基準４－１（３）（小学校の教職課程は４－２（４））を参照の上、必要専任教員数を記載すること。また、そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。
また、「保育内容の指導法（各教科の指導法）」の専任教員数の合計を転記すること。

xi）中高養栄・教育の基礎的理解に関する科目等

〈作成例（中学校・高等学校）〉

様式第２号（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部 ××学部	○○学科 ××学科	入学定員合計 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位、高一種免23単位	２．認定を受けようとする免許状の種類 中高一種免（国語） 中高一種免（理科）

開設体制	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教	
大学において共通開設（ただし、一部科目は○○学科、××学科にて開設） 共通開設する学科等の入学定員の合計（今回申請する学科等以外も含む。） ○○人	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2			○○○○				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2							
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2							
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1					××××		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2							
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳理論と指導法	2							中免のみ
		総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		養栄					特別活動の指導法を含む
		特別活動の指導法										
		教育の方法及び技術		教育方法	1							
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1							
		生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		養栄					
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		養栄				△△△△	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導論	1						(△△△△)	
	教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前事後指導	1			(○○○○)				
				教育実習１	2			(○○○○)				
				教育実習２		2		(○○○○)				中免取得者はいずれか選択必修
		学校体験活動		学校体験活動		2						
		教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2							

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	中○単位／高○単位
	・教員の免許状取得のための選択科目	中○単位／高○単位

●専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）	中○人／高○人
●専任教員数（各教科の指導法）	中（国語）○人、（理科）○人 ／高（国語）○人、（理科）○人
●必要専任教員数	中○人／高○人

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

①中学校・高等学校、養護教諭、栄養教諭でそれぞれ作成すること。なお、中学校と高等学校の科目を共通開設している場合は中高でまとめて作成すること。

②「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実習」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。（養護実習及び栄養教育実習については提出不要。）

③「**認定を受けようとする学部・学科等**」欄には、認定を受けようとする全ての学部学科を記載し、入学定員の合計人数を記載すること。

④「**認定を受けようとする免許状の種類**」欄には、本申請における、共通開設を行う全ての免許状及び免許教科を記載すること（既に認定を受けている免許状及び免許教科を記載する必要はない。）。

⑤「**各科目に含めることが必要な事項**」欄の順序を入れ替えないこと。複数の事項を含む科目（例の場合、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」）にあっては、より上の事項にのみ科目を記載し、備考欄に他に含む事項を記載すること。（ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の該当科目の行に記載すること。）

⑥認定基準４－８（２）により他の教職課程の科目と共通開設を行う場合は、「**共通開設**」欄に共通開設先の学校種を記載すること。（中学校と高等学校の共通開設については記載不要。）

⑦「**開設体制**」欄は、複数の学科等で共通開設する場合に、認定を受けようとする学科等以外に、既に認定を受けている学科等も含めて共通開設する学科等の入学定員の合計を記載すること。

⑧認定基準４－３（５）ⅱ）などを参照の上、必要専任教員数を記載すること。また、そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。また、「各教科の指導法」の専任教員数を教科別に転記すること。

xii）特別支援教育に関する科目

〈作成例〉

様式第２号（特別支援教育に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（特別支援教育に関する科目）

認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目　２６単位	２．学　位 学士（○○○○）	３．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）	免許法施行規則に定める科目区分		単位数	左記に対応する開設授業科目 授業科目	単位数 必修	単位数 選択	中心となる領域	含む領域	専任教員 教授	専任教員 准教授	専任教員 講師	専任教員 助教	備考
特支一種免 （知的障害者） （肢体不自由者） （病弱者）	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害者教育総論	2				○○○○				
				・・・・・・・・・		2			(○○○○)				
				・・・・・・・・・		2			(○○○○)				
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2		知的障害者			○○○○			
				知的障害者の生理・病理	2		知的障害者			(○○○○)			
				肢体不自由者の心理・生理・病理	2		肢体不自由者	知的障害者 病弱者					
				病弱者の心理・生理・病理	2		病弱者	知的障害者 肢体不自由者					
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害教育Ⅰ	2		知的障害者	肢体不自由者 病弱者		(○○○○)			
				知的障害教育Ⅱ	2		知的障害者			(○○○○)			
				知的障害者の言語障害指導	2		知的障害者	聴覚障害者		(○○○○)			
				肢体不自由教育Ⅰ	2		肢体不自由者						
				肢体不自由教育Ⅱ	2		肢体不自由者					○○○○	
				肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2		肢体不自由者	知的障害者				(○○○○)	
				病弱教育Ⅰ	2		病弱者						
				病弱教育Ⅱ	2		病弱者	知的障害者 肢体不自由者					
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害教育総論	2		知的障害者						
				肢体不自由教育総論	2		肢体不自由者						
				病弱教育総論	2		病弱者						
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	視覚障害児の心理、生理、病理	2		視覚障害者						
				聴覚障害児の心理、生理、病理	2		聴覚障害者						
				障害児の心理、生理、病理	2		重複・ＬＤ等領域						重複・言語・情緒・ＬＤ・ＡＤＨＤ
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害児教育課程論	2		視覚障害者						
				聴覚障害児教育課程論	2		聴覚障害者						
				障害児教育課程総論	2		重複・ＬＤ等領域						重複・言語・情緒・ＬＤ・ＡＤＨＤ
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		障害児教育課程論		2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者					
				ＬＤ等教育総論	2		重複・ＬＤ等領域						重複・言語・情緒・ＬＤ・ＡＤＨＤ
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	教育実習	3				(○○○○)				事前事後指導１単位含む

●単位数　・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　○○単位

・教員の免許状取得のための選択科目　○○単位

●専任教員数（合計）　①　１人

②　視　　人／聴　　人／知肢病　１人

③　視　　人／聴　　人／知肢病　１人

●必要専任教員数　３人

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

★「中心となる領域」についての単位数記載

○視覚障害者に関する教育の領域　：　４単位/８単位　（心理等：２単位/１単位、教育課程等：２単位/２単位、心理・教育課程等：０単位）
○聴覚障害者に関する教育の領域　：　４単位/８単位　（心理等：２単位/１単位、教育課程等：２単位/２単位、心理・教育課程等：０単位）
○知的障害者に関する教育の領域　：１２単位/４単位　（心理等：４単位/１単位、教育課程等：６単位/２単位、心理・教育課程等：２単位）
○肢体不自由者に関する教育の領域：１０単位/４単位　（心理等：２単位/１単位、教育課程等：６単位/２単位、心理・教育課程等：２単位）
○病弱者に関する教育の領域　　：　８単位/４単位　（心理等：２単位/１単位、教育課程等：４単位/２単位、心理・教育課程等：２単位）

①：特別支援教育の基礎理論に関する科目
②：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
③：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

①認定を受けようとする課程の特別支援教育領域に応じて、以下のとおり記載すること。
・視覚障害者に関する教育の領域→視覚障害者
・聴覚障害者に関する教育の領域→聴覚障害者
・知的障害者に関する教育の領域→知的障害者
・肢体不自由者に関する教育の領域→肢体不自由者
・病弱者に関する教育の領域→病弱者

②「**特別支援教育領域に関する科目**」欄は「**中心となる領域**」欄に、認定を受けようとする領域のうちいずれか一つの領域を記載して開設すること。（免許状に定められることとなる領域以外の領域を記載することはできない。）また、「**含む領域**」欄は、当該科目の内容として含まれる領域（「中心となる領域」以外で、「重複・ＬＤ等領域」を除く）の全てを記載すること。中心となる領域以外に含まれる領域がない場合は、斜線を引くこと。

③認定基準４－５（４）を参照の上、それぞれの区分に専任教員を配置し、「**●専任教員数（合計）**」欄に区分ごと、領域ごとに専任教員数を記載すること。そのうち１人以上が教授であることを確認すること。

④「**免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目**」欄は、免許状に定められる領域以外の全ての領域及び重複・ＬＤ等領域に関して取り扱う授業科目を開設することが必要である。また、当該科目は「教育課程及び指導法」及び「心理、生理及び病理」両方の内容を取り扱う必要がある。

⑤重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）のいずれかの内容が含まれる科目は、「**中心となる領域**」欄に「重複・ＬＤ等領域」と記載すること。
あわせて、「**備考**」欄に当該科目に含まれる領域を以下のとおり略記すること。
・重複障害→重複　・言語障害→言語　・情緒障害→情緒　・学習障害→ＬＤ
・注意欠陥多動性障害→ＡＤＨＤ

⑥「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を合わせた内容で授業科目を開設する場合は、別に「**・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目　・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目**」の欄を設け、授業科目名等を記載すること。（該当科目がない場合は、欄を作成する必要はない。）

⑦「**★「中心となる領域」についての単位数記載**」欄は、以下の要領により「中心となる領域」についての状況を記載すること。

○視覚障害者に関する教育の領域：

△単位／８単位（心理等：●単位／１単位、教育課程等：●単位／２単位、心理・教育課程等：●単位）
イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト

イ）二重下線の領域について各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の最低修得単位数を記載すること。

ロ）二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第７条表備考第２号イ又はロに定められた最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合８単位）

ハ）二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。

ニ）二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第７条表備考第２号イ又はロに定められた「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合１単位）

ホ）二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。

ヘ）二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第７条表備考第２号イ又はロに定められた「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合２単位）

ト）二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含む科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。

＜専修免許状の課程＞

ｉ）大学が独自に設定する科目

〈作成例〉

様式第２号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織														
認定を受けようとする研究科・専攻等	○○研究科		○○専攻	入学定員 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 ・大学が独自に設定する科目　２４単位				２．学　位 修士（○○○○）				３．学位又は学科の分野 ○○○○	
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等 科目区分			左記に対応する開設授業科目 授業科目	単位数 必修	単位数 選択	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	専任教員 教授	専任教員 准教授	専任教員 講師	専任教員 助教	備考	
小専免	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	国語特論		2							選択科目から２４単位選択必修	
				社会特論		2								
				生活特論		2								
				数学特論		2								
				英語特別研究１		2								
				英語特別研究２		2								
			・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語指導法特講		2								
				国語指導法特講		2								
		教育の基礎的理解に関する科目		教育社会学特別研究		2								
				教育哲学特別研究		2								
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		道徳特論		2								
				教育相談研究		2								
				生徒指導特論		2								
		教育実践に関する科目		教職実践実地研究１		4								
				教職実践実地研究２		4								
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　○○単位								●専任教員数（合計）　○人					
	・教員の免許状取得のための選択科目　○○単位								●必要専任教員数　○人					

①各学科、免許種、学校種、免許教科ごとに作成すること。

②「**科目区分**」欄は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のいずれかを記載すること。開設しない科目区分は記載しないこと。
また、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」については、科目の名称に加え、「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のいずれかを記載すること。

③同一学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種・免許教科を記載すること。複数の学科等で共通開設を行う科目は、「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」、「**備考**」欄に開設学科等の名称を記載すること（「**学校種等**」欄の記載は不要）。

④認定基準５を参照の上、必要専任教員数を記載すること。また、そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。

ⅱ）特別支援教育に関する科目

〈作成例〉

様式第２号（特別支援教育に関する科目）

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織（特別支援教育に関する科目）

認定を受けようとする研究科・専攻等	○○研究科	○○専攻	入学定員 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目　２４単位	２．学　位 修士（○○○○）	３．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考
		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師	助教	
特支専免 （視覚障害者） （聴覚障害者） （知的障害者） （肢体不自由者） （病弱者）	特別支援教育に関する科目	障害者教育特論	2				☆ ○○○○			☆ △△△△	これらより２２単位選択必修
		視覚障害者教育課程特論		2	視覚障害者			□□□□			
		視覚障害者教育研究		2	視覚障害者			(□□□□)			
		聴覚障害者教育課程特論		2	聴覚障害者			◇◇◇◇			
		聴覚障害者教育研究		2	聴覚障害者			(◇◇◇◇)			
		知的障害者教育課程特論		2	知的障害者	肢体不自由者		●●●●			
						病弱者					
		知的障害者心理学研究		2	知的障害者	肢体不自由者		(●●●●)			
						病弱者					
		知的障害者生理学・病理学研究		2	知的障害者	肢体不自由者		(●●●●)			
						病弱者					
		知的障害者教育課程特論		2	知的障害者	肢体不自由者		(●●●●)			
						病弱者					
		肢体不自由者教育課程特論		2	肢体不自由者	知的障害者		(●●●●)			
						病弱者					
		病弱者教育課程特論		2	病弱者	知的障害者					
						肢体不自由者					
		知的障害教育研究		2	知的障害者						
		肢体不自由教育研究		2	肢体不自由者	知的障害者					
						病弱者				▲▲▲▲	
		病弱教育研究		2	病弱者	知的障害者					
						肢体不自由者					
		重複障害教育研究		2	重複・ＬＤ等領域						
		ＬＤ等教育研究		2	重複・ＬＤ等領域						
		障害児教育課程研究		2		視覚障害者 聴覚障碍者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	(☆ ○○○○)				
		障害児教育指導研究		2		視覚障害者 聴覚障碍者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者				(☆ △△△△)	
		特別支援教育コーディネーター概論		2	重複・ＬＤ等領域	視覚障害者					
						聴覚障害者					
						知的障害者					
						肢体不自由者					
						病弱者				(▲▲▲▲)	
		特別支援教育コーディネーター実践論		2	重複・ＬＤ等領域	視覚障害者					
						聴覚障害者					
						知的障害者					
						肢体不自由者					
						病弱者				(▲▲▲▲)	

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） ○○単位	●専任教員数（合計）	視　３人／聴　３人／知肢病　４人
	・教員の免許状取得のための選択科目 ○○単位	●必要専任教員数	視　３人／聴　３人／知肢病　３人

①当該授業科目が該当する領域を「**中心となる領域**」又は「**含む領域**」のいずれかの欄に記載し、該当がない欄に斜線を引くこと。また、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の区分に該当する科目を開設する場合においては、当該授業科目の「**中心となる領域**」と「**含む領域**」欄は黒塗りにすること。

②認定基準５－５を参照の上、必要専任教員数を記載し、「●専任教員数（合計）」欄に領域ごとに専任教員数を記載すること。また、そのうち１人以上が教授となっているか確認すること。

③認定基準５－５により、同一の学科等において複数の特別支援教育領域の認定を受ける場合で、複数の教育領域に共通する科目を担当し得る専任教員をそれぞれの専任教員として取り扱う場合は、該当する専任教員の氏名の左に「☆」を付すこと。

（４）教職課程コアカリキュラム対応表

教職課程コアカリキュラム対応表は、『教職課程コアカリキュラム』に記載されている**事項を修得するための必修・選択必修科目全てについて**作成すること。

ｉ）幼稚園の教職課程

＜作成例＞　①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名	文科大学
学部・学科等名	教育学部教育学科

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）
【幼稚園】

＜各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
2	保育内容の指導法　健康	保育内容「健康」の指導法 保育内容総論		
3	保育内容の指導法　人間関係	保育内容「人間関係」の指導法 保育内容総論		
4	保育内容の指導法　環境	保育内容「環境」の指導法 保育内容総論		
5	保育内容の指導法　言葉	保育内容「言葉」の指導法 保育内容総論		
6-7	保育内容の指導法　表現	保育内容「音楽表現」の指導法 保育内容「造形表現」の指導法 保育内容総論		

＜教育の基礎的理解に関する科目等＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
9	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
15	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
16	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論		
17	幼児理解の理論及び方法	幼児理解と教育相談		
18	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児理解と教育相談		
66	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習（幼）		

①ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。
（１ページ目が一覧となるため、対応表は２ページから始まる。）

②「**各科目に含めることが必要な事項**」欄には変更を加えないこと。

③「**対応授業科目**」欄は、当該事項を満たすために必要な科目の全てを記載すること。複数の科目を記載する場合は、行を追加し作成すること。
選択必修科目などにより組合せが複数存在する場合は、「**対応授業科目（２）**」欄以降に記載し、それぞれの対応表を提出すること。（記載例の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の場合、「学校安全」が必修で「教育社会学」「学校経営」「教育行政学」のいずれかを選択必修する課程であるため、どの選択必修科目を修得してもコアカリキュラムの内容を満たすよう、コアカリキュラム対応表を３種類作成する必要がある。）
組合せの記載欄が足りない場合は、「**対応授業科目（３）**」欄の右側に列を追加し、作成すること。

④複数の事項を含む科目（記載例の「幼児理解と教育相談」）であっても、各事項の欄にそれぞれ科目名を記載し、対応表も事項ごとに別々に作成すること。

⑤対応授業科目に記載する科目の名称は、様式第２号及び学則等の名称と一致させること。

⑥複数の領域に渡る指導法の科目を対応授業科目として記載する場合（記載例の「保育内容総論」）は、当該科目が含む領域それぞれの「**対応授業科目**」欄に記載し、各領域の対応表にも記載すること。

＜作成例＞　②教職課程コアカリキュラム対応表

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

全体目標：　現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

*(1-1),(1-2),(1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

(1－1) 教育に関する社会的事項

一般目標：　社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標：1)　学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2)　子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3)　近年の教育政策の動向を理解している。
4)　諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

(1－2) 教育に関する制度的事項

一般目標：　現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標：1)　公教育の原理及び理念を理解している。
2)　公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3)　教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4)　教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(1－3) 教育に関する経営的事項

一般目標：　学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標：1)　公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2)　学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3)　学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4)　教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

(2) 学校と地域との連携

一般目標：　学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

到達目標：1)　地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
2)　地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

(3) 学校安全への対応

一般目標：　学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標：1)　学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2)　生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		項目	(1－1)				(2)		(3)	
		到達目標／授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)
授業科目名及び授業回（シラバスのページ番号）	教育社会学	1								
		2	◎							
		3		○						
		4								
		5								
		6								
		7		○						
		8			○					
		9			○					
		10			○					
		11				◎				
		12					◎	◎		
		13							○	○
		14								
	(p11)	15								
	学校安全	1							○	
		2							○	
		3							○	
		4								○
		5								○
		6								○
		7								
		8								
		9								
		10								
		11								
		12								
		13								
		14								
	(p13)	15								

◎ ←到達目標に係る授業を**単独の**授業回で行う場合
○ ←到達目標に係る授業を**複数の**授業回にわたって全体的に行う場合

⑦一覧表に記載した全ての組合せについて対応表を作成すること。(「教育実習」「学校体験活動」は③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）を作成する。)

⑧対応表左側の「教職課程コアカリキュラム」本文及び対応表の事項名称には変更を加えないこと。

⑨対応表左側の「教職課程コアカリキュラム」の内容を確認の上、対応表右側の表にコアカリキュラムの各項目における到達目標を満たす授業回を記載すること。
到達目標に係る授業を**単独の**授業回で行う場合は「◎」を、**複数の**授業回にわたって全体的に行う場合は「○」を記載すること。(例の（３）１）２）のように、一つの到達目標を複数の授業科目で満たす場合、複数の授業科目全体で判別する。)

⑩全ての到達目標において、一つの「◎」又は複数の「○」が記載されていることを確認すること。なお、「◎」又は「○」が記載されていない授業回（「教職課程コアカリキュラム」の内容に関係しない授業回）があっても差し支えない。

⑪授業科目名の下側に、シラバス掲載ページを記載すること。

⑫授業回数及び授業科目の記載欄が足りない場合は、適宜行を追加して作成すること。また、実習科目や通信教育課程の印刷教材による学修を行う科目など、授業回が明確に分類できない科目については、シラバスに記載する学修のまとまりに基づいて作成すること。

⑬「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」のように、複数の一般目標から一つを選択する場合は、選択しない一般目標の列は削除すること。

⑭提出の際は、コアカリキュラム対応表左側（コアカリキュラム本体）を含めた全体が１ページに収まるようにすること。（白黒で構わない。）

⑮３科目以上の科目によりコアカリキュラムを構成する場合で、対応表が複数ページに渡る場合は、２ページ目以降に渡っても構わない。その場合の２ページ目以降はコアカリキュラム対応表左側（コアカリキュラム本体）は記載不要である。

＜作成例＞　③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）

③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）

教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を含む。）		確認欄
全体目標:	教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。 一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。	

*教育実習の一部として学校インターンシップ（学校体験活動）を含む場合には、インターンシップ（学校体験活動）において、（2）、（3－1）もしくは（3－2）のうち、3）4）の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

（1）事前指導・事後指導に関する事項

一般目標:	事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。	
到達目標: 1）	教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。	○
2）	教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり，教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。	○

（2）観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標:	幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校（園）の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。	
到達目標: 1）	幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。	○
2）	指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実に即して記録することができる。	○
3）	教育実習校（園）の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。	○
4）	学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。	○

（3－1）学習指導及び学級経営に関する事項　※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標:	大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。	
到達目標: 1）	学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。	○
2）	学習指導に必要な基礎的技術（話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など）を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。	○
3）	学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。	○
4）	教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わることができる。	○

（3－2）保育内容の指導及び学級経営に関する事項　※幼稚園教諭

一般目標:	大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。	
到達目標: 1）	幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。	○
2）	保育に必要な基礎的技術（話法・保育形態・保育展開・環境構成など）を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。	○
3）	学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。	○
4）	様々な活動の場面で適切に幼児と関わることができる。	○

⑯教育実習については、様式第５号に記載した全ての学科等における教育実習について<u>まとめて１枚</u>に記載すること。（学科ごとに作成する必要はない。）なお、「養護実習」、「栄養教育実習」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」は教職課程コアカリキュラムとは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。

⑰幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習（教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。）について各到達目標を満たしていることを確認の上、「**確認欄**」に「○」印を記載すること。

ⅱ）小学校の教職課程

＜作成例＞　①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名	文科大学
学部・学科等名	教育学部教育学科

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

【小学校】

＜各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
19	各教科の指導法　国語（書写を含む。）	小学校国語		
20	各教科の指導法　社会	小学校社会		
21	各教科の指導法　算数	小学校算数		
22	各教科の指導法　理科	小学校理科		
23	各教科の指導法　生活	小学校生活		
24	各教科の指導法　音楽	小学校音楽		
25	各教科の指導法　図画工作	小学校図画工作		
26	各教科の指導法　家庭	小学校家庭		
27	各教科の指導法　体育	小学校体育		

※「各教科の指導法　外国語（英語）」に係る事項は「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」に記載すること。（本表には記載不要。）

＜教育の基礎的理解に関する科目等＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
前掲8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲9	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
前掲10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲15	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
28	道徳の理論及び指導法	道徳理論・指導法		
29	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
30	特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
31	教育の方法及び技術	教育方法・技術論		
32	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
33	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
34	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導		
35	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用		
66	教育実習	教育実習（小）		

①「**ページ**」欄は、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、幼稚園の教職課程と共通開設を行っている科目については「前掲○」と記載すること。この場合、対応表は幼稚園の課程にのみ添付し、小学校の課程で重複して添付しないこと。

②「各教科の指導法　外国語（英語）」については、外国語（英語）コアカリキュラム対応表に記載すること。（本表には記載不要。）
英語以外の言語を取り扱う場合は、本表に記載し、該当の言語を括弧内に記載すること。

③上記以外の項目については、ⅰ）を参照すること。

iii）中学校・高等学校の教職課程

＜作成例＞　①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名	文科大学
学部・学科等名	文学部人文学科 文学部英文学科 文学部史学科 経済学部経済学科 商学部商学科 社会学部社会学科

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

【中学校・高等学校】

＜各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）　中学校＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
36-37	各教科の指導法　国語	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅱ 中等国語科教育Ⅲ 中等国語科教育Ⅳ		
38-41	各教科の指導法　社会	中等社会科教育Ⅰ 中等社会科教育Ⅱ 中等社会科教育Ⅲ 中等社会科教育Ⅳ	中等社会科教育Ⅰ 中等社会科教育Ⅱ 地理歴史科教育 公民科教育	

＜各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）　高等学校＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
42-43	各教科の指導法　国語	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅱ	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅲ	
44	各教科の指導法　地理歴史	地理歴史科教育 地理歴史科指導法		
45	各教科の指導法　公民	公民科教育 公民科指導法		
46	各教科の指導法　商業	商業科教育Ⅰ 商業科教育Ⅱ		

※ 中学校・高等学校「外国語（英語）」に係る事項は「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」に記載すること。（本表には記載不要。）

＜教育の基礎的理解に関する科目等＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
前掲8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲9	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
前掲10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲15	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
前掲28	道徳の理論及び指導法	道徳理論・指導法		
前掲29	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
前掲30	特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
前掲31	教育の方法及び技術	教育方法・技術論		
前掲32	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
前掲33	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
前掲34	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育		
前掲35	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用		
66	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅰ（中高）	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅱ（中高） インターンシップ（中）	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅱ（中高） インターンシップ（高）

①「**学部・学科等名**」欄は、本申請における、共通開設を行う全ての学科等を記載すること（既に認定を受けている学科等を記載する必要はない。）。

②ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、中学校と高等学校の「各教科の指導法」において対応授業科目の組合せが完全に同一の場合（記載例において「中等国語科教育Ⅰ～Ⅳ」を高校でも全て必修とする場合など）については１回のみ掲載し、２度目以降は「前掲○」と記載すること。

③中学校及び高等学校の「各教科の指導法　英語」については、外国語（英語）コアカリキュラム対応表に記載すること。（本表には記載不要。）

④上記以外の項目については、ⅰ）ⅱ）を参照すること。

ⅳ）養護教諭・栄養教諭の教職課程

＜作成例＞　①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名	文科大学
学部・学科等名	栄養学部栄養学科 看護学部看護学科

教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

【養護教諭・栄養教諭】

＜教育の基礎的理解に関する科目等＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
前掲8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲9	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
前掲10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲15	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
47-49	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳理論 特別活動 総合的な学習		
前掲16	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論		
前掲32	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
前掲18	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導・教育相談		

※「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」については、それぞれ「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」のコアカリキュラム対応表を使用すること。

①「**ページ**」欄は、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、中学校・高等学校の教職課程と共通開設を行っている科目については「前掲○」と記載すること。

②上記以外の項目については、ⅰ）～ⅲ）を参照すること。

（5）外国語（英語）コアカリキュラム対応表

外国語（英語）コアカリキュラム対応表は、『外国語（英語）コアカリキュラム』に記載されている**事項を修得するための必修・選択必修科目全て（小学校課程の教科に関する専門的事項は選択科目のみの場合でも記載。中・高課程の教科に関する専門的事項は一般的包括的内容を含む科目のみ。）**について作成すること。なお、英語以外の言語については対応表の提出は不要である。

＜作成例＞　①外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）

①外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）

外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）

大学名	文科大学
学部・学科等名	教育学部教育学科

＜小学校＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
2	教科に関する専門的事項	小学校英語		
3	各教科の指導法	小学校英語指導法		

＜中学校＞　※「教科に関する専門的事項」は、「一般的包括的科目」のみ記載すること。

ページ	各科目に含めることが必要な事項		対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）	対応授業科目（4）
4-5	教科に関する専門的事項	英語学	英語学Ⅰ 英語学Ⅱ 英語学Ⅲ 英語学Ⅳ			
6		英語文学	英語文学論Ⅰ 英語文学論Ⅱ			
7-14		英語コミュニケーション	Reading 1 Writing 1 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 1 Listening 2 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 2 English Speaking
15		異文化理解	英語圏文化の理解			
16-19	各教科の指導法		英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ	英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ 英語教材論Ⅰ 英語教材論Ⅱ		

＜高等学校＞

ページ	各科目に含めることが必要な事項		対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）	対応授業科目（4）
前掲 4-5	教科に関する専門的事項	英語学	英語学Ⅰ 英語学Ⅱ 英語学Ⅲ 英語学Ⅳ			
前掲 6		英語文学	英語文学論Ⅰ 英語文学論Ⅱ			
前掲 7-14		英語コミュニケーション	Reading 1 Writing 1 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 1 Listening 2 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 2 English Speaking
前掲 15		異文化理解	英語圏文化の理解			
20	各教科の指導法		英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ			

①様式第２号に記載した、大学（専攻科・短期大学部・教職特別課程・通信教育課程を含む。）の小学校教諭及び中学校・高等学校（英語）教諭一種又は二種免許状の課程全てについて、その<u>開設学科等ごと</u>に作成すること。

②中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」については、<u>一般的包括的な内容を満たす組合せ</u>（様式第２号で下線を引いている科目）全てを記載すること。（それ以外の科目については記載不要。）

③上記以外の項目については、「（４）教職課程コアカリキュラム対応表」ⅰ）～ⅲ）を参照すること。

（６）シラバス

＜共通事項＞

様式第２号（教育課程及び教員組織）の「**授業科目**」欄に記載されている全ての科目について、シラバスを作成し提出すること。

※施行規則に定める科目区分の「教育実習」、「養護実習」、「栄養教育実習」、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」又は「学校体験活動」に該当する授業科目のシラバスは、様式第５号「教育実習実施計画」があるため、作成する必要はない。

①シラバスは様式第２号の順に並べること。

②本様式に含まれる事項が全て含まれている場合は、別様式を使用して構わない。

③日本語以外の言語にて授業を行う科目については、当該言語で記載されたシラバスを記載して差し支えないが、必ず和訳も併せて付すこと。

④共通開設科目については、１枚の作成（提出）で構わない。

⑤「**授業科目名**」、「**担当教員名**」、「**単位数**」欄等は、様式第２号、様式第４号、学則等に記載の名称と一致しているか確認すること。

⑥「**教員の免許状取得のための**」欄は、様式第２号の記載と一致すること。選択必修科目は「選択」と記載すること。中学校と高等学校で必修・選択の別が異なる場合、２段書きにして書き分けること。

⑦「**担当形態**」欄は以下の別を記載すること。

担当形態	・１人の教員が全回担当する場合　→「単独」
	・１回の授業を２人以上の教員が一緒に担当する場合　→「複数」
	・各回の担当教員が異なる場合　→「オムニバス」
	・上記のうち、クラス分けで担当する授業科目である場合→「クラス分け・〇〇」

※クラス分けの場合、各クラスの担当形態を含めて記載すること。（例：クラス分けされた科目において、各クラスをオムニバスで教員が担当する場合　→　クラス分け・オムニバスなど。）

※各授業回を複数の教員が交代で担当する場合（複数・オムニバス）など、複数の担当形態が混在している場合においては、授業の実態に即した記載とすること。

⑧「**施行規則に定める科目区分又は事項等**」欄は、（記載例）の表を参考の上、施行規則に定められた科目区分及び事項の名称を「　」や（　）、句読点も含めて正確に記載すること。また、中・高と養など同一の科目で事項名称が異なる場合、事項ごとに書き分けること。

⑨「**授業のテーマ及び到達目標**」欄は、学修する学生の到達目標を記載すること。

⑩「**授業計画**」欄は、免許法施行規則第１条の２に規定する単位当たりの時間数の授業を行っていることが明確になるよう記載すること。

＜特に留意すべき事項＞

○　複数の教職課程において、共通開設ではなくそれぞれ単独に開設している授業科目であるが、科目名称と担当教員が同一の場合、「**教員の免許状取得のための**」欄に、カッコ書きで免許種又は開設元の学科名を記載すること。（例１：必修科目（幼）　選択科目（小）／例２：必修科目（経営学科）　必修科目（経済学科）　等）

○　通信教育の課程において「印刷教材による授業」を行う科目については、授業回に代わるものとして、印刷教材について、章立てなどのある程度の学修のまとまりごとに記載しても構わない。

○　「**授業計画**」欄について、複数回に渡って数字のみで区別している授業回や、試験のみの授業回は認められない。また、各授業回において担当教員が異なる場合は、各回の担当教員を明記すること。

○　教科に関する専門的事項のうち一般的包括的な内容を含む授業科目について、「**授業計画**」欄からそのことが読み取れるように記載すること。

○　「**テキスト**」又は「**参考書・参考資料等**」欄のいずれか一方は必ず記載すること。（両方とも「なし」は不可。）

○　「保育内容の指導法」「各教科の指導法」「教育課程の意義及び編成の方法」「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」「教育の方法及び技術」「生徒指導の理論及び方法」の事項を扱う科目については、「**テキスト**」又は「**参考書・参考資料等**」欄のいずれかにおいて、認定を受けようとする学校種に対応した最新の**学習指導要領、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、生徒指導提要等を定めること。**

○　「**学生に対する評価**」欄について、出席のみをもって加点することは教職課程の科目として適切ではないため、出席点などの表記は避けること。また、「**学生に対する評価**」欄に「試験」が含まれる場合は、授業計画に試験を行うことを明記すること。

＜作成例＞

<table>
<tr><td rowspan="2">授業科目名：
住居学</td><td rowspan="2" colspan="2">教員の免許状取得のための
必修科目</td><td rowspan="2">単位数：
２単位</td><td>担当教員名：
○○○○、△△△△</td></tr>
<tr><td>担当形態：オムニバス</td></tr>
<tr><td colspan="2">科　目</td><td colspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目（中学校及び高等学校　家庭）</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行規則に定める
科目区分又は事項等</td><td colspan="3">教科に関する専門的事項
・住居学
・住居学（製図を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="5">授業のテーマ及び到達目標
・・</td></tr>
<tr><td colspan="5">授業の概要
・・</td></tr>
<tr><td colspan="5">授業計画
第1回：○○について（1）○○について（担当：○○○○）
第2回：○○について（2）△△について（担当：○○○○）
・・・
第１５回：○○○○（担当：△△△△）
定期試験</td></tr>
<tr><td colspan="5">テキスト
○○○○（△△著、○○出版）</td></tr>
<tr><td colspan="5">参考書・参考資料等
授業中に適宜資料を配付する。</td></tr>
<tr><td colspan="5">学生に対する評価
定期試験（８０％）、毎回の授業の最後に提出する小レポート（２０％）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>授業科目名：
理科指導法３</td><td>教員の免許状取得のための
必修科目（中学校）
選択科目（高等学校）</td><td>単位数：
２単位</td><td>担当教員名：
○○○○、△△△△
担当形態：クラス分け・単独</td></tr>
<tr><td>科　目</td><td colspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目（中学校及び高等学校　理科）</td></tr>
<tr><td>施行規則に定める
科目区分又は事項等</td><td colspan="3">各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="4">授業のテーマ及び到達目標
・・・</td></tr>
<tr><td colspan="4">授業の概要
・・</td></tr>
<tr><td colspan="4">授業計画
第１回：○○について（１）○○について
第２回：○○について（２）△△について
第３回：△△について
・・・
第１５回：○○○○
定期試験は実施しない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">テキスト
中学校学習指導要領（平成○年○月告示　文部科学省）、高等学校学習指導要領（平成○年○月告示　文部科学省）
中学校学習指導要領解説 理科編（平成○年○月　文部科学省）、高等学校学習指導要領解説 理科編（平成○年○月　文部科学省）</td></tr>
<tr><td colspan="4">参考書・参考資料等
授業中に適宜資料を配付する。</td></tr>
<tr><td colspan="4">学生に対する評価
レポート試験（８０％）、模擬授業の発表内容（２０％）</td></tr>
</table>

（記載例）

<table>
<tr><th>科目</th><th colspan="2">施行規則に定める科目区分又は事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">領域及び保育内容の指導法に関する科目</td><td>領域に関する専門的事項</td><td>・健康
・人間関係
など、施行規則第２条第１項表備考第１号の名称を正確に記載すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目（学校種及び（中・高のみ）免許教科を括弧書きで記載すること。）</td><td>教科に関する専門的事項</td><td>・国語学
・国文学
など、施行規則第３条、第４条及び第５条第１項表備考第１号の名称を正確に記載すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目</td></tr>
<tr><td>教育の基礎的理解に関する科目</td><td colspan="2">・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
など、施行規則第２条第１項表の第３欄等の名称を正確に記載すること。</td></tr>
<tr><td>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</td><td colspan="2">・道徳の理論及び指導法
・総合的な学習の時間の指導法
など、施行規則第２条第１項表の第４欄等の名称を正確に記載すること。</td></tr>
<tr><td>教育実践に関する科目</td><td colspan="2">教職実践演習
（教育実習及び学校体験活動のシラバス提出は不要。）</td></tr>
<tr><td>大学が独自に設定する科目</td><td colspan="2">（記載不要）</td></tr>
<tr><td>養護に関する科目</td><td colspan="2">・衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）
など、施行規則第９条表備考第１号の名称を正確に記載すること。</td></tr>
<tr><td>栄養に係る教育に関する科目</td><td colspan="2">・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
など、施行規則第１０条表備考第１号の名称を正確に記載すること。</td></tr>
<tr><td>特別支援教育に関する科目</td><td>特別支援教育の基礎理論に関する科目</td><td>（記載不要）</td></tr>
</table>

	特別支援教育領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 （中心領域：視、含む領域：知） など、施行規則第７条表の第２欄等の名称を正確に記載するとともに、中心となる領域、含む領域を括弧書きで略記（38 ページ参照）すること。
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	同上
教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目	・日本国憲法 など、施行規則第６６条の６の名称を正確に記載すること。	

※　専修免許状の課程については、施行規則第２条から第５条第１項表及び第９条、第１０条表第２欄から第５欄までに定める科目の名称を「**科目**」欄に記載すること。また、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」については、科目の名称に加え、「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかを記載すること。（その他の科目については、「右項の各科目に含めることが必要な事項」の内容は記載不要。）

＜作成例（教職実践演習）＞

教職実践演習（小）		単位数：２単位		担当教員名 教科担当：×××× 教職担当：△△△△	
科　目	教育実践に関する科目				
履修時期	４年次後期	履修履歴の把握	○	学校現場の意見聴取	○
受講者数　２０人（5クラスで実施）					
教員の連携・協力体制 ・・・・・・・					
授業のテーマ及び到達目標 ・・・・・・・					
授業の概要 ・・・・・・・					
授業計画 第１回：オリエンテーション（担当：全教員） 第２回：履修カルテ及び教育実習の振り返り（１）○○について（担当：××××） 第３回：履修カルテ及び教育実習の振り返り（２）△△について（担当：△△△△） ・・・ 第１４回：・・・・・・ 第１５回：・・・・・・ 定期試験は実施しない。					
テキスト ・・・・・・・・・・					
参考書・参考資料等 ・・・・・・・・・・					
学生に対する評価 発表会の発表内容（○%）、フィールドワーク報告書（○%）、・・・（○%）					

①「教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成２０年１０月２４日課程認定委員会決定）」206 ページ）に示す内容を参照の上、シラバスを作成すること。

②教職実践演習の履修時期は、卒業年次の後期となる。それ以外の時期に実施する場合は、理由書（様式任意）を添付すること。

③「教科に関する専門的事項」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の担当教員が分担して担当する場合は、「**担当教員名**」欄において「教科担当教員」「教職担当教員」と区別して記載す

ること。

④履修カルテを作成し、これを踏まえた指導を行う体制が備えられていることを確認の上、「**履修履歴の把握**」欄に「○」と記載すること。

⑤授業計画の立案に当たって、教育委員会や学校現場の意見聴取を行った場合には、「**学校現場の意見聴取**」欄に「○」と記載し、そうでない場合は「×」と記載すること。

⑥「**受講者数**」欄は、授業を実施する際の受講（予定）者の**１クラス当たりの人数**を記載すること。複数の教員が担当し、受講者をグループ分けして授業を実施する場合は、その旨を記載し１グループ当たりの人数も記載すること。

⑦授業の実施における、学内の教員や学外の教育委員会との連携・協力体制について「**教員の連携・協力体制**」欄及び「**授業計画**」欄に記載すること。（特に、教科専門担当教員の連携・参画の方法について「**授業の概要**」や「**授業計画**」欄に具体的に記載すること。）

⑧上記以外の記載方法については、その他のシラバスの記載方法にならうこと。

（７）様式第３号

＜共通事項＞

①様式第２号（教育課程及び教員組織）の「**授業科目**」欄に記載される各授業科目の担当教員について記載し、提出すること。

②複数の学科について申請を行う場合は、認定を受けようとする**学科等ごと**、免許状の校種（幼・小・中・高・養護・栄養・特支）及び教科ごとに別葉で作成すること。ただし、中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程の認定を合わせて申請する場合、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」についてのみ、中等教育の教職課程（中・高）の教員としてまとめること。

③認定基準に必要専任教員が定められている区分（「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、〔「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」〕、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目）及び栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目ごとに**別葉で作成**すること。（**施行規則第６６条の６に定める科目については作成する必要はない。**）

④課程認定上の専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、〔「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」〕、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としないよう留意すること。（※ただし、同一学科等の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」のみ重複して専任教員を充てることができる。）

⑤書類の並び順は、様式第２号（教育課程及び教員組織）と同一とすること。（ただし、「保育内

容の指導法」「各教科の指導法」については、教育の基礎的理解に関する科目等に併せて記載。なお、③のとおり「施行規則第６６条の６に定める科目」については作成する必要はない。）

⑥様式に記載する順序については、「専任教員」→「兼担教員」→「兼任教員」の順に記載すること。また、専任教員・兼担教員・兼任教員ごとに、「教授」→「准教授」→「講師」→「助教」の順に記載すること。

⑦様式第２号記載の「授業科目名称」「担当教員名（専任教員のみ）」、シラバス及び様式第４号に記載の「教員名」「担当授業科目」と一致しているかどうかを確認すること。

⑧教職特別課程の申請の場合は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科（保育内容）の指導法」に係るもののみ記載すること。

＜一種・二種の免許状の課程＞

ｉ）教科（領域）に関する専門的事項、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目

〈作成例〉

様式第３号（領域に関する専門的事項）

学部・学科等別　教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目	備考
○○学部 ○○学科	幼一種免	領域に関する専門的事項	専任	教授	○○○○	×××× ××××	1
			専任	准教授	○○○○	××××	2
			専任	講師	※○○○○	×××× ×××× ××××	3
			兼担	教授	○○○○	×××× ×××× ××××	4
			兼担	講師	○○○○	××××	5
			兼担	助教	○○○○	×××× ××××	6
			兼任	講師	△○○○○	××××	7 令和６年度 採用予定

①様式名の後の括弧書き及び「**科目等の別**」欄は、該当する区分を記載すること。

②「**認定を受けようとする学部・学科等**」及び「**認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）**」欄は、様式第２号と一致するように記載すること。

③担当教員は「専任＞兼担＞兼任」、「教授＞准教授＞講師＞助教」の順番で記載し、「**備考**」欄に通し番号を付番すること。（※この番号は様式第４号（教員個人に関する書類）のインデックスの番号と一致する。）なお、同一の教員の番号は一つとし、同一の教員を複数の学科等において複数回記載する際は、２度目以降は「前掲○」と記載すること。

④「**担当授業科目**」欄は、教員ごとに様式第２号の記載順と一致するように記載すること。

⑤「みなし専任教員」である場合は、氏名の左に「※」を付記すること。（様式第２号と一致する。）

⑥年次計画により、認定年度の翌年度以降に採用する教員については、氏名の左に「△」を付し、「備考」欄に採用年度を記載すること。（様式第２号と一致する。）

ⅱ）大学が独自に設定する科目

〈作成例〉

様式第３号（大学が独自に設定する科目）

学部・学科等別　教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目等の別	氏名	担当授業科目	備考
○○学部 ○○学科	幼一種免	大学が独自に設定する科目	○○○○	×××× ××××	11
			○○○○	××××	12
			○○○○	×××× ×××× ××××	13
			○○○○	×××× ×××× ××××	前掲 3

①様式名の後の括弧書き及び「**科目等の別**」欄は修正を加えないこと。

②「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合は提出不要。

③上記以外の項目については、ⅰ）を参照すること。

ⅲ）各教科の指導法・保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等

〈作成例〉

様式第３号（各教科の指導法／保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等）

学部・学科等別　教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目			備考
						名称	科目区分	必要事項	
○○学部 ○○学科	中一種免 （英語） 高一種免 （英語）	各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目	専任	教授	○○○○	×××× ××××	1 1	A A	21
			専任	准教授	○○○○	×××× ××××	2 2	B E	22
			専任	講師	○○○○	×××× ×××× ××××	2 2 4	C F	前掲4
			兼担	教授	○○○○	×××× ××××	2 3	E H	23
			兼担	講師	○○○○	×××× ××××	3 4	LN	24
			兼担	助教	○○○○	×××× ××××	2 3	D I	25
			兼任	講師	○○○○	××××	3	M	26

①様式名の後の括弧書き及び「**科目等の別**」欄は、「教育の基礎的理解に関する科目等」に加えて、免許状の種類に応じて、「各教科の指導法」又は「保育内容の指導法」のいずれか（養護教諭、栄養教諭の課程の場合は記載不要。）を記載すること。

②認定を受けようとする免許状の種類ごとにページを改めること。ただし、中学校及び高等学校の教職課程で授業科目を共通開設する場合は、一つの様式にまとめて記載すること。

③「**担当授業科目**」の「**科目区分**」「**必要事項**」欄は、当該授業科目の内容に応じて、以下表により該当する数字及び記号を記載すること。

・「**必要事項**」欄に、記号を複数記載する場合は、全ての記号を記載すること。その際、「Ａ～Ｃ」のように略さず、「ＡＢＣ」と記載すること。

・「教育実習」「学校体験活動」「教職実践演習」「養護実習」「栄養教育実習」の「**必要事項**」欄には斜線を引くこと。

○幼稚園教諭の教職課程の場合

教育の基礎的理解に関する科目等		科目区分欄	必要事項欄
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	１－１	A
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	B
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		C
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		D
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		E
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		F
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		G
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	3	K
	幼児理解の理論及び方法		O
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		M
教育実践に関する科目	教育実習	4	
	学校体験活動		
	教職実践演習		

○小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の場合

教育の基礎的理解に関する科目等		科目区分欄	必要事項欄
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	1	A
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	B
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		C
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		D
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		E
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		F
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		G
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法　※小学校教諭・中学校教諭のみ	3	H
	総合的な学習の時間の指導法		I
	特別活動の指導法		J
	教育の方法及び技術		Q
	生徒指導の理論及び方法		L
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		M
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		N
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		R
教育実践に関する科目	教育実習	4	
	学校体験活動		
	教職実践演習		

○養護教諭及び栄養教諭の教職課程の場合

教育の基礎的理解に関する科目等		科目区分欄	必要事項欄
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	5	P
教育実践に関する科目	養護実習、学校体験活動、栄養教育実習	4	

※　その他の事項については、「小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の場合により記載すること。

①上記以外の項目については、ｉ）を参照すること。

ⅳ）特別支援教育に関する科目

〈作成例〉

様式第３号（特別支援教育に関する科目）

学部・学科等別　教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（領域）	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目			備考
						名称	科目区分	中心領域	
○○学部 ○○学科	特支一種免 （知的障害者） （肢体不自由者） （病弱者）	特別支援教育に関する科目	専任	教授	○○○○	×××× ××××	1 1		16
			専任	准教授	○○○○	×××× ××××	2 2	知 知	17
			専任	講師	○○○○	×××× ×××× ××××	3 3 3	病 病 病	18
			兼担	教授	○○○○	××××	1		19
			兼担	講師	○○○○	××××	2	肢	20
			兼担	助教	○○○○	××××	3	病	21
			兼任	講師	○○○○	××××	7	LD	22

①「**担当授業科目**」の「**科目区分**」欄は、当該授業科目の内容に応じて、以下のとおり記載すること。

特別支援教育に関する科目	同欄に記載する番号
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	2
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	3
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	4
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	5
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	6
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	7
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実習	8

「**担当授業科目**」の「**中心領域**」欄については、当該授業科目の内容に応じて、以下のとおり記載すること。

特別支援教育領域	同欄に記載する事項
視覚障害者に関する教育の領域	視
聴覚障害者に関する教育の領域	聴
知的障害者に関する教育の領域	知
肢体不自由者に関する教育の領域	肢
病弱者に関する教育の領域	病
その他障害により教育上特別の支援を必要とする事項	ＬＤ

①上記以外の項目については、ｉ）iii）を参照すること。

ｖ）専修免許状の課程

〈作成例〉

様式第３号（各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等）

研究科・専攻等別　教員組織に関する書類

認定を受けようとする研究科・専攻等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目	備考
○○研究科 ○○専攻	小専免	各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等	専任	教授	○○○○	×××× ×××× ××××	1
			専任	准教授	○○○○	××××	2
			専任	講師	○○○○	×××× ×××× ××××	3
			兼担	教授	○○○○	×××× ×××× ××××	4
			兼担	助教	○○○○	×××× ××××	5
			兼任	講師	○○○○	××××	6
			兼任	講師	○○○○	××××	7

①一種・二種免許状の課程と同様に、様式名の後の括弧書き及び「**科目等の別**」欄に、該当する区分を記載し、それぞれ別葉で作成すること。

②教科（領域）に関する専門的事項、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目（栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目を含む）、「各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目に分けて作成すること。

※「各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等」は合わせて作成する。

③上記以外の項目については、ｉ）iii）ⅳ）を参照すること。

（８）様式第４号

様式第３号に記載する全ての教員について、①履歴書②教育研究業績書③教員就任承諾書を提出すること。(様式第３号を作成しない「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」のみを担当する教員については提出不要。）なお、<u>各書類において本人の自筆署名及び押印は不要</u>とする。

ｉ）①履歴書

＜作成例＞

（１４）【○田】―

様式第４号（教員個人に関する書類）

履歴書

履　　歴　　書					
フリガナ	ﾌﾘ　ｶﾞﾅ	性別	男	生年月日 （年齢）	昭和○○年○月○日 （満○○歳）
氏　名	○田　○夫				
現住所	〒000-0000　東京都千代田区○丁目○番○○				
学　　歴					
年　月	事　　項				
昭和○○年３月 平成○○年３月	○○大学○○学部○○学科　卒業（学士（教育学）） ○○大学大学院○○研究科○○専攻　修了（博士（教育学））				
職　　歴					
年　月	事　　項				
平成○○年４月 平成○○年４月 平成○○年４月	○○大学○○学部○○学科　講師（平成○○年３月まで） ○○大学○○学部○○学科　准教授（平成○○年３月まで） <u>△△大学□□学部□□学科　教授（現在に至る）</u> 【過去の課程認定委員会における教員審査（単独担当「可」)】 ○○概論（平成○○年度、○○大学　准教授） 特別支援教育（平成３０年度、△△大学　准教授）＜再課程認定＞				
学会及び社会における活動等					
現在所属している学会	日本○○学会、△△学会				
年　月	事　　項				
平成○○年○月 平成○○年○月	日本○○学会　会員（現在に至る） 全国○○協議会　会員（平成○○年○月まで）				
賞　　罰					
年　月	事　　項				
年　　月	特記事項なし				
令和４年　３月　○日	上記のとおり相違ありません。 氏名　○　田　○　夫				

①大学設置認可申請用の様式を使用しても構わない。その場合は、年収などの本様式にない項目については空欄とすること。

②ヘッダーにおいて、「(様式第３号で付した教員の通し番号)」、「【教員の姓】」を作成例に従って記入し、「－（ハイフン)」の後に、『１．申請要領（５）申請書の作成・提出方法⑦』において振ることとしているページ番号が表示されるように設定すること（文字が重複しているなど、読みづらい状態になっていなければ構わない。)。

③本調書を記載した日付（令和３年４月１日～申請書提出日まで）及び調書記載時点の年齢を記載すること。

④「**学歴**」欄は、大学・高等専門学校（又はこれと同等以上の学校）卒業以上の学歴を、学位・称号を含めて記載すること。（該当するものがない場合は最終学歴を記載すること。）

⑤「**職歴**」欄は、以下のとおり記載すること。

○　全ての職歴（自営業、主婦、無職等含む）を記載するとともに、職名、職位等についても明記すること。

○　各職歴について在職期間を明確にし、現職については「現在に至る」と記載し、下線を引くこと。

○　申請書記載日以降に所属が変わる予定がある場合は、「就任予定」「昇任予定」等と記載すること。
研究者としての外国の大学等への留学歴も記載すること。

○　過去１０年以内の課程認定委員会における教員審査※（審査年度：平成２４年度～令和３年度）で、単独担当（クラス分けにより担当する科目で、各クラスを単独で担当する場合も含む。）で「可」とされた者は当該審査に係る審査年度・大学・職名及び担当授業科目名を記載すること。（6 ページ（４）教員審査において「審査結果を尊重」する対象となる授業科目に限る。）

※　再課程認定（審査年度：平成３０年度）による教員審査については、以下の事項を含む、一種又は二種免許状の科目について単独担当で「可」とされた者のみ記載が可能。その場合においては、当該審査に係る審査年度・大学・職名及び担当授業科目名に加えて＜再課程認定＞と記載する。

- **小学校の教職課程の「各教科の指導法　外国語（英語）」又は「教科に関する専門的事項　外国語（英語）」**
- **中学校及び高等学校（英語）の教職課程の「英語文学」**
- **幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭及び栄養教諭の教職課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」**
- **小学校、中学校及び高等学校の教職課程の「総合的な学習の時間の指導法」**
- **養護教諭及び栄養教諭の教職課程の「総合的な学習の時間に関する内容」**

⑥「**学会及び社会における活動等**」欄は、申請時における所属学会及び専攻、研究分野等に関連する事項を記載すること。

⑦「**賞罰**」欄は、公的機関、学会、出版社等からの表彰又は職務上の懲戒処分、研究費の不正受給に係る処分等を記載すること。

⑧各事項について記載事項がない場合は、空欄とせず「特記事項なし」と記載すること。

ⅱ）②教育研究業績書

本調書は、担当授業科目に関連する教育上の能力に関する事項、職務上の実績に関する事項、研究業績等に関する事項について作成し、６ページ以内にまとめること。

＜作成例＞

（１４）【○田】―

教育研究業績書

令和４年３月○○日
氏名　　○　田　○　夫

認定を受けようとする課程における担当授業科目			
教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
・社会心理学Ⅰ（オムニバス） ・社会心理学Ⅱ（オムニバス）		・生徒指導・教育相談（単独）	

教育上の能力に関する事項		
事項	年　月	概要
1　教育方法の実践例	平成 25 年 4 月～	授業において配布する資料を事前に WEB 上に掲載し、学生が予習・復習に活用できるようにしている。 また、オフィスアワー及びメールにて、学生からの相談を随時受け付けている。
2　作成した教科書・教材	平成 25 年 4 月～	生徒指導・教育相談の授業において、○○に関する事項を取りまとめた教材を作成し、授業において活用している。
3　教育上の能力に関する大学等の評価	平成 28 年 3 月	○○大学より、平成２８年度優秀教員表彰を受賞した。
4　実務の経験を有する者についての特記事項	平成 26 年 10 月	○○高等学校３年生を対象とした大学講義体験授業（心理学）の講師を務めた。
5　その他		特記事項なし

職務上の実績に関する事項		
1　資格，免許	平成○年○月 平成○年○月	小学校教諭一種免許状（免許状番号：昭○小一普第 00 号） ○○心理士（登録番号：0000）
2　学校現場等での実務経験	10 年	○○小学校　教諭（平成○年４月～△年３月） △△小学校　教諭（教務主任）（平成□年４月～◇年３月）
3　実務の経験を有する者についての特記事項	平成○年○月	○○市教育委員会主催の○○研修会の研修講師を務めた。
4　その他		特記事項なし

担当授業科目に関する研究業績等						
担当授業科目	著書、学術論文等の名称	単著共著	発行年月	出版社又は発行雑誌等の名称	執筆ページ数（総ページ数）	概　要（共著の場合は全員の著者名を記載）（共著及び執筆ページ数が抽出できない場合は執筆箇所を詳述）
社会心理学Ⅰ、Ⅱ（オムニバス）	（著書） 1. ○○○○	単	平成 25 年 3 月	○○○	240	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
	（学術論文等） 1. △△△△	共	平成 29 年 7 月	△△△	10 （16）	△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△。 （執筆担当部分：◇◇について） 著者：○川○夫、△山△成
	（教育実践記録等） 1. □□□□	単	平成 30 年 1 月	□□□	40 （50）	□□□□□□□□□□□□□□□。 □□□□□□□□□□□□□□□。
生徒指導・教育相談（単独）	（著書） 1. ○○○○	単	平成 25 年 3 月	○○○	220	（再掲のため、略）
	（その他） 1. ◇◇◇◇	共	令和 2 年 2 月	◇◇◇	（抽出不可） （30）	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇。 （執筆担当部分：◇◇について） 著者：○川○夫、△川△介（計○名）

①「**認定を受けようとする課程における担当授業科目**」欄は、認定を受けようとする学科等の教職課程において担当する全ての授業科目について記載すること。

②複数の授業科目を担当する場合は、様式第２号の授業科目記載順に合わせ、科目名の後に括弧書きで「(単独)」「(複数)」「(オムニバス)」「(クラス分け・○○)」等の担当形態を記載するこ

と。科目名称及び担当形態は様式第２号及びシラバスと一致させること。

「**教科及び教科の指導法に関する科目**」欄の名称は、必要に応じて「**領域及び保育内容の指導法に関する科目**」、「**養護に関する科目**」、「**栄養に係る教育に関する科目**」に変更すること。それら複数の区分で担当授業科目のある教員については、複数の区分を２段書きにするなどして一つの枠内に記載すること。

大学院の場合は、「**教科及び教科の指導法に関する科目**」「**教育の基礎的理解に関する科目等**」「**特別支援教育に関する科目**」欄のいずれかに担当授業科目名を記載し、「**大学が独自に設定する科目**」欄には斜線を引くこと。

③「**教育上の能力に関する事項**」欄は、以下の点に留意の上、それぞれ記載すること。なお、各項目について特記事項のない場合は、「特記事項なし」と記載すること。（申請時点における担当授業科目がある教員のほか、過去に高等教育機関で担当授業科目があった教員についても記載。）

１　教育方法の実践例

大学・短期大学・大学院などの高等教育機関において授業科目を担当している教員が、学生の理解を図るため、工夫を凝らした分かりやすい授業を実施している場合、その内容を記載すること。

（例）・ＩＣＴ等を活用した授業方法
・学生の授業外における学習効果促進のための取組
・授業内容のＷＥＢ上での公開

２　作成した教科書・教材

教員が、学生の理解を図るために作成し、大学での授業や教職指導などにおいて活用している教科書や教材等を記載すること。

また、本欄に記載した事項が「担当授業科目に関する研究業績等」にも該当する場合は、それぞれに記載すること。

３　教育上の能力に関する大学等の評価

教員が、学生の理解を図るために行っている教育上の取組（大学での授業や教職指導などを通じた取組）に対して、大学等から特に高い評価を受けたものがあれば記載すること。

（例）・各大学における自己点検・自己評価での評価結果
・学生による授業評価（FD アンケート）の結果、教員相互による評価結果

４　実務の経験を有する者についての特記事項

教員の、学校現場等での教育に関する取組の中で学生の理解を図ることに資するものがあれば記載すること。

（例）・幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校での教育実績（出前講座など）
・大学から受け入れた教育実習生等に対する指導

５　その他

教員が学生の理解を図るために行っている取組のうち、上記に該当しないものを記載すること。

（例）・大学教育改善に関する団体等での活動の概要

④「**職務上の実績に関する事項**」欄は、以下の点に留意の上、それぞれ記載すること。なお、各項目について特記事項のない場合は、「特記事項なし」と記載すること。（申請時点における担

当授業科目がある教員のほか、過去に高等教育機関で担当授業科目があった教員についても記載。）

１　資格、免許

教員が、担当授業科目と関連のある教員免許等の資格、免許等を有している場合は記載すること。教員免許状等の資格を記載するに当たっては、その登録番号等も併記すること。

２　学校現場等での実務経験

教員が、学校現場等において担当授業科目と関連のある実務経験（職歴）を有している場合は、「年月」にその実務経験の年数を、「概要」に時期、勤務先と主な職務内容等を記載すること。

なお、申請書作成時点において現職の場合は、時期に「(現在に至る)」と記入し、認定後も現職を継続する場合は下線を引くこと。

３　実務の経験を有する者についての特記事項

教員の、学校現場等での教育に関する取組の中で担当授業科目と関連のあるものがあれば記載すること。

また、本欄に記載した事項と関連して教育実践記録等を作成している場合は、「担当授業科目に関する研究業績等」にも併せて記載すること。

（例）・研究指定校での教育課程の研究開発
・教員を対象とした研修等の講師の経験
・教育委員や学校評議会の委員等の経験

４　その他

担当授業科目と関連のある職務上の実績のうち、上記に該当しないものを記載すること。

⑤「**担当授業科目に関する研究業績等**」欄は、以下の点に十分に留意の上、教職課程における担当授業科目ごとに関連する当該教員の研究業績等をそれぞれ記載すること。
例年、記載方法の誤りや、平成２４年３月以前の業績、活字業績でない業績が記載されている書類が散見されるため、申請書作成時には、以下の内容が正しく記載されているかを確認すること。66 ページの作成例を参照すること。

＜全般的事項＞

1）**「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載可能なのは、公刊済の活字業績のみ**である。それ以外の業績については、「**教育上の能力に関する事項**」又は「**職務上の実績に関する事項**」欄に記載すること。

2）教育研究業績書作成日以降に発行予定の業績については記載しないこと。（論文として発表済であっても、未刊行の場合は記載できない。）

＜「担当授業科目」欄＞

1）様式第２号の記載順に合わせて授業科目名及び担当形態を記載すること。

2）担当授業科目ごとに区分線を引き、研究業績を記載すること。（研究業績ごとに担当授業科目名称を記載しないこと。）ただし、△△指導法Ⅰ～Ⅳなど番号違いのみの一連の科目については、一つの枠にまとめて記載することができる。

＜「著書、学術論文等の名称」欄＞

1）各担当授業科目に関連する研究業績について、**（著書）**、**（学術論文等）**、**（教育実践記録等）**、**（その他）**の順で該当するものを記載すること。新たな区分を設けないこと。

○　**（著書）**は、出版社を通して流通し、書店などにおいて販売されている書籍の書名を記載すること。

○　**（学術論文等）**は、国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等に学術論文として発表したものの題名を記載すること。学位論文については、その旨を記載すること。

○　**（教育実践記録等）**は、大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの（いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等）を記載すること。なお、栄養に係る教育に関する科目の担当教員については学校給食関係雑誌、冊子等で実践経験に基づく研究成果を発表した業績等を記載すること。

○　**（その他）**は、担当授業科目に関連する報告書や教育関係雑誌など、活字として発表し、広く世間一般に向けて刊行されている研究業績を記載すること。

＜「単著共著」欄＞

1）当該著書等に記載された著作者が１人である場合には「単」、著作者が複数で単独執筆ページがある場合は「共」と記載すること。

2）**（著書）**の場合は、単独執筆の箇所がある場合であっても、著作者が複数の場合は「共」と記載すること。

3）**（学術論文等）（教育実践記録等）（その他）**の場合は、当該論文等に係る単著・共著の別を記載すること。（掲載媒体の単著・共著ではない。）

＜「発行年月」欄＞

1）当該業績が活字として発行された年月を記載すること。過去１０年以内**（平成２４年４月～本調書作成日まで）**の年月となっているか確認すること。

＜「出版社又は発行雑誌等の名称」欄＞

1）**（著書）**の場合は出版社を、**（学術論文等）（教育実践記録等）（その他）**の場合は掲載媒体の名称（巻・号を含む。）を正確に記載すること。

＜「執筆ページ数（総ページ数）」欄＞

1) 当該業績において本人が単独で執筆したページ数の合計を「執筆ページ数」欄に記載すること。（具体的なページ番号は不要。）
2) 単著・共著及び発行形態の別を問わず、当該業績の総ページ数と本人が執筆したページ数の合計が異なる場合においては、本人が執筆したページ数の合計に加えて、当該書籍又は学術論文総ページ数を括弧書きで記載すること。（研究紀要などの論文集については、論文集の総ページ数ではなく当該学術論文の総ページ数を記載する。）
3) 共同研究等により本人が執筆したページ数の合計が記載できない場合に限り、執筆ページ数の代わりに（抽出不可）と記載し、当該業績の総ページ数を括弧書きで記載すること。

＜「概要」欄＞

1) 複数の授業科目を担当する場合で、同一の研究業績等の同一の内容が複数の授業科目に関係する場合、２科目目以降は「**概要**」欄に「再掲のため、略」と記載することができる。その場合でも、「**概要**」欄以外は略すことができないので留意すること。（ただし、「担当授業科目に関する研究業績等」欄内で複数回記載する場合が対象。「作成した教科書・教材」等に記載したことを理由に「概要」欄を省略することはできない。）なお、同一の研究業績等であっても、授業科目ごとに関連する箇所が異なる場合には、「再掲のため、略」とせず、授業科目ごとに「**概要**」欄を書き分けること。
2) 「**概要**」欄には、著書等の内容を 200 字程度の日本語で記載し、担当授業科目と特に関係する記述の箇所に下線を引くこと。なお、共著の場合は、当該業績全体の概要とは別に、本人が執筆した内容を記載すること。
3) 共著の業績は、「**概要**」欄に本人を含めた著者全員の氏名を漏れなく記載すること（著者が非常に多数にわたる場合は、本人を含めた主要な著者の氏名及び著者の合計人数を「計○名」と記載する。）。その上で、本人の氏名に下線を引くこと。
4) 「**執筆ページ数**」欄に「抽出不可（総ページ数）」と記載した場合、当該著書等（学術論文の場合は当該論文）の執筆箇所において本人が果たした具体的な役割を「**概要**」欄の最後に記載すること。なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供など、本人が当該著書等を直接執筆していないものは本人の活字業績とみなすことができないため、この場合は「**教育上の能力に関する事項**」又は「**職務上の実績に関する事項**」欄に記載すること。

ⅲ）③教員就任承諾書

＜作成例＞

（１４）【〇田】―

様式第４号（教員個人に関する書類）

教員就任承諾書

令和４年３月〇〇日

学校法人〇〇　理事長
〇〇　〇〇　　殿

氏名　〇〇　〇〇

私は、**〇〇大学〇〇学部〇〇学科**の教職課程の認定の上は、当該学科等の**専任教員**として、**令和４年**４月１日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

・〇〇〇概論Ⅰ
・〇〇〇概論Ⅱ
・〇〇〇演習
・〇〇〇基礎論

①宛名は、様式第１号で記載する申請大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。

②日付は、教員が本調書を実際に作成した月日を記載すること。（令和３年４月１日～申請書提出日まで）

③本文には、認定を受けようとする学部・学科等（専攻等に定員を置いている場合は専攻まで）の名称を記載すること。複数の学科等で複数の授業科目を担当する場合でも、一つの学科等を記載し、複数枚作成しないこと。（専任教員となる学科等がある場合には、その学科等を、その他の場合は、様式第２号（概要）に先に記載している学科等名を記載すること。）

④「専任教員」、「兼担教員」「兼任教員」のいずれかを記載すること。（専任＞兼担＞兼任の順で選択すること。）

⑤就任日は、認定年度（令和５年度）の４月１日で記載すること。ただし、令和６年度以降に採用予定の場合は、その年度の４月１日とすること。

⑥認定を受けようとする学科等の教職課程において担当する授業科目を<u>全て</u>記載すること。（施行規則第６６条の６の科目は除く。）科目名称は様式第２号と一致させること。（複数の授業科目を担当する場合は、様式第２号の授業科目記載順に合わせること。）

（９）様式第５号

・　本計画書には、大学における教育実習実施計画（教育実習、養護実習及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習の一部として実施する「学校体験活動」に関する実施計画を含む。）を具体的に記載すること。

・　本計画書とともに、実習校からの受入承諾書の写しを提出すること。

※様式の指定はないが、「学校体験活動」を行う場合は、本文中に当該「学校体験活動」が学校の指示の下に行う活動であることを明記すること。

※写しは、紙媒体のスキャンではなく電子媒体をＰＤＦファイルに変換して作成すること（押印不要）。なお、原本の押印の要否は問わない。

※大学が直接実習校から承諾を得る場合は、承諾を得た学校全ての提出が必要である。教育委員会を通じて承諾を得る場合は、当該教育委員会のものを提出すること。

※日付は令和３年４月１日～申請書提出までの間の日で記載すること。

＜作成例＞

様式第５号（教育実習実施計画に関する書類）

教　育　実　習　等　実　施　計　画
１　教育実習等の内容及び成績評価等
①　教育実習等の時期 ＜教育実習＞３年次９月～１０月 ＜学校体験活動＞４年次７月～９月
②　教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞中学校４週間（１８０時間）、高等学校２週間（９０時間） ＜学校体験活動＞中学校又は高等学校週１回（合計４０時間）
③　実習校の確保の方法 ＜教育実習＞大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。 ＜学校体験活動＞教育実習と同じ学校に実習生が内諾を得る。
④　実習内容 ＜教育実習＞　・・・ ＜学校体験活動＞　・・・
⑤　実習生に対する指導の方法 ＜教育実習＞　○日ごとに、指導教員が実習校へ巡回指導を行う。 ＜学校体験活動＞　週１回、実習生から指導教員へ提出された報告書をもとに指導を行う。 あわせて、○月に指導教員が実習校へ巡回指導を行う。
⑥　教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） ＜教育実習＞　・・・ ＜学校体験活動＞　・・・
２　事前及び事後の指導の内容等
①　時期及び時間数 ＜教育実習＞　・・・ ＜学校体験活動＞　・・・
②　内容（具体的な指導項目） ＜教育実習＞　・・・ ＜学校体験活動＞　・・・

①「教育実習（養護実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習）」に「学校体験活動」を含める場合においては、各項目に学校体験活動の内容も記載すること。

②「**①教育実習等の時期**」欄は、教育実習等を実施する年次及び月を記載すること。

③教育実習（学校体験活動）の総時間数は、大学設置基準により実習は１単位３０～４５時間までの範囲で大学が定める時間としていることから、以下の時間数の範囲内となる。（教育実習の

中に学校体験活動を含める場合は、以下の時間数から１単位あたり３０～４５時間の時間数が低減される）

・（４単位）１２０～１８０時間　幼稚園／小学校／中学校／養護教諭
・（３単位）　９０～１３５時間　養護教諭二種
・（２単位）　６０～　９０時間　高等学校／特別支援学校／学校体験活動
・（１単位）　３０～　４５時間　栄養教諭／学校体験活動

④「**③実習校の確保の方法**」及び「**⑤実習生に対する指導の方法**」欄について、大学が責任を持って実習校の確保や実習生に対する指導に当たることが明確になるよう記載すること。

３　教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）
①　大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等
・　委員会等の名称　教職委員会
・　委員会等の構成員（役職・人数など）・・・
・　委員会等の運営方法　毎月１回、年１２回開催する。○○について審議を行う。・・
【委員会の組織図】
別途添付のとおり
②　大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）
＜教育実習・学校体験活動共通＞
・　委員会等の名称　教育実習運営委員会
・　委員会等の構成員（役職・人数など）・・・
・　委員会等の運営方法　○、△、◇月に、年○回開催する。・・・
＜学校体験活動＞
・　○、△月の教育実習運営委員会にて○○学校との連絡調整会議を実施している。
【委員会の組織図】
別途添付のとおり

４　教育実習の受講資格
１．３年次開始時点で以下に掲げる科目を修得済又は履修中であること。
道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、生徒指導論、教育相談論（進路指導を含む）、各教科の指導法の必修科目、教科に関する専門的事項（１０単位以上）
２．３年次開始時点の修得総単位数が○単位以上であること。
３．上記全てを満たしたうえで、登録申請を行った者に、教職委員会にて受講を許可する。

５　実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級		
○	○	学校名 教員数	○○市立○○小学校（△△県××市○○町１－２３）　学級数：○○　児童数：○○人 ○○人　（内訳）教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○人、養護助教諭○人、栄養教諭○人		
○	○	学校名 教員数	○○市立○○中学校（△△県××市○○町１－２３）　学級数：○○　生徒数：○○人 ○○人　（内訳）教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○人、養護助教諭○人、栄養教諭○人		
○	×	教育委員会名	○○市教育委員会	小学校：○○校	中学校：○○校

⑤「**３　委員会等**」欄は、教育実習と学校体験活動における組織体制が同一の場合はまとめて記載すること。

⑥「**委員会の組織図**」欄は、各大学に設置している運営体制の組織図を略記すること。本欄に収まらない場合は、別添資料を本様式の後ろに添付すること。

⑦学校体験活動を実施する場合においては、「**②大学外の関係機関**」欄に大学と学校体験活動の実習校との連携体制について記載すること。

⑧「**４　教育実習の受講資格**」欄は、教育実習の受講の条件として教員免許状取得に係る単位の取得条件を記載すること。

⑨「**５　実習校**」欄は、学校体験活動の実習校についても併せて記載し、教育実習又は学校体験活動の実習校に○を記載すること。（学校体験活動を開設していない、又は実習校ではない場合は×を記載する。）

⑩大学が直接実習校から受入承諾を得る場合には、当該校全ての学校名、学級数、児童数、教員数（令和３年５月１日現在）を記載すること。また、教育委員会を通じて実習の承諾を得る場合には、当該教育委員会名及び学校数（令和３年５月１日現在）を記載すること。
※該当がない方の欄は、空欄にせずに削除すること。

⑪「**学級数の合計**」欄は実習先の校種ごとに合計を記載し、該当する校種がない場合は記載しないこと。教育委員会を通じて実習先を確保している場合、学校体験活動の受入有無が学校により異なる場合は、行を分けて記載すること。

（10）様式第６号

＜作成例＞

様式第６号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）

1　施設・設備の概要

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 　教育学科	小一種免	講義室 理科実験室 音楽室 図画工作実習室 調理室 体育館 プール	○室 ○室 ○室 ○室 ○室 ○棟 （○○附属学校のプール）
理学部 　理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	講義室 実験室	○室 ○室
⑤施行規則第６６条の６に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第２条第１項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第３条第１項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において使用する施設・設備			
・コンピュータ演習室（１室、学生が利用可能な端末を２００台設置） ・講義室（３室、各講義室に電子黒板１台を設置） ・教職支援センターにて、デジタル教科書をインストールしたノートパソコン及びタブレットの貸出しを行っている。（ノートＰＣ２０台／タブレット５台）			
⑥施行規則第６６条の６に定める「体育」において使用する施設・設備			
グラウンド、体育館、プール（○○附属学校のプール）			

2　図書等の状況

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 　教育学科	小一種免	教科及び教科の指導法に関する科目（××） ⋮ 教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊 ○○○○冊
理学部 　理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	教科及び教科の指導法に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊 ○○○○冊
		合計（実数）	○○○○冊

3　教職課程に関連のある施設・設備、役割など

教職支援センター
教職課程を履修する学生への免許状取得、教育実習、教員採用試験等に関する資料の閲覧・貸出及び自習スペースの提供、客員教授（校長経験者）による面接指導を行っている。

①「**1　施設・設備の概要**」の「**③①の学部・学科等において使用する施設・設備**」欄には、認定を受けようとする免許状の種類に応じて様式第２号に記載する授業科目を開設する場合において必要な施設・設備を記載すること。なお、施行規則第６６条の６に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第２条第１項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第３条第１項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において使用する施設・設備に関する内容については、⑤又は⑥に記載するため、本欄には記載不要である。また、学外における施設・設備を利用する場合は、備考欄に学校名、施設名等を記載すること。

※施設・設備に備え付けられた個別の機械・器具を記載する必要はない。

※専修免許状のみの申請の場合は⑤及び⑥を記載する必要はない。

②「**1　施設・設備の概要**」の「**⑤施行規則第６６条の６に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第２条第１項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第３条第１項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において使用する施設・設備**」欄には、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の情報機器（情報通信技術）の活用に関する施設・設備及び機器の設置状況について記載すること。また、施設・設備には備え付けられておらず、随時教員や学生へ貸出を行っている情報機器等があれば併せて記載すること。

③「**2　図書等の状況**」の「**③②の教職課程に関する図書の種類**」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類に応じて、以下の科目区分を記載し、「**④冊数**」欄にそれぞれの科目の図書の冊数を記載すること。小学校教諭の教職課程について、「教科及び教科の指導法に関する科目」の「××」部分には各教科名を記し、全 10 教科それぞれについて冊数を記載すること。

免許状の種類	科目区分
幼稚園教諭の教職課程	・領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等
小学校教諭の教職課程	・教科及び教科の指導法に関する科目（××） ・教育の基礎的理解に関する科目等
中学校教諭の教職課程（免許教科××） 高等学校教諭の教職課程（免許教科××）	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等
特別支援学校教諭の教職課程	・特別支援教育に関する科目
養護教諭の教職課程	・養護に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等
栄養教諭の教職課程	・栄養に係る教育に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目等

※　複数の免許状の認定を受けようとする大学で、「教育の基礎的理解に関する科目等」の冊数を免許状の種類ごとに区別することができない場合は、まとめて記載しても差し支えない。この場合の「**②①の学部・学科等における免許状の種類**」欄には、認定を受けようとする免許状の種類を一括して記載すること。

④「**３　教職課程に関連のある施設・設備、役割など**」欄は、教職課程の授業科目を開設する場合以外で教職の授業や教員採用試験対策等で活用しているなど教職に関連する施設・設備（模擬授業実践室、教育実習相談室等）（学外の施設を含む。）及びこれらの教職課程運営上の役割などを記載すること。学外の施設については、学外の施設であることを明記すること。
※進路室・キャリアサポートセンターや教務課等で教職関連を指導しているのであれば、その旨を記載すること。なお、本欄に記載する事項がない場合には、「特になし」と記載すること。

（11）様式第７号

ｉ）様式第７号ア

本書類の記載分量は、６ページ以内とすること。

＜作成例＞

様式第７号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（１）大学・学科の設置理念
①大学

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

（２）教員養成の目標・計画
①大学

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

①「**（１）大学・学科の設置理念**」欄は、申請大学及び認定を受けようとする学科等の設置理念を記載すること。なお、大学のディプロマ・ポリシーや大学設置認可申請時の申請書など、規定されている理念等がある場合はその内容を記載すること。

②「**（２）教員養成の目標・計画**」欄は、（１）で記載した理念に基づき、大学及び認定を受けようとする学科等における、養成したい教員像などの教員養成の目標及びそれを達成するための計画を具体的に記載すること。

③「**（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨**」欄は、（１）（２）において記載した大学や学科等の設置理念及び教員養成の目標等に基づき、今回申請を行う課程を設置することの意義や必要性、理由について、認定を受けようとする学校種・免許教科ごとに具体的に記載すること。
※中学校と高等学校で同一教科の課程を申請する場合、校種ごとに求められる専門性の違いを踏まえ、内容を書き分けること。

ⅱ）様式第７号イ

本書類の記載分量は、６ページ以内とすること。

＜作成例＞

様式第７号イ

Ⅰ．教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

（１）各組織の概要

組 織 名 称：
目　　的：
責　任　者：
構成員（役職・人数）：
運 営 方 法：

（２）（１）で記載した個々の組織の関係図

Ⅱ．都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

（１）教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

（２）学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取 組 名 称：
連携先との調整方法：
具体的な内容：

Ⅲ．教職指導の状況

①「**Ⅰ．教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況**」の「**（１）各組織の概要**」欄は、体系的な授業科目の履修を達成するための全学的組織及び各学科等における組織の状況を、以下のように記載すること。

・「組織名称：」　⇒　組織の具体的な名称

・「目的：」⇒　組織の目的及び審議事項

・「責任者：」⇒　組織の責任者の役職名

・「構成員（役職・人数）：」⇒　組織を構成する具体的な役職及び人数

・「運営方法：」⇒　開催頻度、具体的な運営方法及び検討される議事など

※　複数の組織を設置している大学については、「組織名称」・「目的」・「責任者」・「構成員（役職・人数）」・「運営方法」の各項目を含めて、①，②と番号を付して表を複製し、記載すること。

②「**Ⅰ．教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況**」の「**（２）（１）で記載した個々の組織の関係図**」欄は、「**（１）各組織の概要**」で記載した各組織の関係を表す図表（全学的組織と各学科等における組織の役割関係など）を略記すること。

③「**Ⅱ．都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組**」の「**（１）教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等**」欄は、都道府県及び市区町村教育委員会と連携して行っている（又は行う予定としている）取組についての具体的な名称や内容を、どのように教育委員会と連絡を取り合って実施しているかなどを含めて、箇条書きにして記載すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。（教職課程の科目として行っている学校体験活動を除く。）

④「**Ⅱ．都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組**」の「**（２）学校現場における体験活動・ボランティア活動等**」欄は、都道府県及び市区町村教育委員会、学校並びに地域社会等と連携して行っている（又は行う予定としている）取組について、以下のように記載すること。

・　「取組名称：」　⇒　取組の具体的な名称
・　「連携先との調整方法：」　⇒　取組に関する連携先との具体的な調整方法（どのように、連絡を取り合って取組を実施しているかなど）
・　「具体的な内容：」　⇒　具体的な取組内容
※　複数の取組を実施している大学については、「取組名称」・「連携先との調整方法」・「具体的な内容」の各項目を含めて、①，②と番号を付して表を複製し、記載すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。

⑤「**Ⅲ．教職指導の状況**」欄は、学内の教職指導体制及び教職指導の内容（教職課程のガイダンス、履修指導及び各種相談への対応等）について、具体的に記載すること。

ⅲ）様式第７号ウ（各段階における到達目標）

＜作成例＞

様式第７号ウ
＜教育学部教育学科＞（認定課程：小一種免）
（1）各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	
	後期	
2年次	前期	
	後期	
3年次	前期	
	後期	
4年次	前期	
	後期	

①学科等ごとに別葉で作成すること。なお、「**認定課程**」欄には、認定を受けようとする学校種、免許教科（中学校・高等学校の場合）を記載し、それぞれ別葉で作成すること。
※中学校と高等学校で同一教科の課程を申請する場合、校種ごとに求められる専門性の違いを

踏まえ、内容を書き分けること。

②「**履修年次**」欄は、認定を受けようとする課程の修業年限に応じて、適宜行を削除すること。また、履修年次における時期は、大学の学則において定める履修期の区分のとおり記載すること。

※　セメスター制を導入している場合は、前期・後期に代えて各セメスターを記載する。

※　前期・後期区分に加えて「通年」や「集中」の区分を定めており教職課程の科目を実施する場合は、行を追加し記載する。

③「**到達目標**」欄は、各学年及び学期ごとに学生が修得すべき事項を具体的に記載すること。（履修する科目の名称は様式第７号ウ（具体的な履修カリキュラム）に記載するため、本表には履修科目の名称を羅列するのではなく、到達目標として目指す学生の姿を具体的に記載すること。）なお、一般的に学生の履修する内容や各学期における到達目標は学科等ごとに異なると考えられるため、複数の課程を申請する際は、他学科等の記載内容を複製して作成することのないよう、留意すること。

ⅳ）様式第７号ウ（具体的な履修カリキュラム）

・認定を受けようとする学科等において免許状の取得要件を満たすために、実際に学生が科目を修得する際の履修モデルの一例を記載すること。（開設授業科目の全てを記載するものではない。）

・認定を受けようとする課程により、以下の様式を使用し作成すること。（記載要領は全ての課程において同様である。）

認定を受けようとする課程の種類	使用する様式
幼稚園・小学校・中学校・高等学校の課程	様式第７号ウ（教諭）
養護教諭の課程	様式第７号ウ（養護）
栄養教諭の課程	様式第７号ウ（栄養）
特別支援学校教諭の課程	様式第７号ウ（特支）

＜作成例＞

様式第７号ウ（教諭）

＜〇〇学科＞（認定課程:　　）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		各教科（保育内容）の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等			教科（領域）に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期							
	後期							
2年次	前期							
	後期							
3年次	前期							
	後期							
4年次	前期							
	後期							

①「**科目区分**」、「**必要事項**」欄は、様式第３号において記載した各番号及び記号を記載すること。また、特別支援学校教諭免許状についても同様に、科目区分、必要事項、中心領域について様式第３号において記載した各番号及び記号を記載すること。

②その他教職課程に関連のある科目の欄については、様式第２号に記載した教員免許状取得のための科目**以外**で、当該学科が開設し認定を受けようとする課程に**関連のある**授業科目を記載すること。（学位プログラム上で教科専門性を高めるための科目など）

③特別支援学校教諭免許状の課程の場合は、大学が想定する基礎免許状となる課程（いずれか１種類）の科目を同時に記載すること。

④上記以外の項目については、ⅲ）を参照すること。

（12）様式第８号

本様式は、既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合にのみ提出するものであるが、後掲の＜誓約書の提出が不要となる組合せ＞の場合、本様式の提出は不要である。本様式により、既に認定を受けている教職課程と、新たに認定を受けようとする教職課程との間に教育課程及び教員組織の重複がないことを大学が誓約し、この誓約に基づき、申請する学科において既に認定を受けている教職課程については、再度の審査・認定を不要とする。（※課程認定審査の確認事項１（２）参照。）また、押印については不要とする。

＜作成例＞

様式第８号（誓約書）

誓　約　書

令和○○年○月○○日

文部科学大臣　○○　○○　殿

申請者（設置者）名
申請者（設置者）の長の氏名及び職名

この度、教育職員免許法別表第１備考第５号イ及び同法施行規則第２１条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるために認定を受けようとする課程が、課程認定審査の確認事項１（２）の規定により、既に認定を受けている課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない（教職課程認定基準４－８等の特例を除く）旨、誓約いたします。

①　記載方法は様式第１号の記載要領を参照すること。

＜誓約書の提出が不要となる組合せ＞

認定を受けようとする課程と既に認定を受けている課程との組合せが以下に該当する場合は、様式第８号の提出は不要である。なお、新たに特別支援学校教諭養成課程の認定を受けようとする場合及び既に課程認定を受けている学科等に課程を追加しない場合（改組に伴い、学科全ての課程について再度課程認定を受ける場合）においても、誓約書を提出する必要はない。

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（工業） 高等学校教諭免許課程（情報）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）

高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（情報）	中学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（数学） 中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

※　英語以外の外国語を免許教科とした教職課程の場合は、英語の組合せの場合と同様とする。

(13) 様式第９号

・　本様式は、連携教職課程を設置する場合にのみ提出すること。また、認定を受けようとする課程ごとに作成すること。

＜作成例＞

様式第９号（連携教職課程を設置する大学の要件）　※認定を受けようとする課程（免許種・教科）ごとに作成すること

（１）連携教職課程の認定を受けようとする免許種・教科

［例］中一種免（英語）

（２）連携教職課程の認定を受けようとする学科等

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等を全て記載し、その内、幼稚園教諭または小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等の左欄に「○」を記載すること。学科等の数に合わせ、行を加除すること。

教員養成を主たる目的とする学科等	連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等名
○	○○大学○○学部○○学科

（３）授業科目の開設状況

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等における「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等」に関する授業科目について、自学科で開設している場合には該当する欄に「○」、自学科では開設していない場合には該当する欄に「×」を記載。

学科等名（大学名から記載）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
○○大学○○学部○○学科	○	×

（４）教学管理のための体制

※連携教職課程の認定を受けようとする大学の学科等の専任教員それぞれ１人以上からなる教学管理（教職課程認定基準９（２））のための体制について、
・参画する専任教員の氏名・職位
・教学管理のための体制の役割
・学内の意思決定組織との関係　を記載すること。
※必要に応じて、図示してもかまわない。本欄に収まらない場合は、別添でも可。

学科等名（大学名から記載）	参画する専任教員氏名・職位
○○大学○○学部○○学科	○○　○○教授

教学管理のための体制の役割
例） ・カリキュラム編成・調整 ・基準の設定・調整　　等

学内の意思決定組織との関係
例） カリキュラムについては、教学管理のための体制において、大学間の調整を行い、最終的には○○大学○○学部○○学科、△△大学△△学部△△学科において意思決定。教学管理のための体制において大学間の調整が整わない場合には、○○大学○○学部○○学科長と△△学部△△学科長とで調整。　　等

※　必要に応じて、図示

（５）必修科目として開設が必要な単位数

※連携教職課程においては、
①学生が在籍する大学の学科等（以下「自大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設
②学生が在籍しない大学の学科等のいずれか（以下「他大学」という。）において修得するものとして必要な単位数を開設することとしている（教職課程認定基準９（３））。このため、当該単位数を満たす必修・選択必修の授業科目について、該当する区分欄に、様式第２号に記載の科目名、単位数を記載し、合計欄に単位数の合計を記載すること。
※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の開設単位として重複して計上してかまわない。
※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】
※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数
専修免許状：３単位、一種免許状：８単位、二種免許状：５単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	・●●●● ・□□□□ ・△△×× ・ ・ ・		【A大学】 ・○○○○○ ・●●●●● 【B大学】 ・□□□□□ ・■■■■■ ・ ・ ・ ・	
各教科の指導法				
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】
※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数
専修免許状：３単位、一種免許状：８単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
教科に関する専門的事項	・●●●● ・□□□□ ・△△×× ・ ・ ・		【A大学】 ・○○○○○ ・●●●●● 【B大学】 ・□□□□□ ・■■■■■ ・ ・ ・ ・	
各教科の指導法				
大学が独自に設定する科目				

教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

【特別支援学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】
※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数
専修免許状：３単位、一種免許状：３単位、二種免許状：２単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
特別支援教育に関する科目	・●●●● ・□□□□ ・△△×× ・	・ ・ ・ ・	【A大学】 ・○○○○○ ・●●●●● 【B大学】 ・□□□□□ ・■■■■■	・ ・ ・ ・
合計単位数		●		●

【養護教諭の課程の認定を受けようとする場合】
※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数
専修免許状：３単位、一種免許状：８単位、二種免許状：６単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
養護に関する科目	・●●●● ・□□□□ ・△△×× ・	・ ・ ・ ・	【A大学】 ・○○○○○ ・●●●●● 【B大学】 ・□□□□□ ・■■■■■	・ ・ ・ ・
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

【栄養教諭の課程の認定を受けようとする場合】

※自大学及び他大学で必修科目として開設が必要な単位数

専修免許状：３単位、一種免許状：３単位、二種免許状：２単位

	自大学		他大学	
	科目名	単位数	科目名	単位数
栄養に関する教育に関する科目	・●●●● ・□□□□ ・△△×× ・	・ ・ ・	【A大学】 ・○○○○○ ・●●●●● 【B大学】 ・□□□□□ ・■■■■■	・ ・ ・ ・
大学が独自に設定する科目				
教育の基礎的理解に関する科目等				
合計単位数		●		●

（６）専任教員数

※連携教職課程の認定を受けようとする自大学及び他大学の各学科等が開設する科目の区分に応じて専任教員を配置しなければならない。自大学と他大学の各学科等が開設する科目が同一の科目区分となる場合には、当該科目区分に配置すべき必要専任教員数については各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が１未満の場合には１人とすることとしている（教職課程認定基準９（４））。また、自大学及び他大学の各学科等を一つの学科等とみなして、これらの学科等の入学定員の合計に応じた専任教員数を配置しなければならないとしている。

このため、該当する科目区分に応じて、「自大学」及び「他大学」欄については様式２号に記載の専任教員の氏名・職名を記載、「計」欄については専任教員数の合計を記載、「必要専任教員数」欄については自大学及び他大学の各学科等の入学定員に応じた必要専任教員数を記載すること。

※中・高・養・栄の課程を同時に認定を受けようとする場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを共通に開設している場合であっても、それぞれの課程の専任教員として重複して計上してかまわない。

※開設しない課程の表は削除すること。

【中学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項						
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等						

【高等学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学	他大学	計	必要専任教員数

	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教科に関する専門的事項						
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等						

【特別支援学校教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
特別支援教育に関する科目						

【養護教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
養護に関する科目						
教育の基礎的理解に関する科目等						

【栄養教諭の課程の認定を受けようとする場合】

	自大学		他大学		計	必要専任教員数
	氏名・職名	人数	氏名・職名	人数		
教育の基礎的理解に関する科目等						

①「（２）連携教職課程の認定を受けようとする学科等」欄は、連携教職課程の認定を受けようとする全ての大学の学科等を記載し、少なくとも一つは幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とした学科等であること。

②「（４）教学管理のための体制」の「教学管理のための体制の役割」及び「学内の意思決定組織との

関係」欄は、当該教員の役割を具体的に示すこと。

③「（５）必修科目として開設が必要な単位数」に関し、**「自大学」**欄には学生が自ら所属する学科等において修得する必要のある単位数以上の授業科目の情報（科目名称及び単位数）を記載し、**「他大学」**欄には自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて修得することが必要な単位数以上の授業科目の情報（科目名称及び単位数）を記載すること。

④「（６）専任教員数」は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、課程認定基準に定められる必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分すること。なお、各学科において按分した数が小数を含む場合は繰り上げて計上すること（１未満の場合には１人とすること）。

また、連携教職課程を設置する大学間の距離が５０㎞を超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置すること。ただし、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合についてはこの限りではない。

３．その他の書類

（１）学則・履修規程等

学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法、授与を行う学位の専攻分野の名称が規定されていれば、学則のみを提出することで差し支えない。一方、学則にこれらが規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（履修規程や学位規程など）を提出すること。

いずれにおいても、**認定を受けようとする課程の授業科目・単位数（様式第２号に記載の科目）について、該当箇所に下線を引くなどして強調し**、教職課程の科目を明確にすること。

なお、申請書の提出時点では、（案）の提出でも差し支えない。

（学則確定後の差替えは、認定後に別途指示する。差替え時にも、上記の強調処理は残すこと。）

※　既に中学校又は高等学校の教職課程の認定を受けている学科等が、別の教科の教職課程の認定を受けようとする場合、又は一つの学科に複数の教科の教職課程の認定を同時に受けようとする場合

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成２３年１月２０日課程認定委員会決定　156 ページ）に基づき、学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査を行うことから、免許教科の種類ごとに、教職課程の科目と、教職課程の科目ではないが認定を受けている（受けようとする）免許状に関連する科目等が明確になるように、以下の例に従って、学則・履修規程等を着色すること。

（例）既に中一種免（数学）、高一種免（数学）の認定を受けている学科等に新たに高一種免（情報）の認定を受けようとする場合

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色

・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色

・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報）】
・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目：黄色
・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の課程で共通開設】
・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

（２）履修カルテ

教職実践演習実施に向けて、履修履歴を把握するために大学として準備している履修カルテについて、認定を受けようとする課程に関係する部分を抜粋して提出すること。

※　以下の課程を申請する場合のみ提出すること。

・大学学部学科等における課程
・大学学部学科等における通信の課程
・短期大学学科等における課程
・短期大学学科等における通信の課程

（３）数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類

数理・データサイエンス・ＡＩプログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類は、教育職員免許法施行規則第 66 条の６の「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」として当該プログラムの授業科目を開設する場合のみ提出すること。（再掲 33 ページ）

（４）単位互換協定書

教育職員免許法施行規則第２２条第４項の規定により、新たに単位互換協定を締結し、他の大学の授業科目として開設される「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教育実践に関する科目」及び「特別支援教育に関する科目」を含む課程を有する大学のみ、単位互換協定書（様式任意）の写し（紙媒体のスキャンではなく、電子媒体をＰＤＦファイルに変換して作成すること（押印不要）。なお、原本の押印の要否は問わない。）を提出すること。

（５）組織改組・再編対照表

認定を受けようとする学部学科等（研究科専攻等の場合も同様）が、組織の改組・再編により改めて課程認定申請を行う場合は、組織改組・再編対照表（様式は大学の任意で差し支えない。）を提出すること。

４．チェックリスト

〇記入上の注意

各事項について確認ができたら右欄に〇印を付し、該当しない場合は斜線を引くこと。

一の大学/短期大学において通学と通信両方の課程を申請する場合は、それぞれ作成すること。

共通

1	各様式の記載内容の基準時点は、定めのとおりであるか。	
2	授業科目名称及び単位数が、様式第２号（教育課程及び教員組織）、シラバス、様式第３号、様式第４号②教育研究業績書、様式第７号ウ、学則（履修規程）において、全て一致しているか。	

様式第１号

3	申請書提出日現在の文部科学大臣名が記載されているか。	
4	申請年月日が記入されているか。※実際に申請書を提出する日を記載する。	
5	申請者の職名と氏名が記載されているか。	

様式第２号

認定を受けようとする大学の課程の概要

6	認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用しているか。※様式は「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科」「教職特別課程」により異なる。	
7	「設置者名」欄に、法人名（都道府県又は市町村が設置者の公立大学の場合は、当該都道府県名又は市町村名）が記載されているか。※理事長等の個人名ではない。	
8	**課程認定申請**を行う全ての課程が「認定を受けようとする免許状の種類」に記載されているか。	
9	「認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載している免許状の種類、免許教科（特別支援学校教諭免許状の場合は特別支援教育領域）は定めのとおりに略記しているか。	
10	「学部名」欄・「学科等名」欄について、下記のとおり記載されているか。 〇教職課程を有する学科等のみ記載すること※教職課程を有しない学科等は記載しないこと。 〇取下げ等により、認定年度（令和５年度）時点で教職課程を有していない又は認定年度（令和５年度）までに廃止する学科等の入学定員に（－）（ハイフン）を記載しているか。 〇学則（履修規程）に定めていない専攻やコース名を記載しないこと※教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。	

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織

11	「１．免許状取得に必要な最低修得単位数」欄には、施行規則に定められている法定単位数を記載しているか※開設授業科目の合計単位数ではない。	
12	「左記に対応する開設授業科目」の「授業科目」欄・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目の名称・単位数を記載しているか。	
13	「単位数」の「必修」欄・「選択」欄は、教員の免許状の取得のための必修科目・選択科目の別により、いずれかの欄に当該科目の単位数を記載しているか。※卒業するための必修科目であっても、教員免許状を取得する上で必修としていなければ「選択」欄に単位数を記載すること。	
14	「専任教員」欄に兼担教員・兼任教員を記載していないか。※課程認定上の「専任」である。したがって、当該学科に籍を有する場合でも「兼担」となる場合もあるので注意すること。	
15	「専任教員」欄について、同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、担当するいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名は（　）を付して記載しているか。	
16	「専任教員」について、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」と認定基準に定める「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」両方の「専任教員」として位置づけられていないか。※「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」の「専任」である場合は、当該学科の「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の「専任」とはなり得ない。	
17	選択必修科目は「選択」欄に単位数を記載し、「備考」欄に単位修得方法を記載しているか。※「必修」欄に単位数は記載しないこと。	
18	「●単位数」欄Ａ～Ｄは、当該様式ごとに、正しく記載されているか。	

19	「●単位数」欄の「C．教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」の単位数が、枠上の「１．免許状授与に必要な最低修得単位数」に記載する単位数を上回っているか※施行規則に定める法定単位数より多くの必修科目が設定されているか。	
20	「●専任教員数（合計）」欄には、認定を受けようとする課程の「教科に関する専門的事項」等の区分ごとにおける実際に配置している専任教員数（実数）を記載しているか。※認定基準に示されている必要専任教員数ではない。	
21	「●必要専任教員数」欄には、認定基準に規定されている「教科に関する専門的事項」等の区分ごとにおける必要専任教員数を記載しているか。※実際に配置している専任教員数(実数)ではない。	

幼・領域に関する専門的事項

22	＜一種及び二種の課程＞ 幼稚園の教職課程について、「免許法施行規則に定める科目区分」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合は、当該科目区分は残したまま、「左記に対応する開設授業科目」欄・「専任教員」欄を空欄にしているか。※当該科目区分欄を削除してはならない。	

中・高の教科に関する専門的事項

23	（中学校教諭の教職課程・高等学校教諭の教職課程を同時に申請する場合） 免許教科が同じであるなしにかかわらず、別葉で作成しているか。	
24	＜一種及び二種の課程＞ 「施行規則に定める科目区分等」欄には、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、施行規則第４条又は第５条第１項表備考第１号に定める「教科に関する専門的事項」をそのまま記載しているか。※例：高・公民のうち、「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」については（）内や「」を省略せずそのまま記載することが必要である。	
25	＜一種及び二種の課程＞ 「授業科目」・「単位数」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数に下線を引いているか。※各事項において必ず１科目以上は下線を引いた科目があるか。	
26	＜一種及び二種の課程＞ 認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員名の左側に「※」を付しているか。	
27	認定基準の規定により、認定を受けようとする学部学科等以外の学部学科等において開設する授業科目を置く場合は、当該授業科目の「備考」欄において開設元の学科等を記載しているか。※例：××学科開設科目	

栄養に係る教育に関する科目

28	＜一種及び二種の課程＞ 「免許法施行規則に定める科目区分」欄の各事項（「・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」など）が含まれている授業科目ごとに、罫線を引いているか。※全事項が含まれた授業科目の場合は罫線不要である。	

大学が独自に設定する科目

29	（複数の教職課程を同時に申請する場合） 学校種及び免許教科が同じであるなしにかかわらず、別葉で作成しているか。	
30	＜一種及び二種の課程＞ 「備考」欄には「大学が独自に設定する科目」の単位修得方法を記載しているか。	

教育の基礎的理解に関する科目等

31	免許状の種類（幼稚園教諭の教職課程、小学校教諭の教職課程、中学校・高等学校教諭の教職課程、養護教諭の教職課程、栄養教諭の教職課程）ごとに、別葉で作成しているか。※一種の課程で、中・高で共通開設する場合には、併せて作成すること。	
32	＜一種及び二種の課程＞ 「教育実習」欄に開設する授業科目のうち、事前及び事後の指導１単位を含んでいる科目は、「事前事後指導１単位含む」と備考欄に記載しているか。（※授業科目名称から明確な場合は記載しなくてもよい。	
33	＜一種及び二種の課程＞ 「教職実践演習」の「授業科目」欄について、（　）を付して学校種を記載しているか。※例：教職実践演習（中・高）	

特別支援教育に関する科目

34	＜一種及び二種の課程＞ 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「中心となる領域」欄には、「認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）」欄に記載する領域のいずれかの領域を記載しているか。※例：知・肢・病の３領域で認定を受けようとする場合、第２欄の「中心となる領域」欄に視・聴の領域は設定できない。	
35	「中心となる領域」欄に二つ以上の領域を記載していないか。※「中心となる領域」欄には一つの領域しか記載できない。	
36	＜一種及び二種の課程＞ 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「含む領域」欄には、当該科目の内容において、「中心となる領域」として定める領域以外に含まれる領域全て（「重複・ＬＤ等領域」は除く）を記載しているか。※それぞれの授業科目で取り扱う領域は「重複・ＬＤ等領域」を除いて「中心となる領域」か「含む領域」のいずれかに記載すること。	
37	＜一種及び二種の課程＞ 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に開設する授業科目のいずれかの科目において、「認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）」欄に記載する領域以外の領域を含んでいるか。	
38	「重複・ＬＤ等領域」が「含む領域」欄に記載されていないか。※「重複・ＬＤ等領域」は「中心となる領域」欄に記載すること。	
39	**「中心となる領域」欄に「重複・ＬＤ等領域」を記載した授業科目について、重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害（ＬＤ）・注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）のうち、当該授業科目に含まれる障害を備考欄に略記しているか。**	
40	＜一種及び二種の課程＞ 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」欄に開設する授業科目について、事前及び事後の指導に該当する科目は、備考欄に「事前事後指導１単位含む」と記載しているか。	
41	＜一種及び二種の課程＞ 枠下の「★」について、「●単位／×単位」の右側の単位数（「×単位」）は、施行規則第７条に定める特別支援教育領域ごとに最低修得単位数を記載しているか。※開設授業科目の合計単位数ではない。	
42	＜一種及び二種の課程＞ 枠下の「★」について、「●単位／×単位」の左側の単位数（「●単位」）は、施行規則第７条に定める特別支援教育領域ごとに、各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載しているか。※選択科目の単位数を含めない。	

コアカリキュラム対応表（教職・外国語（英語）共通）

43	手引き 43～51 ページを参照の上、提出対象学科全てについてコアカリキュラム対応表を作成し、正しい順番に並べているか。	
44	**外国語（英語）コアカリキュラムについては、「教科に関する専門的事項」の各事項の「一般的包括的な内容」を含む科目の、教職課程コアカリキュラムについては、「必修・選択必修」科目のコアカリキュラム対応表を作成しているか。※選択必修等により組合せが複数ある場合は全ての組合せに係る対応表を作成すること。**	
45	コアカリキュラム対応表（一覧）で記載した「対応授業科目」全てのコアカリキュラム対応表を作成しているか。	
46	対応表に各事項の「到達目標」を満たしている授業回が記載されているか。※到達目標に係る授業を単独で行う場合は当該授業回に「◎」を、複数回にわたって行う場合は全ての授業回に「○」を記載する。	

シラバス

47	認定を受けようとする課程の授業科目全てのシラバスを提出しているか。	
48	**「授業科目名」・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目名・単位数を記載しているか。**	
49	**「教員の免許状取得のための必修・選択」欄は、様式第２号と一致しているか。**	
50	**「授業計画」欄について、キーワードを付すなどして、各回の計画内容がわかるか。**	
51	「授業計画」欄について、一般的包括的内容又は含むべき事項を取り扱っていることがわかるか。	
52	「担当教員名」欄について、複数教員が担当する場合は、全ての担当教員の氏名を記載しているか。 ※オムニバスの場合は、授業計画においてそれぞれの教員の担当箇所がわかるように明記すること。	

53	＜一種及び二種の課程＞ 「施行規則に定める科目区分又は事項」欄について、免許法施行規則に定める事項名称が「」や（）内の事項や句読点も含めて正確に記載されているか。	
54	「テキスト」「参考書・参考資料等」欄に、著書名・著者名・出版社を記載しているか。※空欄や「未定」にはしないこと。使用しない場合は「なし」と記載すること。（両方とも「なし」は不可）	
55	シラバスの順番は様式第２号の記載順になっているか。	

様式第３号

56	**「備考」欄の番号は、連番となっているか。※２回以上登場する教員については、「前掲○」としているか。**	
57	**様式第２号において教員の氏名の左側に「△」や「※」を付した教員について、様式第３号においても「△」又は「※」を付しているか。**	

教育の基礎的理解に関する科目等、特別支援教育に関する科目

58	＜一種及び二種の課程＞ 「担当授業科目」の「科目区分」欄・「必要事項」欄は、当該授業科目の内容に応じた番号を記載しているか。	
59	＜一種及び二種の課程＞ （特別支援教育に関する科目について） 「担当授業科目」の「中心領域」欄は、当該授業科目の内容に応じた記号を記載しているか。	

様式第４号

60	書類上該当する業績等がない場合には空欄にせず、「特記事項なし」等を記載しているか。	

①　履歴書

61	「職歴」欄について、各職歴の在職期間を明確にし、現職の場合は「現在に至る」と記載した上で下線を引き、次年度に所属や職位が変わる予定がある場合は、「就任予定」「昇任予定」等と記載しているか。	
62	「職歴」欄について、研究者としての外国の大学や研究機関等への留学歴についても記載しているか。	

②　教育研究業績書

63	６ページ以内で作成しているか。	
64	担当授業科目に関連する教育上の能力に関する事項、職務上の実績に関する事項、研究業績等に関する事項について作成しているか。※担当授業科目に関連しない研究業績等については、記載しないこと。	
65	**「担当授業科目に関する研究業績等」については過去１０年以内（例：認定年度が令和５年度（申請期間：令和４年３月８日～３１日）であれば、平成２４年４月１日から本調書記載日までの間）の事項のみを記載しているか。※それ以前や予定の事項は記載しないこと。**	
66	「認定を受けようとする課程における担当授業科目」欄及び「担当授業科目に関する研究業績等」の「担当授業科目」欄について、担当授業科目の後ろに（）を付して、「単独」「複数」「オムニバス」「クラス分け・○○」の担当形態が記載されているか。	
67	本人が単独で執筆したページ数を「執筆ページ数」欄に記載しているか。 本人が単独で執筆したページ数と業績の総ページ数が異なる場合は、単著・共著の別を問わず、当該業績の総ページ数を「執筆ページ数」欄に括弧書きで併記しているか。	
68	「概要」欄は、事項ごとに、内容がわかるように２００字程度（１５０字～２５０字）で記載し、担当授業科目と特に関係する記述の箇所に下線を引いているか。※記載が極端に少ない場合は、審査不能となるので注意すること。	
69	共著の場合は「執筆ページ数」欄に本人の執筆ページ数と当該業績の総ページ数をそれぞれ記載しているか。 あわせて、「概要」欄に当該業績の概要と執筆箇所にかかる具体の内容をそれぞれ記載しているか。	
70	共同研究により本人の担当執筆部分が不可分な場合は「執筆ページ数」欄に（抽出不可）と記載した上で、当該業績の総ページ数及び概要に加えて、執筆箇所において本人が果たした具体的な役割を「概要」欄の最後に記載しているか。 ※なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供など、本人が直接執筆していない場合は本人の活字業績とみなすことができないので注意すること。	
71	「概要」欄について、「共著」の場合には、本人を含めた著者全員の氏名をもれなく記載し、本人の氏名に下線を引いているか。※著者が非常に多い場合には、主要な著者のみ記載し著者の合計人数を記載する。	

様式第５号

72	＜一種及び二種の課程＞ 「１　教育実習の内容及び成績評価等」の「②教育実習の実施期間・総時間数」欄は、実習期間と総時間数の両方を記載しているか。	
73	＜学校体験活動を追加する場合＞ 「３　教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等」の「②大学外の関係機関」欄に、大学と実習校との連携体制について記載されているか。	
74	「実習校」欄に記載した学校又は教育委員会についての「実習生受入承諾書」を全て添付しているか。併せて、「学校体験活動」を実施する場合は「実習生受入承諾書」に当該体験活動が学校の指示の下に行う旨が記載されているか。	
75	「実習校」欄に記載した学校種ごとの学級数の合計を「学級数の合計」欄に記載しているか。その学級数は課程認定基準１２（１）の基準を満たしているか。	

様式第６号

76	「２　図書等の状況」の「③②の教職課程に関する図書の種類」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類・教科に応じて、各科目区分を記載し、それぞれの科目の図書の冊数を記載しているか。	

様式第７号ウ＜一種及び二種の課程＞

77	学校種ごとに作成されているか。※同教科であっても、中学校と高等学校で別葉にすること。	
78	（１）各段階における到達目標について、具体的な到達目標を各段階において記載しているか。	
79	（２）具体的な履修カリキュラムについて、科目区分及び必要事項が適切に記載されているか。	

様式第９号

80	（５）必修科目として開設が必要な単位数について、必要単位数を満たしているか。	
81	（６）専任教員数について、教員が正しく配置されているか。	

その他

82	学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法等が規定されているか。 ※学則に規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（例：履修規程など）を提出すること。	
83	教職実践演習を含めた課程認定申請を行う場合、申請する課程に係る履修カルテを提出しているか。	
84	認定を受けようとする学科等が、組織の改組により改めて課程認定申請を行う場合、組織改組・再編対照表を提出しているか。	
85	施行規則第６６条の６に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に、数理、データ活用及び人工知能に関する科目を設定する場合、数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類を添付しているか。	

Ⅲ．変更届等の提出要領及び提出書類の様式

※　変更届を作成する際は、その時点で最新の手引きに記載の要領にしたがって作成すること。
（変更する課程の認定申請時点の手引きに記載の要領を参照するのではないことに留意。）

１．変更届等の提出要領・記載例

大学は、施行規則第２１条第２項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。（大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、３ページ（２）変更届の提出の要否に記載のとおり。）

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

（１）教育課程の変更届
（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）
（３）学科等の名称変更届
（４）学科等の入学定員変更届
（５）学科等の課程認定取下届

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、令和元年度以降入学生用のものである。再課程認定に伴い自動取下げとなった、平成３０年度以前入学生に適用する教育課程において、上記（１）（※p97表①～④の変更に限る。）及び（２）の変更を行う場合は、（６）旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。

※平成３０年度の課程認定に当たって留意事項が付された内容（附則第７項（幼稚園）、特例による認定（総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語（英語）の指導法）に対する事後調査事項への対応は、変更届ではなく、別途連絡する事後調査対応届作成要領に従って対応すること。（事後調査対象の課程や教員であっても、事後調査事項以外の箇所の変更は、変更届にて行うこと。）

なお、平成３０年度の課程認定に当たって留意事項が付されなかった内容を、留意事項が付される内容に変更すること（「領域に関する専門的事項」の科目を附則第７項適用の科目に置き換えること、総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語（英語）の指導法について関連業績を有しない教員に変更すること）は認められないので留意すること。

（１）教育課程の変更届

（ア）変更届提出期限

- 次の表①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 次の表⑦、⑧の変更届提出期限（令和６年度実施）：令和４年９月３０日（金）までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出

しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を令和５年４月から実施する場合は、令和４年度末までに提出することが必要である。（後期から専任教員の変更等がある場合には、後期の授業が開始する前までに変更届を提出する必要がある。）

ただし、次の表⑦、⑧に該当し届出による変更を希望する場合においては、教職課程認定審査の確認事項１（１）③、④に該当するか否かの確認及び記載事項等の不備確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する年度の前々年度の９月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

令和６年度開設予定の学科等については、令和４年９月３０日（金）までに、次の表⑦、⑧に関する変更届等を提出する必要がある。

なお、令和５年度開設予定の学科等で次の表⑦、⑧に該当し、令和３年９月３０日（木）までに次の表⑦、⑧に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦、⑧に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項１（１）③、④に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

（イ）必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて次ページの表に示す書類を提出すること。

なお、次ページの表において①～⑧の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」は、１部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。ただし、学部と大学院など、異なる課程（19 ページに記載の区分参照）について変更を行う場合は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」を含め一式を課程ごとに作成すること。

また、次ページの表⑦、⑧の場合に該当する学科等に係る変更届は、他の学科等に係る変更届とは別に作成すること。

（例１）一つの免許課程で授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員の変更（⑤）がある場合
- 「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」･･･１部提出（①と⑤で共通）
- 「シラバス」･･･新設科目（①）に係るもの１部
- 「履歴書」「教育研究業績書」･･･変更した専任教員（⑤）に係るもの１部

（例２）一つの免許課程で次ページの表⑦に該当（⑦）する学科等において、同時に授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員の変更（⑤）がある場合
- 「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」･･･１部提出（①と⑤と⑦で共通）
- 「シラバス」･･･新設科目（①）及び教員変更に伴って授業内容を変更する科目（⑤）に係るもの１部
- 「履歴書」「教育研究業績書」･･･変更した専任教員（⑤）に係るもの１部

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

変更内容			必要書類										
	かがみ	変更内容一覧表	理由書（様式任意）	届出をしようとする大学の課程の概要	新旧対照表	シラバス ※1	各教科（保育内容）の指導法・教育の基礎的理解に関する科目等・特別支援教育に関する科目の専任教員		「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類 ※7	設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況	学則・履修規程等（開設年度から適用するもの）	学則・履修規程等（従前適用していたもの）	組織改組対照表（様式任意）
							履歴書	教育研究業績書					
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	△	△ ※2	△ ※2	△	×	×	×	×
② 授業科目の名称を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×	×
⑤ 専任教員に係る変更を行う場合 ※4	○	○	○	×	○	△ ※3	△ ※4	△ ※4	×	×	×	×	×
⑥ 専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合 ※5	○	○	○	○	○	× ※6	× ※6	× ※6	△ ※6	○	○	○	○
⑧ 教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合 ※5	○	○	○	○	○	× ※6	× ※6	× ※6	△ ※6	○	○	○	○

＊ 全ての課程において、兼担教員又は兼任教員のみを変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、専修の免許課程以外の課程における「大学が独自に設定する科目」の教員に係る変更のみを行う場合も、変更届の提出は不要である。

※１　シラバスは、新設・変更に係る授業科目のシラバスのみを提出すること。なお、科目の廃止の場合には、一律に提出は不要である。②～④の場合であっても、授業内容に変更がない場合には、提出は不要である。また、施行規則に定める科目区分の「教育実習」、「養護実習」、「栄養教育実習」、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」又は「学校体験活動」に該当する授業科目のシラバスは提出する必要はない。

※２　授業科目新設の場合で、専任教員が担当する場合にのみ必要である。

※３　専任教員の変更に伴って、授業科目内容を変更する場合には、当該科目のシラバスを提出すること。(担当の専任教員が変わっても、授業科目の内容に変更がない場合は、シラバスの提出は不要である。)

※４　教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「専任教員に係る変更の内容」が以下の組合せの場合である。

担当する科目区分 ＼ 専任教員に係る変更の内容	一種・二種の免許課程		専修の免許課程	
	各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目	各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
（A）専任教員を追加する場合	○	○	○	○
（B）既に配置されている兼担教員・兼任教員を専任教員にする場合	○	○	○	○
（C）既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合	○	○	○	○
（D）専任教員を削除する場合	×	×	×	×
（E）既に配置されている専任教員を兼担教員・兼任教員にする場合	×	×	×	×
（F）既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合	×	×	×	×
（G）専任教員の氏名の姓を変更する場合	×	×	×	×

＊　上記表にない「領域に関する専門的事項」「教科に関する専門的事項」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目（専修免許状の課程における「準ずる科目」を含む。)」の専任教員を変更する場合は、（A）～（C）の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である。(変更届の提出は必要。)

※５　⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届については、改組前後で変更のない科目区分においても、新旧対照表を漏れなく提出すること。

※６　⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届について、前ページの表①～⑥に該当する変更がある場合、①～⑥の場合の必要提出書類を確認し、⑦、⑧の書類に併せて漏れなく提出すること。特に、「シラバス」「履歴書」「教育研究業績書」について、※１、※２、※３、※４の留意事項を参照し、漏れのないようにすること。

※７　新たに教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める科目において「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を開設しようとする場合にのみ提出が必要。

ｉ）かがみ

＜作成例＞

（様式第１号　届出（かがみ））

文書番号

① 令和○○年○月○○日

②

文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

④

○○大学の認定課程における学科等の
教育課程の変更について（届出）

この度、令和○○年○○月○○日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更することを、別紙のとおり届け出ます。

＜記載上の注意＞

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

・国立大学→国立大学法人名
・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

・国立大学・・・当該国立大学法人の長
・公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

ⅱ）変更内容一覧表

（Ⅰ　教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	専任教員に係る変更を行う場合	専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	教育学部教育学科 児童教育専攻	幼一種免					○	○		
2		小一種免					○			
3	工学部 機械工学科	高一種免（工業）	○				○	○		

(E)

（Ⅰ　教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C)　(D)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	専任教員に係る変更を行う場合	専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	情報科学学部 情報科学学科	中一種免（数学）							○	
2		高一種免（数学）					○		○	
3		高一種免（情報）	○	○					○	

(E)

（Ⅰ　教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	専任教員に係る変更を行う場合	専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	工学研究科 機械工学専攻	高専免（工業）		○			○	○		

(E)

（Ⅰ 教育課程の変更届）

（変更内容一覧表）

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を新設又は廃止する場合	授業科目の名称を変更する場合	授業科目の単位数を変更する場合	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法を変更する場合	専任教員に係る変更を行う場合	専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、変更する場合	教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当し、変更する場合
1	A大学 国際学部外国語学科	中一種免（英語）				○	○			○
2		高一種免（英語）				○	○			○
3		中一種免（フランス語）				○				○
4		高一種免（フランス語）				○				○
5	A大学 文学部人文学科	中一種（社会）	○	○		○	○			○
6		高一種（地理歴史）	○	○		○				○
7		高一種（公民）	○	○		○	○			○
8	A大学 理学部物理学科	中一種（理科）								○
9		高一種（理科）								○
10	B大学 外国語学部英文学科	中一種（英語）				○				○
11		高一種（英語）				○				○
12	B大学 外国語学部仏文学科	中一種（フランス語）				○				○
13		高一種（フランス語）				○				○
14	B大学 経営学部経営学科	中一種（社会）	○	○		○				○
15		高一種（公民）	○	○		○				○
16	B大学 情報学部情報学科	高一種免（情報）					○			○

(E)

＜記載上の注意＞

(A) 「**学部・学科等名**」欄は、認定を受けている学部名、学科等名を記載すること。したがって専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。
また、変更届⑧の場合で、複数の大学を統合する場合、大学名から記載すること。

(B) 「**免許状の種類**」欄は、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）を各々行を分けて記載すること。ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は１行にまとめて記載すること。

(C) 「**教育課程の変更届の変更内容**」欄は、該当する変更内容に「○」印を記載すること。なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載し、該当する変更内容に

係る必要書類を全て提出すること。

(D) 教職課程認定審査の確認事項１（１）③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、１（１）③に該当し届け出る学科等以外の学科等にかかる変更届の提出は別途必要となるので、留意すること。（例えば、令和５年度改組に当たって、大学において共通開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員変更を含む、Ａ学科にかかる変更届の変更内容⑦の書類を令和３年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、令和４年度中に、Ａ学科<u>以外</u>の学科等にかかる「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員変更の届出を行う必要がある。）

(E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴い１ページに収まらない場合はページ数が増えても構わない。

ⅲ）理由書（様式任意）

当該変更が生じた理由を記載すること。

（例）・専任教員の退職に伴い新たに専任教員を雇用するとともに、授業内容の変更を伴う授業科目名称の変更を行うため。

（例）・○○学部○○学科を改組して届出により設置予定の●●学部●●学科について、教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項１（１）③に該当するため、届出により変更を行うものである。

（例）・○○大学及び●●大学を統合して令和●年度から△△大学を設置予定であり、その際、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第２条第５項により、教員審査の省略が認められている。△△大学▲▲学科については、教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の○○大学□□学科及び●●大学■■学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項１（１）④に該当するため、届出により変更を行うものである。

ⅳ）新旧対照表（①～⑦）

認定課程における変更に係る科目（「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」など）ごとに新旧対照表を作成すること。

イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

領域及び保育内容の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

① 大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局	④	担当者	
② 設置者名	○○○○	電話番号			
③ 大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○ ⑥	ＦＡＸ番号			
		e-mail			

⑤ 教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度 ⑦	認定を受けている免許状の種類（免許教科） ⑧	新学則等の適用年度 ⑨	備考 ⑩
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	幼一種免	－	

施行規則に定める科目区分等			⑪ 新			⑫		旧					変更内容等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	2		○○○○教授		健康Ⅰ 健康Ⅱ	2	2	○○○○教授		名称変更 廃止
		人間関係	幼児と人間関係	2		△△△△講師		人間関係Ⅰ 人間関係Ⅱ	2	2	△△△△講師		名称変更 廃止
		環境	幼児と環境	2		××××准教授		環境Ⅰ 環境Ⅱ	2	2	××××准教授		名称変更 廃止
		言葉	幼児と言葉	2				言葉Ⅰ 言葉Ⅱ	2	2			名称変更 廃止
		表現	音楽表現 造形表現	2 2		⑬		音楽表現 造形表現	2 2				
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容総論	2		（○○○○教授）		保育内容総論	2		（○○○○教授）		

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	（新）○○単位／（旧）○○単位
⑭	・教員の免許状取得のための選択科目	（新）○○単位／（旧）○○単位
	・「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法」の必修単位数の合計	（新）○○単位／（旧）○○単位
●専任教員数（領域に関する専門的事項）		（新）○人／（旧）○人
専任教員数（保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等） ⑮		（新）○人／（旧）○人
●必要専任教員数（合計）		（新）○人／（旧）○人

⑦ ※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。
※３改正免許法施行規則附則第７項による認定から領域に関する専門的事項への変更については、事後調査対応届により報告すること。

ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

・改正施行規則附則第７項により幼小の科目を共通開設している場合においても、別葉で作成すること。

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	ＦＡＸ番号			
		e-mail			

教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	小一種免	－	

施行規則に定める科目区分等			⑯ 新								旧							変更内容等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種	共通開設 学科	専任教員 氏名・職名	履修方法		授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種	共通開設 学科	専任教員 氏名・職名	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語	2		中（国語） 高（国語）	他 他	○○○○教授	××学科		国語	2				○○○○教授		共通開設に関する変更
			小学国語Ⅰ		2			（○○○○教授）			小学国語		2			（○○○○教授）		名称変更
			小学国語Ⅱ		2			（○○○○教授）										新設
		社会	歴史	2		中（社会）	他	××××准教授	××学科		歴史	2				××××准教授		共通開設に関する変更
			小学社会	2				（××××准教授）								（××××准教授）		新設
		算数	算数	2				○○○○准教授	⑰ これらより2単位選択必修		算数	2				○○○○准教授		
			小学算数		2			（○○○○准教授）			小学算数		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
			・・・・・・		2			（○○○○准教授）			・・・・・・		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
		理科	理科	2				△△△△教授			理科	2				△△△△教授		
			小学理科		2			（△△△△教授）			小学理科		2			（△△△△教授）		
			・・・・・・		2			（△△△△教授）			・・・・・・		2			（△△△△教授）		
		生活	生活	2							生活	2						
			小学生活		2						小学生活		2					
		音楽	音楽	2				○○○○講師			音楽	2				○○○○講師		
			児童音楽	2				（○○○○講師）			児童音楽	2				（○○○○講師）		⑱
		図画工作	図画工作	4							図画工作	2						単位数変更
			絵画Ⅰ	2		中（美術） 高（美術）	他 他		△△学科									新設
											児童図画工作	2						廃止
		家庭	家庭	2							家庭	2						
			小学家庭	2							小学家庭		2					履修方法変更
			・・・・・・		2						・・・・・・		2					
		体育	体育	2				××××講師			体育	2				××××助教		職位変更
			児童体育	2				（××××講師）			児童体育	2				（××××助教）		職位変更
		外国語	英語	2							英語	2						
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目																	

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	（新）○○単位／（旧）○○単位	●専任教員数（教科に関する専門的事項） （新）○人／（旧）○人
	・教員の免許状取得のための選択科目	（新）○○単位／（旧）○○単位	専任教員数（各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等） （新）○人／（旧）○人
	・「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の必修単位数の合計	（新）○○単位／（旧）○○単位	●必要専任教員数（合計） （新）○人／（旧）○人

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

＜記載上の注意＞

① 「**大学名**」欄は、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること。(20 ページ①参照。)
（例）・大学学部学科等における課程　→　○○大学（学部学科等の課程）

② 「**設置者名**」欄は、変更年度（令和４年度に変更届を提出し、令和５年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は令和４年度である。）の４月１日時点における大学の設置者を記載すること。（法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと）。

③ 「**大学の位置**」欄は、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

④ 「**担当部局**」「**電話番号**」「**ＦＡＸ番号**」「**e-mail**」「**担当者**」欄は、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を一つ記載すること。

⑤ 「**学部**」「**学科等**」欄は、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「－」を記載すること。

⑥ 「**入学定員**」欄は、学則に定める入学定員を記載すること。（記載に当たっては数字のみとし、単位（人）は記入しないこと。）
※　編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

⑦ 「**直近の認定年度**」欄は、「**学科等名**」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。<u>学部学科等の改組・再編を伴わない</u>学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること。（直近の変更届提出年度及び審査年度ではないため注意すること。）
なお、教職実践演習導入によるものではなく、教職課程全体の認定年度（平成２８年改正による再認定年度を含む。）を記載すること。
直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。
（例）・令和○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。
※　平成３０年度に再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

⑧ 「**認定を受けている免許状の種類（免許教科）**」欄は、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。
記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること。（20～23 ページ参照。）

⑨ 「**新学則等の適用年度**」欄は、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「－」を記載すること。

⑩ 「**備考**」欄は、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、令和５年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和５年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨（例えば、令和５年度・令和４年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和５年度入学生及び令和４年度入学生に適用する。」）を記載すること。
また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

⑪ 「**授業科目**」「**単位数**」欄及び本＜記載上の注意＞以外の項目は、「２．様式の作成例及び記入要領」（19 ページ～参照）を参照して、同様に記載すること。

⑫ 「**専任教員**」欄は、各授業の担当教員のうち、専任教員の氏名を記載すること。（兼担教員、兼任教員の氏名は記載しないこと。）一つの授業科目を複数の専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。

⑬ 同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の専任教員は、３領域以上にわたり、それぞれにおいて１人以上を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

⑭ 「**●単位数**」は、（新）（旧）それぞれに記載している授業科目の単位数を、「**必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」と「**選択科目**」に分けて記載すること。
各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

・「**必修科目（選択必修科目の単位数を含む）**」欄
　＝必修科目欄の単位数合計＋選択必修で最低限選択しなければならない単位数
・「**選択科目**」欄
　＝選択科目欄の単位数合計－選択必修で最低限選択しなければならない単位数

⑮ 「**●専任教員数（領域に関する専門的事項）**」「**●専任教員数（保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等）**」は、（新）（旧）それぞれ専任教員数（実数）を記載すること。（「専任教員」欄に（　）を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること。）
「**●必要専任教員数の（合計）**」は、教職課程認定基準に規定されている、（新）（旧）それぞれの必要専任教員数を正確に記載すること。

⑯ 認定基準４－３（２）若しくは４－４（２）、又は４－８（１）～（３）により、科目を共通開設する場合、同一学科等で共通開設を行う場合は「**共通開設**」「**学科**」欄に「同」を、「**学校種**」欄に共通開設先の学校種・免許及び教科名を記載し、複数の学科等で共通開設を行う場合は「**共通開設**」「**学科**」欄に「他」を、「**履修方法**」欄に開設学科等の名称を記載すること。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。

⑰ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「**選択**」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「**履修方法**」欄に記載すること。

⑱　変更箇所については下線を引き、「**変更内容等**」欄に変更内容を記載すること。

変更する内容	新・旧欄の記載	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「新設」
授業科目を廃止する場合	「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「廃止」
授業科目の名称を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。	「名称変更」
授業科目の単位数を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。	「単位数変更」
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	「履修方法」欄など、履修方法等を記載した箇所に下線を引く。	「履修方法変更」
授業科目の開設方法を共通開設に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種と学科に下線を引く。	「共通開設に関する変更」
授業科目の開設方法を連携開設科目に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種と学科に下線を引く。	「連携開設科目（○○大学）」 ※「○○大学には当該授業科目を開設する大学名を記載
専任教員を追加する場合（兼担・兼任教員から専任教員への変更を含む）	「新」欄に記載された追加専任教員に下線を引く。	「専任教員追加」
専任教員を削除する場合（専任教員から兼担・兼任教員への変更を含む）	「旧」欄に記載されている専任教員に下線を引く。	「専任教員削除」
専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合	「旧」欄のA教員及び「新」欄のB教員の氏名に下線を引く。	「専任教員変更」
専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。	「職位変更」
専任教員の氏名の姓を変更する場合	変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。	「氏名の姓を変更」

（例１）授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合
・授業科目「教育原理」　→　廃止
・授業科目「教育学概論」　→　新設
・授業科目「学校と教育の歴史」　→　新設

（例２）授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒指導・進路指導論」を置く場合
・授業科目「生徒指導論」　→　廃止
・授業科目「進路指導論」　→　廃止
・授業科目「生徒指導・進路指導論」　→　新設

（例３）授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合
・授業科目「生徒指導・進路指導論」　→　廃止
・授業科目「生徒指導論」　→　新設
・授業科目「進路指導論」　→　新設

⑲　「**専任教員**」の記載に当たって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、（新）の教育課程等について、必要配置専任教員数を満たしているかなど、教職課程認定基準を満たしているかを各大学において確認すること。

⑳　当該課程の科目数が多く、新旧対照表が１ページに収まらない場合は、ページ数が増えても構わない。

ハ　教科及び教科の指導法に関する科目（中・高用）

・中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

＜作成例＞

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局	
設置者名	○○○○	電話番号	
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	ＦＡＸ番号	
		e-mail	

担当者

教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	中一種免（社会）	－	

施行規則に定める科目区分等			新							旧							変更内容等
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種	共通開設 学科	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種	共通開設 学科	専任教員 氏名・職名	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	① 日本史・外国史	日本史概論	2		高（地歴）	同	○○○○教授		日本史概論	2		高（地歴）	同	○○○○教授		
			外国史概論	2		高（地歴）	同	（○○○○教授）		外国史概論	2		高（地歴）	同	（○○○○教授）		
			日本史Ⅰ	2				（○○○○教授）		日本史Ⅰ	2				（○○○○教授）		
			・・・・・・		2					・・・・・・		2					
										・・・・・・		2			（○○○○教授）		廃止
		地理学（地誌を含む。）	地理学概論	2		高（地歴）	同			地理学概論	2		高（地歴）	同			
			地誌	2		高（地歴）	同			地誌	2		高（地歴）	同			②
			自然地理学	2						自然地理学	2						
			人文地理学	2						人文地理学	2						
			・・・・・・		2					・・・・・・		2					
		「法律学、政治学」	法律学概論	2		高（公民）	同	○○○○准教授		法律学	2		高（公民）	同	○○○○准教授		名称変更
			・・・・・・		2			（○○○○准教授）	いずれか１科目選択必修	・・・・・・		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
			・・・・・・		2			（○○○○准教授）		・・・・・・		2			（○○○○准教授）		履修方法変更
		「社会学、経済学」	社会学概論	2		高（公民）	同	○○○○助教		社会学概論	2		高（公民）	同	○○○○助教		
			経済学概論	2		高（公民）	同	（○○○○助教）		経済学概論	2		高（公民）	同	（○○○○助教）		
			・・・・・・		2			（○○○○助教）		・・・・・・		2			（○○○○助教）		
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4		高（公民）	同	××××講師		哲学	2		高（公民）	同	××××助教		単位数変更 職位変更
			・・・・・・		2			（××××講師）		・・・・・・		2			（××××助教）		職位変更
			・・・・・・		2			（××××講師）		・・・・・・		2			（××××助教）		職位変更
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		社会		2	小	他										新設
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		社会科指導法Ⅰ	2		小（社会）	他		○○学科								新設
			社会科指導法Ⅱ	2		高（地歴）	他			社会科指導法Ⅰ	2		高（地歴）	他			名称変更
			社会科指導法Ⅲ	2		高（公民）	他			社会科指導法Ⅲ	2		高（公民）	他			名称変更
			社会科教育法（小中）		2	小（社会）	他		○○学科								新設
			社会科・地理歴史科教育法Ⅰ		2	高（地歴）	他		いずれか１科目選択必修	社会科指導法Ⅱ	2		高（地歴）	他			名称変更、履修方法変更
			社会科・公民科教育法Ⅱ		2	高（公民）	他			社会科指導法Ⅳ	2		高（公民）	他			名称変更、履修方法変更

＜記載上の注意＞

① 「**各科目に含めることが必要な事項**」欄は、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第４条又は第５条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。

※ 同規則第４条又は第５条表備考第一号において「…（○○を含む。）」や「「○○、○○」」などのように、（ ）や「 」で記載されているものもそのまま記載すること。

② 「**新**」欄・「**旧**」欄ともに、「**授業科目**」欄・「**単位数**」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数の欄を灰色で塗ること。

※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていないものである。（教職課程認定審査の確認事項２（１）参照）

（例）中一種免（社会）の場合

その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。

③ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員の氏名左側に「※」を付すこと。

④ 上記以外の注意事項については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ニ　特別支援教育に関する科目

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

特別支援教育に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	FAX番号			
		e-mail			

教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	① 認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	特支一種免（知・肢・病）	－	

免許法施行規則に定める科目区分		新 授業科目	単位数 必	単位数 選	中心	含む	専任教員 氏名・職名	履修方法等	旧 授業科目	単位数 必	単位数 選	中心	含む	専任教員 氏名・職名	履修方法等	変更内容等
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害者教育総論	2				○○○○教授		障害者教育概論	2				○○○○教授		名称変更
		・・・・・・・・		2			××××講師		・・・・・・・		2			(○○○○教授)		別の専任教員へ変更
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理	2		知	／	○○○○准教授		知的障害者の心理	2		知	／	○○○○准教授		
		知的障害者の生理・病理	2		知	／	(○○○○准教授)		知的障害者の生理・病理	2		知	／	(○○○○准教授)		
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2		肢	知 病			肢体不自由者の心理・生理・病理	2		肢	知 病			②
		病弱者の心理・生理・病理	2		病	知 肢			病弱者の心理・生理・病理	2		病	知 肢			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育Ⅰ	2		知	肢 病	(○○○○准教授)		知的障害教育Ⅰ	2		知	肢 病	(○○○○准教授)		
		知的障害教育Ⅱ	2		知	／	(○○○○准教授)		知的障害教育Ⅱ	2		知	／	(○○○○准教授)		
		知的障害者の言語障害指導		2	知	聴	(○○○○准教授)									新設
		肢体不自由教育Ⅰ	2		肢	／			肢体不自由教育Ⅰ	2		肢	／			
		肢体不自由教育Ⅱ	2		肢	／	○○○○講師		肢体不自由教育Ⅱ	2		肢	／	○○○○助教		職位変更
		肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2		肢	知	(○○○○講師)		肢体不自由者の自立活動の理論と実際		2	肢	知	(○○○○助教)		履修方法変更 職位変更
		病弱教育Ⅰ	2		病	／			病弱教育Ⅰ	2		病	／			
		病弱教育Ⅱ	2		病	知 肢			病弱教育Ⅱ	2		病	知 肢			
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育総論		2	知	／			知的障害教育総論		1	知	／			単位数変更
		肢体不自由教育総論		2	肢	／			肢体不自由教育総論		1	肢	／			単位数変更
		病弱教育総論		2	病	／			病弱教育総論		1	病	／			単位数変更
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害児の心理、生理、病理	2		視	／			視覚障害児の心理、生理、病理	2		視	／			
		聴覚障害児の心理、生理、病理	2		聴	／			聴覚障害者の生理	2		聴	／			名称変更
						／			聴覚障害者の生理・病理	2		聴	／			廃止
		障害児の心理、生理、病理	2		LD	／		重複・言語・情緒・LD・ADHD								新設
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児教育課程論	2		視	／			視覚障害者の言語障害指導	2		視	／			名称変更
		聴覚障害児教育課程論	2		聴	／			聴覚障害児教育課程論	2		聴	／			
		重複障害教育総論	2		LD	／		重複・言語・情緒・LD・ADHD	重複障害教育総論	2		LD	／		重複・言語・情緒・LD・ADHD	③
						／			ＬＤ等教育総論	2		LD	／		LD・ADHD	廃止
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育課程論	2		／	視 聴 知 肢 病	(○○○○教授)		障害児教育課程論		2	／	視 聴 知 肢 病	(○○○○教授)		履修方法変更
		ＬＤ等教育総論	2		LD	／	(○○○○教授)	重複・言語・情緒・LD・ADHD	ＬＤ等教育総論	2		LD	／	(○○○○教授)	重複・言語・情緒・LD・ADHD	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習	3				(○○○○教授)		教育実習	3				(○○○○教授)		

●単位数　・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　（新）○○単位／（旧）○○単位
・教員の免許状取得のための選択科目　（新）○○単位／（旧）○○単位

●専任教員数（合計）　①(新)○人／(旧)○人
②(新)視 ○人・聴 ○人・知肢病 ○人／(旧)視 ○人・聴 ○人・知肢病 ○人
③(新)視 ○人・聴 ○人・知肢病 ○人／(旧)視 ○人・聴 ○人・知肢病 ○人

●必要専任教員数　○人

④ ※
○視覚障害者に関する教育の領域：　２単位/８単位　（心理等：０単位/１単位、教育課程等：２単位/２単位、心理・教育課程等：０単位）
○聴覚障害者に関する教育の領域：　２単位/８単位　（心理等：０単位/１単位、教育課程等：２単位/２単位、心理・教育課程等：０単位）
○知的障害者に関する教育の領域：　８単位/４単位　（心理等：４単位/１単位、教育課程等：４単位/２単位、心理・教育課程等：０単位）
○肢体不自由者に関する教育の領域：　８単位/４単位　（心理等：２単位/１単位、教育課程等：６単位/２単位、心理・教育課程等：０単位）
○病弱者に関する教育の領域：　６単位/４単位　（心理等：２単位/１単位、教育課程等：４単位/２単位、心理・教育課程等：０単位）

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「平成○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。
①：特別支援教育の基礎理論に関する科目
②：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
③：特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

＜記載上の注意＞

① 「認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）」欄は、認定を受けている課程の特別支援教育領域に応じて、下記例のように記載すること。

（例１）

・視覚障害者に関する教育の領域　→　特支一種免（視）
・聴覚障害者に関する教育の領域　→　特支一種免（聴）
・知的障害者に関する教育の領域　→　特支一種免（知）
・肢体不自由者に関する教育の領域　→　特支一種免（肢）
・病弱者に関する教育の領域　→　特支一種免（病）

（例２）知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域
→　特支一種免（知・肢・病）

② 「**新**」「**旧**」欄中、「**中心**」欄及び「**含む**」欄には、それぞれ各授業科目の「中心となる領域」又は「含む領域」を記載すること。

（記載に当たっては、38 ページxii）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。）

③ 「**免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目**」欄に開設する授業科目のうち、重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害（ＬＤ）・注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）のいずれかが含まれる科目は、「中心となる領域」欄に「ＬＤ」と記載すること。

あわせて、当該授業科目の「履修方法等」欄に、当該授業科目に含まれる障害を（例）のように略記すること。

（例）

・重複障害→重複　・言語障害→言語　・情緒障害→情緒　・学習障害→ＬＤ
・注意欠陥多動性障害→ＡＤＨＤ

④ 認定基準４－５（４）を参照の上、それぞれの区分に専任教員を配置し、「●専任教員数（合計）」欄に区分ごと、領域ごとに専任教員数を記載すること。そのうち１人以上が教授であることを確認すること。

⑤ 枠下の「**※**」については、38 ページxii）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。

⑥ 上記以外の記載については、「イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ホ　教育の基礎的理解に関する科目等

（Ⅰ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表（小）

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	ＦＡＸ番号			
		e-mail			

教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧	○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	小一種免	－	

免許法施行規則に定める科目区分等 ④		新						旧					変更内容等
科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必	単位数 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 教育本質論	 2	2 2	幼 幼		1科目選択必修	教育原論	2				履修方法変更 新設
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2		幼			教職概論	2				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		幼	○○○○講師 ①		教育制度論	2		○○○○助教		職位変更
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論 教育心理学	 2	2	幼			学習・発達論 教育心理学	 2	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1					特別支援教育	1				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		幼			カリキュラム論	2				名称変更
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2			××××講師		道徳教育の指導法	2		××××講師		
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			（××××講師）	特別活動の指導法を含む	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		（××××講師）	特別活動の指導法を含む	
	特別活動の指導法												
	教育の方法及び技術	教育方法論	4		幼	（××××講師）		教育方法論	2		（××××講師）		単位数変更
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育におけるICT活用（小）	1					教育におけるICT活用（小）	1				
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	2			●●●●教授	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	生徒指導・進路指導	2				専任教員追加
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2		幼			教育相談の理論と方法	2				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習	1 4					教育実習事前事後指導 教育実習	1 4				
	学校体験活動												
	教職実践演習	教職実践演習（小）	2					教職実践演習（小）	2				

●単位数　・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）　（新）○○単位／（旧）○○単位
・教員の免許状取得のための選択科目　（新）○○単位／（旧）○○単位

●専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）　（新）○人／（旧）○人
専任教員数（各教科の指導法）　（新）○人／（旧）○人
●専任教員数（教科に関する専門的事項）　（新）○人／（旧）○人
●必要専任教員数（合計）　（新）○人／（旧）○人

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。
※３事後調査の対象となっている「総合的な学習の時間の指導法」の担当教員を変更する場合においては、変更届ではなく事後調査対応届により報告すること。

＜記載上の注意＞

① 「**専任教員**」欄について、網掛け部分のそれぞれに、１人以上の専任教員を配置する必要があるため、１人以上配置されているかどうかを確認すること。なお、当該網掛けについては、学校種ごとに異なっているため、変更に係る学校種の様式を使用するとともに、改変しないこと。

② 複数の学校種に渡って共通開設科目を充てている場合、教職課程認定基準に照らして適切であるかを各大学において確認すること。

③ 免許法施行規則に定める複数の事項を含む科目は、他に含む事項を「**履修方法**」欄に記載すること。

④ 「**免許法施行規則に定める科目区分等**」は、校種によって異なるので、免許法施行規則を確認し、適宜書き換えること。

⑤ 事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において開設する科目について、変更届提出時点において「「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に係る授業科目の開設等に関する変更届」を提出していない場合は、当該事項の「変更内容等」欄に「令和○年２月末に ICT 事項科目変更届提出予定」と記載すること。

⑥ 上記以外の記載については、「イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

へ　その他の科目

・養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目、免許法施行規則第６６条の６に定める科目についても、文部科学省ホームページに掲載の様式により作成すること。

・大学が独自に設定する科目については、一種・二種免許状の課程なのか、専修免許状の課程なのかに応じて、適切な様式を用いて記載すること。

・記載に当たっては、「イ　領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ　教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

ｖ）新旧対照表（⑧）

＜作成例＞

（Ｉ　教育課程の変更届）
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名	○○大学（学部学科等の課程）	担当部局		担当者	
設置者名	○○○○	電話番号			
大学の位置	○○県○○市○○町○○番地○	ＦＡＸ番号			
		e-mail			

	新旧	大学・学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考
教育課程を変更する学科等	新	○○学部	○○学科	○○	－	－	令和○○年度	令和○○年度入学生より適用する。
	旧1	○○大学 ○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	中一種免（社会）	－	－
	旧2	○○大学 ○○学部	○○学科	○○	令和○○年度	中一種免（社会）	－	－

施行規則に定める科目区分等			新								旧					①	
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	単位数 選	共通開設 学校種	共通開設 学科	専任教員 氏名・職名	履修方法		授業科目	単位数 必	単位数 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	開設元大学・学科等	変更内容等
教科及び教科の指導法に関する	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史概論A		2	高(地歴)	同	○○○○教授	いずれか1科目選択必修		日本史概論	2		○○○○教授		旧1	名称変更 履修方法変更
			日本史概論B		2	高(地歴)	同	××××講師			日本の歴史	2		××××講師		旧2	名称変更 履修方法変更
			外国史概論A		2	高(地歴)	同		いずれか1科目選択必修		外国史概論	2				旧1	名称変更 履修方法変更
			外国史概論B		2	高(地歴)	同	●●○○教授			外国の歴史	2		●●○○教授		旧2	名称変更 履修方法変更
			日本史Ⅰ		2	高(地歴)	同	(○○○○教授)			日本史Ⅰ		2			旧1	
			日本史Ⅱ		2	高(地歴)	同	(○○○○教授)			日本史Ⅱ		2			旧1	
			日本古代・中世史		2	高(地歴)	同	(××××講師)			日本古代・中世史		2	(××××講師)		旧2	
			日本近世・近代・現代史		2	高(地歴)	同	(××××講師)			日本近世・近代・現代史		2	(××××講師)		旧2	
			世界史Ⅰ		2	高(地歴)	同				世界史Ⅰ		2			旧1	
			世界史Ⅱ		2	高(地歴)	同				世界史Ⅱ		2			旧1	
											東アジア史		2	(○○○○教授)		旧1	廃止
		地理学（地誌を含む。）	地理学		2	高(地歴)	同	□□□□准教授	地誌を含む「地理学」(計2単位)又は「地理学概論」「地誌」(計4単位)のいずれか選択		地理学	2		□□□□准教授	地誌を含む	旧1	履修方法変更
			地理学概論		2	高(地歴)	同	▲▲○○講師			地理学概論	2		▲▲○○講師		旧2	履修方法変更
			地誌		2	高(地歴)	同	(▲▲○○講師)			地誌	2		(▲▲○○講師)		旧2	履修方法変更
			人文地理学１		2	高(地歴)	同				人文地理学		2			旧1	名称変更
			人文地理学２		2	高(地歴)	同	(▲▲○○講師)			人文地理学		2	(▲▲○○講師)		旧2	名称変更
			地誌概論		2	高(地歴)	同	(□□□□准教授)			地誌概論		2	(□□□□准教授)		旧1	
			自然地理学１		2	高(地歴)	同				自然地理学		2			旧1	名称変更
			自然地理学２		2	高(地歴)	同	(▲▲○○講師)			自然地理学		2	(▲▲○○講師)		旧2	名称変更
		「法律学、政治学」	法律学概論		2	高(公民)	同	○○○○准教授 ●●●●講師	いずれか1科目選択必修		法律学		2	○○○○准教授	いずれか1科目選択必修	旧1	名称変更
			政治学概論		2	高(公民)	同	(○○○○准教授)			政治学		2	(○○○○准教授)		旧1	名称変更
			行政法		2	高(公民)	同	(○○○○准教授) (●●●●講師)			行政法		2	(○○○○准教授)		旧1	
											法律学		2	●●●●講師	いずれか1科目選択必修	旧2	廃止
											政治学		2			旧2	廃止
		「社会学、経済学」	社会学概論		2	高(公民)	同	○○■■准教授	いずれか1科目選択必修		社会学	2		○○■■准教授		旧2	名称変更 履修方法変更
			経済学概論		2	高(公民)	同	(○○■■准教授)			経済学	2		(○○■■准教授)		旧2	名称変更 履修方法変更
											社会学		2		いずれか1科目選択必修	旧1	廃止
											経済学		2			旧1	廃止
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4		高(公民)	同	××××講師			哲学		2	××××助教	いずれか1科目選択必修	旧2	名称変更 単位数変更 履修方法変更 職位変更
			倫理学概論		2	高(公民)	同	(××××講師)			倫理学		2	(××××助教)		旧2	名称変更 履修方法変更 職位変更
			宗教学概論		2	高(公民)	同	(××××講師)			宗教学概論		2	(××××助教)		旧2	名称変更 履修方法変更 職位変更
											哲学概論		2		いずれか1科目選択必修	旧1	廃止
											倫理学概論		2			旧1	廃止
											宗教学概論		2			旧1	廃止
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		歴史総合		2	高(地歴)	他		○○学部共通科目		歴史総合		2		○○学部共通科目	旧1	
			教科内容構成（地歴）		2	高(地歴)	他	○○○○講師			教科内容構成（地歴）		2	○○○○講師		旧1	

る 科 目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	社会科教育法Ⅰ	2		高（地歴）	他			社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2				旧１	名称変更
		社会科教育法Ⅱ	2		高（地歴）	他	★★★★講師		社会科教育法Ⅱ	2		☆☆☆☆准教授		旧１	別の専任教員へ変更
		社会科教育法Ⅲ	2		高（公民）	他									新設
		社会科教育法Ⅳ	2		高（公民）	他	（○○■■准教授）								新設
									社会科・公民科教育法Ⅲ	2				旧１	廃止
									社会科教育法Ⅳ	2				旧１	廃止
									教科教育法（中等社会Ⅰ）	4				旧２	廃止
									教科教育法（中等社会Ⅱ）	4		（○○■■准教授）		旧２	廃止

●単位数・教員の免許状取得のための開設総単位数	（新のみ）○○単位
・共通開設単位数 （他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）	（新のみ）○○単位
・教員の免許状取得のための必修科目 （選択必修科目の単位数を含む）	（新）　○○単位 （旧１）○○単位 （旧２）○○単位
・教員の免許状取得のための選択科目	（新）　○○単位 （旧１）○○単位 （旧２）○○単位
●専任教員数（教科に関する専門的事項）	（新）　○○人 （旧１）○○人 （旧２）○○人
●必要専任教員数（教科に関する専門的事項）	４人

※１当該学科等の名称変更をした場合は、「令和○○年度より、○○学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
※２科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。
○○○○　…　一般的包括的な内容を含む科目
※３専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の専任教員は含めないこと。

＜記載上の注意＞

①「**開設元大学・学科等**」欄には、当該授業科目が元々開設されていた従前の学科等を、⑤「**大学・学部**」「**学科等**」欄の「**旧１**」「**旧２**」等の記載に応じて記載すること。
なお、授業科目の記載順は、変更後の課程における科目の配置に合わせる（「**新**」欄を基準とする）こと。（「**旧**」欄を基準とし、「**旧１**」の科目→「**旧２**」の科目、の順に記載するなど、従前の学科等における科目の並び順と一致させる必要はない。）。

②書類の順番は、「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」等の新旧対照表を作成する科目ごとに、それぞれ、「新旧対照表　→　様式第２号【従前の学科等１】　→　様式第２号【従前の学科等２】」の順に並べること。

＜例＞それぞれ中学校一種免許状（国語）の教職課程を有するＡ大学ａ学科（「旧１」という。）とＢ大学ｂ学科（「旧２」という。）が統合して設置するＣ大学ｃ学科に、引き続き中学校一種免許状（国語）の教職課程を継続する場合の変更届⑧における新旧対照表及び様式第２号の書類順

・教科及び教科の指導法に関する科目の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」
・大学が独自に設定する科目の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」
・教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」
・教育の基礎的理解に関する科目等の「新旧対照表　→　様式第２号【旧１】　→　様式第２号【旧２】」

③上記以外の記載については、「ⅳ）新旧対照表（①～⑦）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。

vi）設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

（設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況）

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況						開設時における状況					
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
A学部B学科	学士（文学）	文学関係	A’学部B’学科	5	2	A’学部B’学科	学士（文学）	文学関係	A学部B学科	5	2
			C学部D学科	1	0				C学部D学科	1	0
			（退職）	1	0				（新規採用）	1	0
			計	7	2				計	7	2
			計						計		

＜記載上の注意＞

① 「**専任教員**」欄は、当該学科等に籍を有する教職課程認定上の専任教員数を記載すること。みなし専任教員や共通開設により他学科等に籍を有する専任教員については、本表に記載しないこと。なお、各学科等の専任教員数の合計が、新旧対照表の専任教員のうち他学科等に籍を有する教員を除いた数の合計と一致していることを確認すること。

② 「**届出時における状況**」欄中「**異動先**」欄の専任教員数と、当該異動先学科等における「**開設時における状況**」欄中「**異動元**」欄の専任教員数が一致していることを確認すること。

vii）学則・履修規程等（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）

免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）ごとに、教職課程の科目と、教職課程の科目ではないが認定を受けている免許状に関連する科目等が明確になるように、以下の例に従って、学則・履修規程等を着色して提出すること。

（例）同一学科等において中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）の教職課程認定を受けている場合

【中一種免（数学），高一種免（数学）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色

・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色

・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ

・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目：黄色

・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

また、学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法、授与を行う学位の専攻分野の名称が規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（履修規程や学位規程など）を提出すること。

ⅷ）その他の様式

変更届に添付する「届出をしようとする大学の課程の概要」「シラバス」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の記載に当たっては、Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領の各様式の記載要領を参照し作成すること。なお、履歴書及び教育研究業績書における押印は不要となっていることに留意すること。

届出※をしようとする大学の課程の概要	20 ページ～
シラバス	52 ページ～
履歴書	64 ページ～
教育研究業績書	66 ページ～
組織改組・再編対照表	89 ページ

※20 ページの「認定を受けようとする大学の課程の概要」の箇所を「届出を行おうとする大学の課程の概要」に変更して作成すること。
なお、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行おうとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載する認定申請中（予定）の免許状の種類の左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中（予定）である旨を記載すること。

（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）

認定在外教育施設（在外教育施設の認定等に関する規程（平成３年文部省告示第 114 号）に基づき認定された在外教育施設）において教育実習を開始する最初の年度の前年度中に、下記様式及び教職課程認定申請における様式第５号により教育実習実施計画書を提出すること。

＜記載例＞

（様式第１号　在外実習届出（かがみ）－令和元年度以降入学者用）

文書番号

① 令和○○年○月○○日

②

文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③

届出者（設置者）の長の職名及び氏名　④

○○大学の認定課程における学科等の
教育課程の変更について（届出）

この度、令和○○年○○月○○日より、○○年度以降入学生に適用する下記の課程における教育実習実施計画を変更したいので、別紙のとおり届け出いたします。

記

・○○学部○○学科　小一種免
・○○学部××学科　中一種免（国語）
　　高一種免（国語）
　　高一種免（書道）
・●●学部■■学科　幼一種免

＜記載上の注意＞

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名
・国立大学→国立大学法人名
・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名
・国立大学→当該国立大学法人の長
・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④　押印は不要とする。

（3）学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。

大学名や法人名を変更する場合においても、本様式を適宜書き換えの上、提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、学科等の名称変更届を報告する必要はない。

＜記載例＞

（Ⅲ 学科等の名称変更届）

文書番号
① 令和○○年○月○○日

②
文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③
届出者（設置者）の長の職名及び氏名　④

○○大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について（報告）

この度、令和○○年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

学科等の名称	免許状の種類	学科等の新名称
○○学部○○学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	○○学部××学科

＜記載上の注意＞

①　文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

②　文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③　「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載す

ること。

届出者（設置者）名

・国立大学→国立大学法人名
・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

・国立大学→当該国立大学法人の長
・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④　押印は不要とする。

（4）学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。
（※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。）

＜記載例＞

（Ⅳ 学科等の入学定員変更届）

文書番号
① 令和○○年○月○○日

②
文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③
届出者（設置者）の長の職名及び氏名
④

○○大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）

この度、令和○○年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

学科等の名称	免許状の種類	旧入学定員	新入学定員
○○学部○○学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	○○人	○○人

＜記載上の注意＞

①　文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を実際に提

出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

・国立大学→国立大学法人名
・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

・国立大学→当該国立大学法人の長
・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

（５）学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げる場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、令和６年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が令和６年度以降は学生募集を停止する場合は、令和５年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げる年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること。（４年制大学の学部の場合は取り下げ後３年間、２年制の短期大学・大学院の場合は１年間。）

※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、**再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、123 ページ（６）旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること（95 ページ参照）。**

＜記載例＞

（Ⅴ 学科等の課程認定取下届）

文書番号

① 令和○○年○月○○日

②

文部科学大臣　○○　○○　殿

届出者（設置者）名　③

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

④

○○大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための
課程の認定取り下げについて（報告）

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程について、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1　認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

学科等の名称	免許状の種類	文書番号	文書日付
○○学部○○学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	○○文科初第○○号 ⑤	○○年○月○日

2　認定取り下げ時期

令和○○年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程については、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

3　認定取り下げ理由 ⑥

令和○○年度に、○○学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

＜記載上の注意＞

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

・国立大学→国立大学法人名
・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

・国立大学→当該国立大学法人の長
・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

⑤ 「**文書番号**」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。

⑥ 「**取り下げ理由**」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

（６）旧法に基づく変更届

平成３０年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

（ア）変更届の提出が必要な場合

（１）教育課程の変更届（97 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）及び（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）のみ提出が必要となる。

（イ）変更届提出期限

（１）教育課程の変更届（97 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）については、変更後の教育課程を実施する前に、（２）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）については、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに提出すること。

（ウ）変更届提出方法

124 ページを参照し、ＰＤＦファイルにより提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

（エ）必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成３１年度開設用）』によるが、「**専任教員氏名・職名**」欄は空欄とすること。

（７）変更届の作成・提出方法

＜作成方法＞

・提出する課程の種類（20 ページ参照）に応じて、提出する変更届の種類（以下（１）～（８）の別）ごとにそれぞれ別葉で作成し、それぞれを１つのＰＤＦファイルにまとめること。

・提出する変更届の種類

（１）教育課程の変更届①～⑥

（２）教育課程の変更届⑦

（３）教育課程の変更届⑧

（４）教育課程の変更届［在外教育施設での教育実習］

（５）学科等の名称変更届

（６）学科等の入学定員変更届

（７）学科等の課程認定取下届

（８）旧法に基づく変更届

・「教育課程の変更届⑦」「教育課程の変更届⑧」に「教育課程の変更届①～⑥」の内容が含まれている場合は、１つのＰＤＦファイルにまとめること。

・また、大学学部学科等の中で複数の教職課程の変更がある場合であっても、それぞれの教職課程ごとに作成するのではなく、大学学部学科等の全体をまとめて作成すること。

・全ての書類は、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体をＰＤＦファイルに変換して作成すること。

・ファイル名は、以下のとおりとすること。

【提出する課程の種類（20 ページ参照）】（提出する変更届の種類）大学名

例：【学部学科等の課程】（教育課程の変更届①②⑤）文部大学

【学部学科等の課程】（教育課程の変更届［在外教育施設での教育実習］）科学大学

【学部学科等の通信課程】（学科等の名称変更届）文科大学

【学科等の課程】（学科等の入学定員変更届）虎ノ門短期大学

【研究科専攻等の課程】（教育課程の変更届①⑤⑦）△△大学

【学部学科等の課程】（旧法に基づく変更届）□□大学

・書類の順番は、97 ページの表に示す必要提出書類の順とすること。なお、教員の履歴書・教育研究業績書は、1 人の教員につき、履歴書及び教育研究業績書をセットで並べること。

例：Ａ教員の履歴書→Ａ教員の教育研究業績書→Ｂ教員の履歴書→Ｂ教員の教育研究業績書

また、複数の科目区分の新旧対照表を提出する場合、15 ページ　Ⅱ．１．（５）申請書の作成・提出方法　⑥の※１　のとおりの順に並べること。

・仕切りページや白紙ページの挿入は不要。

・97 ページの表に示す必要提出書類の種類ごとに「しおり」を付すこと。

・通し番号をページ右肩に付すこと。

・ＰＤＦファイルの表示設定を、以下①～③のとおり設定すること。

①ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること

②ページレイアウトは「連続」

③表示比率は「幅に合わせる」

＜提出方法＞

・メールにて電子ファイルで提出すること。

・大学学部、大学院等の変更届を、まとめて一回のメール等で提出しても構わない。

・メールの宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。

宛　　先：kyo-men@mext.go.jp

件　　名：【提出】令和○年度変更届（○○○○の変更届）（○○大学）

※（○○○○の変更届）の部分はP124 を参照し、提出する変更届の種類に応じて記載する。

※（○○大学）の部分は P20 を参照し、変更届を提出する課程の種類に応じて記載すること。

・当省のメールサーバの設定上、メール本文、添付ファイル合わせて10MB以上（令和４年１月４日以降は25MB）のデータの受信はできないため、送信データが超える場合は、以下のいずれかにより対応すること。

i)複数のメールに分けた上でメールタイトルに通数を追記

ii)当省の「ファイル転送システム（令和４年１月４日以降はクラウドストレージサービスBox」を利用。

※ファイル転送システム等の利用を希望する場合は、上記件名にてメールを送信し、メール本文にてその旨依頼すること。

＜注意事項＞

・令和３年１２月２９日（水）～令和４年１月３日（月）の間は、当省にてメールの受信ができない可能性があるため、提出しないこと。

Ⅳ．審査基準等

１．教職課程認定基準

教職課程認定基準

平成１３年７月１９日
教員養成部会決定

一部改正　平成１６年６月２３日
一部改正　平成１８年７月３１日
全部改正　平成１９年５月１０日
一部改正　平成２０年６月１０日
一部改正　平成２０年１２月２４日
一部改正　平成２１年５月１８日
一部改正　平成２６年１１月７日
一部改正　平成２７年１１月２４日
一部改正　平成２９年１１月１７日
一部改正　令和３年５月７日
一部改正　令和３年８月４日
一部改正　令和３年１２月２２日

１　総則

（１）大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第７条の２に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第１備考第５号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。

（２）この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。

（３）大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（４）初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第２条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

２　教育上の基本組織

（１）教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。

また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本

組織と連係協力研究科等についても同様とする。

（２）大学設置基準第４３条第１項、大学院設置基準第３１条第２項、短期大学設置基準第３６条第１項、専門職大学設置基準第５９条第１項、専門職短期大学設置基準第５５条第１項又は専門職大学院設置基準第３２条第２項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて１つの課程とみなして、この基準を適用する。

（３）複数の大学の学科等が、施行規則第２２条第３項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

（４）教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
　学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

（５）教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

（６）幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

（７）栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第５条の３第４号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第２条第１項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

３　教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

（１）大学は、 認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の第３欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、短期大学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の第３欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

（２）共同教育課程については、当該構成大学のうちの１の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

（３）施行規則第２２条第３項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、（４）によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第１、別表第２又は別表第２の２の第３欄に定める最低単位数の８割を超えないものとする。

（４）施行規則第２２条第４項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養

護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第２条第１項、第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第７条第１項、第９条及び第１０条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ３割を超えないものとする。

（５）大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。

（６）認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

（７）認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、４－３（５）ｉ）（※２）（※３）、４－４（５）ｉ）（※２）（※３）、４－８（４）ii）①②の場合を除く。

（８）学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が５０㎞を超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。
　ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第２５条第２項、短期大学設置基準第１１条第２項、専門職大学設置基準第１８条第２項及び専門職短期大学設置基準第１５条第２項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

（９）以下に掲げる科目のそれぞれの専任教員において、少なくとも１人は教授でなければならない。
　①　領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）
　②　教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
　③　「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
　④　特別支援教育に関する科目
　⑤　養護に関する科目

(10) 専任教員は、３（９）の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。
　短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち１人は教授）とする。

４　教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

２（４）より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

４－１　幼稚園教諭の教職課程の場合

（１）「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第２条第１項表備考第１号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は５領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は４領域以上の科目ごと

に授業科目が開設されなければならない。
　また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第２条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園全領域のうち、３領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて１人以上 合計３人以上	・教育の基礎的理解に関する科目において１人以上 ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人以上 合計３人以上

（※１）本表は、入学定員が５０人までの場合である。
　入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。
（※２）「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。
（※３）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。
（※４）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

４－２　小学校教諭の教職課程の場合

（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第３条第１項表備考第１号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。
　また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（３）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第３条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（４）小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が５０人までの場合、以下の①～④にそれぞれ１人以上とし、これを含め①～⑤で合計８人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に１人以上、②～④のいずれかに１人以上とし、これを含め①～④で合計４人以上

とする。
　また、入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。
①「教科に関する専門的事項」
②教育の基礎的理解に関する科目
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
④「各教科の指導法」
⑤「複合科目」

（５）同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

４－３　中学校教諭の教職課程の場合

（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては２０単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては１０単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ１単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
　なお、施行規則第４条第１項表備考第４号により１以上又は２以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「　」内の事項）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。
　また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。
　ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（３）「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては８単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（４）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第４条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（５）中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。
ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。
ｉ）「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	３人以上
社会	４人以上
数学	３人以上

理科	４人以上
音楽	３人以上
美術	３人以上
保健体育	３人以上
保健	３人以上
技術	４人以上
家庭	４人以上
職業	４人以上
職業指導	２人以上
英語	３人以上
宗教	３人以上

（※１）英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。
（※２）他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。
（※３）「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。
（※４）（※２）（※３）により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
８００人　以下	２人以上
８０１人　～　１，２００人　以下	３人以上
１，２０１人　～	４人以上

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。
・　教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において１人以上
・　「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において１人以上

４－４　高等学校教諭の教職課程の場合

（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては２０単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ１単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
なお、施行規則第４条第１項表備考第４号により１以上又は２以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「　」内の事項）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。
また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関す

る科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。
　ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（３）「各教科の指導法」は、４単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（４）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（５）高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。
ｉ）「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	３人以上
地理歴史	３人以上
公民	３人以上
数学	３人以上
理科	４人以上
音楽	３人以上
美術	３人以上
工芸	３人以上
書道	３人以上
保健体育	３人以上
保健	３人以上
看護	４人以上
家庭	４人以上
情報	４人以上
農業	４人以上
工業	４人以上
商業	４人以上
水産	４人以上
福祉	４人以上
商船	４人以上
職業指導	２人以上
英語	３人以上
宗教	３人以上

（※１）英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。
（※２）他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。
（※３）「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。
（※４）（※２）（※３）により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数（うち１人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
　４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。

（６）認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第５条第１項表備考第６号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第５条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

４－５　特別支援学校教諭の教職課程の場合

（１）特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第７条第１項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、１又は２以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。

（２）施行規則第７条第１項表に定める科目のうち、特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならず、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。

（３）施行規則第７条第１項表に定める科目のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）に関する内容を含む。）については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。

（４）特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">免許状に定められることとなる特別支援教育領域
特別支援教育に関する科目</th><th>視覚障害者に関する教育</th><th>聴覚障害者に関する教育</th><th>知的障害者に関する教育</th><th>肢体不自由者に関する教育</th><th>病弱者に関する教育</th></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援教育の基礎理論に関する科目</td><td colspan="5">１人以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別支援教育領域に関する科目</td><td>心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td>１人以上</td><td>１人以上</td><td colspan="3">１人以上</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td><td>１人以上</td><td>１人以上</td><td colspan="3">１人以上</td></tr>
</table>

４－６　養護教諭の教職課程の場合

（１）養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第９条表備考第１号に規定する科目ごとに開設されなければならない。

　なお、施行規則第９条表備考第１号により１以上又は２以上の科目について修得するものとされる科目群（「　」内の科目）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。

（２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第９条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（３）養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ｉ）養護に関する科目

養護に関する科目の必要専任教員数は３人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）には、専任教員を１人以上置かなければならない。

ⅱ）「教育の基礎的理解に関する科目等」

４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。

４－７　栄養教諭の教職課程の場合

（１）栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第１０条表備考第１号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。

（２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第１０条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（３）栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。

４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

（１）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

ｉ）同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

（イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
（ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
（ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）
（二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
（ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）
（ヘ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
（ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
（チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
（リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
（ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭

（ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
（ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）
（ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）
（カ）高等学校（看護）と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
（イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）
（ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）
（ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）
（二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）
（ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）
（ヘ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）
（ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）
（チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）
（リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合
①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。
（イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
（ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
（ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）
（二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
（ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）
（ヘ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
（ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
（チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
（リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
（ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
（ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
（ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）
（ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）
（カ）高等学校（看護）と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
（イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）
（ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）
（ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）
（二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）
（ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）

（ヘ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）
（ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）
（チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）
（リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

④　①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、４－３（２）及び４－４（２）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあっては施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあっては施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。

（２）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

ｉ）以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
①　教育の基礎的理解に関する科目
②　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

ⅱ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
①　総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）
②　特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）
③　生徒指導の理論及び方法

ⅲ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ⅳ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ｖ）教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚

園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。

ⅵ）教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ⅶ）「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

ⅷ）「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

①小学校の国語と中学校（国語）
②小学校の社会と中学校（社会）
③小学校の算数と中学校（数学）
④小学校の理科と中学校（理科）
⑤小学校の音楽と中学校（音楽）
⑥小学校の家庭と中学校（家庭）
⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）
⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）
⑨小学校の図画工作と中学校（美術）

（３）「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、４－８（２）ⅶ）に準じて取り扱うものとする。

（４）専任教員の配置

ⅰ）同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる４－１（３）、４－２（４）の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
４－１（３）	（右欄） 合計３人以上	合計２人以上
４－２（４）	①～⑤で合計８人以上とする。	①～⑤で合計７人以上とする。

ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあっては４－３（５）ⅰ）表及び高等学校教諭の教職課程にあっては４－４（５）ⅰ）

表に定める必要専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。

②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。

５　教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

２（４）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

５－１　幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で３人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員５０人までの場合は３人以上、入学定員が５０人を超える場合は、入学定員５０人を超えるごとに、１人ずつ増員しなければならない。

５－２　小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で４人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員５０人までの場合は３人以上、入学定員が５０人を超える場合は、入学定員５０人を超えるごとに、１人ずつ増員しなければならない。

５－３　中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、４－３（５）ｉ）に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない。

５－４　高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、４－４（５）ｉ）に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない。

５－５　特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることととなる特別支援教育領域ごとに３人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として３人以上）の専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。

５－６　養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、３人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない。

５－７　栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第１０条表備考第２号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和４１年文部省厚生省令第２号)」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、３人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、４－３（５）ⅱ）※は適用しない。

５－８　教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

（１）大学院等の１つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については４－８（１）ⅱ）①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については４－８（２）を準用する。

（２）大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

①「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目

（イ）中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、４－８（１）ⅰ）①②③を準用する。

（ロ）養護に関する科目は、４－８（１）ⅰ）②を準用する。

②「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、４－８（２）を準用する。

（３）「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

（４）大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類の学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の専任教員として取り扱うことができる。

（５）大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の専任教員でなければならない。

（６）認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第２３条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の学校種の教職課程を有する学科等の専任教員については、当該学科等の専任教員でなければならない。

６　教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

（１）教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて１つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「４　教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。

ただし、教職特別課程の入学定員が５０人を超えない場合は、この限りではない。

（２）特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて１つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「４　教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。

ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が５０人を超えない場合は、この限りではない。

７　昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第１部）と夜間の課程（第２部）又は昼間２交代制あるいは昼夜間２交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第３部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、第１部と第２部又は第３部をあわせて１つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

①　「領域に関する専門的事項」(「複合領域」を含む。)
②　「教科に関する専門的事項」(「複合科目」を含む。)
③　「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
④　特別支援教育に関する科目
⑤　養護に関する科目
⑥　栄養に係る教育に関する科目

８　学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

①　「領域に関する専門的事項」(「複合領域」を含む。)
②　「教科に関する専門的事項」(「複合科目」を含む。)
③　「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
④　特別支援教育に関する科目
⑤　養護に関する科目

９　連携教職課程を設置する場合の要件

２（３）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同

一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

（１）　連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、２（５）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

（２）連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

①　連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

②　学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整

③　その他連携教職課程の実施に必要な事項

（３）連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6
栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

（４）連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が１未満の場合には１人とするものとする。

（５）連携教職課程を設置する大学間の距離が５０km を超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第２５条第２項、短期大学設置基準第１１条第２項、専門職大学設置基準第１８条第２項及び専門職短期大学設置基準第１５条第２項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

１０　通信教育の課程への特例

（１）通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。

（２）大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。

１１　施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

１２　教育実習等

（１）教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含めるものとする学校体験活動（以下「教育実習等」という。）については、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

この場合において、学校体験活動及び栄養教育実習を除いては、以下の表に定める各区分に応じて定める必要学級数等を満たさなければならない。

区分	必要学級数等
初等教育教員養成の場合	入学定員５人に１学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員１０人に１学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員５人に１学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員５人に１校の割合

（２）実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

（３）通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。

（４）教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

１３　その他

（１）本基準は、令和４年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、３（３）については、令和３年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

（２）施行規則附則第７項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項」による場合の当該「教科に関する専門的事項」に係る教育課程及び教員組織については、平成３０年度までの教職課程認定基準（平成２７年１１月２４日一部改正）に規定する教科に関する科目の基準によるものとする。

（３）本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

教職課程認定審査の確認事項

平成１３年７月１９日
課程認定委員会決定

一部改正　平成１６年６月１５日
一部改正　平成１８年４月２５日
一部改正　平成２０年５月２３日
一部改正　平成２０年１２月３日
一部改正　平成２７年１０月３０日
一部改正　平成２９年１１月１７日
一部改正　平成３０年１０月９日
一部改正　令和元年７月１９日
一部改正　令和２年１０月２１日
一部改正　令和３年５月７日
一部改正　令和３年８月４日
一部改正　令和３年１２月９日

教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）１（４）に定める教職課程認定審査における確認事項については、以下のとおりとする。

１　教育上の基本組織関係

(1)　大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第７条の２に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。

ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。

①　学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合

②　学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合

③　学校教育法第４条第２項第１号及び第３号で定める事項として学校教育法施行令第２３条の２第１項第１号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第２６条第１項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

④　既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第２条第５項又は第３条第６項（第４条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる手続きを含む。）のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

(2)　既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。

(3)　既に認定を受けた教職課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。

(4)　基準２（６）に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。

①　学科等の名称及び設置理念、学位及び学位の分野（短期大学においては学科の属する分野）
②　学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
③　卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
④　その他課程認定委員会において必要とされる事項

２　教育課程関係

(1)　教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第４条第１項表備考第２号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。

(2)　領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。

(3)　授業科目の名称は、施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めることができるものとする。

(4)　施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く）。

(5)　「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。

①　取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること

②　各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと

③　各事項において適切な授業時間数が確保されていること

④　情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること

(6)　教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のもの）の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

①　教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること

②　実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること

③　学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

(7)　授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

①　教職課程コアカリキュラム

（令和３年８月４日　教員養成部会決定）

②　外国語（英語）コアカリキュラム

（文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成２８年度報告書）

３　教員組織関係

(1)　基準３（７）に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。

①　当該学科等の教職課程の授業を担当

②　当該学科等の教職課程の編成に参画

③　当該学科等の学生の教職指導を担当

(2)　担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

(3)　令和２年度から令和４年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する１０年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることを可能とする。

ただし、その場合は、令和４年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

①「総合的な学習の時間の指導法」に関する１０年以上前の活字業績

②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(4)　令和２年度から令和４年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることを可能とする。

ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、令和４年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績

②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績

なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

(5)　小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。

別表

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育）

	高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（情報） 高等学校教諭免許課程（工業）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育）

	養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（情報）	中学校教諭免許課程（数学） 中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

教職課程認定審査運営内規

（平成１３年７月１９日
教員養成部会決定）
一部改正　平成２０年６月１０日改正
一部改正　平成２８年７月　４日改正
一部改正　令和３年１１月１５日改正

１　通則

(1)　教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の認定の審査の運営は、この内規の定めるところによる。

(2)　審査は、教員養成部会（以下「部会」という。）が定めた、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づいて行う。

(3)　部会は、審査を課程認定委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行う。

２　審査方法

(1)　委員会においては、書類審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、保留（取り下げの勧告を含む。））を決する。

(2)　部会においては、委員会からの報告を受け、最終判定（可・不可）を下す。

(3)　審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請者に申請書の補充又は訂正を行わせることができる。

(4)　面接審査及び実地審査は、書類審査で保留となった場合に必要に応じて行うものとする。

(5)　委員会は、原則として、部会に報告するまでに保留の判定を残さないものとする。

(6)　委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）、利害関係のある大学の審査を行うことはできない。

３　書類審査

(1)　書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。

①　認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係
②　教育課程及びその履修方法
③　教員組織
④　施設・設備（図書等を含む。）
⑤　教育実習の実施計画、教育実習校等
⑥　学則

(2)　書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。

(3)　補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。

(4)　取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

４　面接審査及び実地審査

(1)　書類審査において保留となった申請課程については、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。

(2)　面接審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する２名以上の委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請課程について説明を聴取することにより行う。

(3)　面接審査の結果は、部会に報告する。

(4)　実地審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する２名以上の委員及び担当官が同席し、実地において、申請書に記載されている事実を確認し、申請課程の状況を審査する。

(5)　実地審査の結果は、部会に報告する。

５　最終判定

(1)　部会の最終判定は、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行った申請課程及び保留の申請課程を中心とする委員会からの報告に基づき、認定の可否（可、不可）について行う。

(2)　委員会からの報告は委員会の主査がとりまとめて行い、主査が部会に出席できない場合は主査の指名する委員会の委員が報告する。

(3)　最終判定における審査は、原則として、委員会で判定を保留とした申請課程の可否を決するために行うものとし、特別の事情を除き、委員会の審査を最終判定とする。

(4)　最終判定において必要な場合には、部会長の許可により、申請者の説明を求めるものとする。

(5)　部会は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。

６　会議の議事要旨等の公開

議事要旨、審査の経過及び結果並びに教職課程認定の申請書については、当該議事に係る認定手続が全て終了した後に公開する（教員個人に関する議事及び資料を除く）。

７　教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて

(1)　教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。

①　専任教員を変更する場合

②　①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合

③　①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合

(2)　書類審査においては、「３　書類審査」を準用する。

(3)　変更可否の結果は、部会に報告する。

８　その他

(1)　この審査運営内規は令和５年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

(2)　この内規に定めるもののほか、課程認定の審査運営に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

教職課程認定大学実地視察規程

（平成１３年７月１９日
教員養成部会決定）

一部改正　平成１８年４月２５日改正
一部改正　平成２０年６月１０日改正
一部改正　平成２１年２月２７日改正
一部改正　平成２８年７月　４日改正
一部改正　令和　３年５月　７日改正

１　趣旨

(1)　教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。

(2)　実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

２　実地視察方法

(1)　実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。

①　教員養成に対する理念、設置の趣旨等
②　教育課程及び履修方法
③　教員組織
④　施設・設備（図書等を含む。）
⑤　教育実習の実施計画、教育実習校等
⑥　学則
⑦　学生の教員への就職状況

(2)　実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第３４条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）２名以上（うち１名以上は委員会の委員）で分担して行う。

(3)　実地視察を行う委員は部会長が定める。

(4)　委員は利害関係のある大学の実地視察はできない。

(5)　実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。

(6)　実地視察にあたっては、必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者を実地視察に参加させることができる。

(7)　部会長は、実地視察大学に対し、実地視察調査表をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察大学に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。

(8)　実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

３　留意すべき事項を付した大学への実地視察

教職課程認定審査運営内規（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）５（５）に基づき、留意すべき事項を付した大学については、原則として、段階的整備期間中に、実地視察を行う。

４　連携教職課程を設置する大学への実地視察

教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）２（３）に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して７年以内ごとに定期的に実地視察を行う。

５　報告書の作成及び公表

(1)　実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。

(2)　報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察大学及び全ての課程認定大学に送付する。

(3)　報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該大学の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

６　教職課程の認定の取消についての意見

実地視察大学の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べることができる。

７　その他

(1)　この規程は令和４年度から適用する。

(2)　この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

平成２１年２月２７日
中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

１．現状

○ 今年度の課程認定申請において、経営学系の学科や心理学系の学科における保健体育の課程認定の申請が目立ったところ（申請時点で１０大学）。

これらの学科においては、すでに中学校社会や高等学校公民等の課程認定を受けており、それに加えて、保健体育の認定の申請を行うものである。

○ 教職課程認定基準（平成１３年教員養成部会決定）においては、教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとされている。

○ 経営学系の学科における保健体育の認定については、平成１７・１８年度において、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合に比して薄いことについて課程認定委員会で議論した上、留意事項付きで認定が認められ、その後は認定が認められている。

２．学科等の目的・性格と免許状との相当関係についての問題点

○ しかしながら、平成１７年度に経営学系の学科において保健体育の認定を認められた２大学の実地視察を本年度実施したところ、保健体育教員の養成のための理念が実現されていない、保健体育教員養成のための教育課程が体系的に実施されていない、教職指導体制が適切に機能していない、などの問題点が見られたところである。

○ 学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における４年間（短期大学では２年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

○ この点、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科について、免許状の授与の前提となる十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるをえない（注）。

（注）

専門性の確保が困難な理由としては以下のとおりである。

① 大学が、経営上の採算性確保の観点から開設科目数を抑制しようとする場合、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の開設数は、通常の場合と比して少ないものとなること。

（例）

・Ａ大学経営学部経営学科【免許教科：商業】：商業に関連する科目（教科に関する科目に限られない）　１４６単位

・Ｂ大学経営学部経営学科【免許教科：保健体育】：保健体育に関連する科目（教科に関する科目に限られない）　５０単位

②　また、①の場合において、認定を受けようとする免許教科について十分な数の専門科目が開設されたとしても、４年間に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が修得する認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の単位数も通常の場合に比して少ないものとならざるを得ないこと。

３．来年度からの課程認定の方針

○ 上記２のとおり、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い場合には、認定を受ける免許教科の専門性の確保や教職課程の適切な運営に問題が見られたことから、来年度以降は、課程認定に当たり学科等の目的・性格と免許状との相当関係の薄い申請については慎重に対応すべきであると考える。

４．今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程について

○ 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程については、引き続き当該課程認定は有効とするが、今後、実地視察等を通して、教職としての専門性が適性に確保されるよう、フォローアップを行っていくこととする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

平成２３年１月２０日
課程認定委員会決定
一部改正　令和元年１２月１２日改正

教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）２（３）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

１．学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

① 学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。

② 学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。

③ 卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。

④ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

２．上記１に関して以下の点が達成されているか

（１）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。

② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。

③ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。

④ 免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

（２）十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

（参考）

○　教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）

２　教育上の基本組織

（１）教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

（２）　略

（３）教職課程は、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）２（３）に規定する、「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」（以下、「学科等」という。）の「目的・性格と免許状との相当関係」に関する審査の基準として、平成２３年１月２０日課程認定委員会により、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について」（課程認定委員会決定）が定められた。

各審査基準の趣旨は、以下のとおりであるため、申請に当たっての参考とすること。

１．各基準の趣旨

（１）学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

①学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。

学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状の種類との間に、十分な相当関係が認められることが必要である。相当関係の有無については、学科等における学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等を考慮して審査を行うこととする。

②学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。

認定を受けようとする学科等において、教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号。以下「施行規則」という）に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」が開設されていることは施行規則の規定により必要であるが、これらの科目以外にも、当該学科等のカリキュラムの中に認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要がある。

その理由としては、学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における４年間（短期大学では２～３年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、免許状についての教科（又は養護、栄養）に関する科目を一定数履修させることにより、当該教科等を担当する教員として求められる専門性を確保しようとするものであるからである。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目の開設数は、通常の場合と比して少ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

③卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。

卒業要件等において、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとされていることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する十分な数の専門科目が開設されたとしても、４年間（短大の場合２、３年間）に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が実際に修得する、当該免許状に関連する科目の単位数は、通常の場合に比して少ないものとならざるを得ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

④学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

②のとおり、学科等のカリキュラムの中に、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要があるが、これらの科目と、当該学科等に開設されているその他の科目の内容との間に、密接な関連があることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目と、その他の科目の内容がかけ離れている傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

（２）上記（１）に関して以下の点が達成されているか

１）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

①認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。

②認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。

③認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。

④免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

上記の基準は、教職課程の認定を行うに当たり一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

２）十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

上記の基準も、（１）と同様、教職課程の認定を行うに当たり、一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

２．審査に当たっての考え方

（１）**大学設置基準第３９条に規定する「教員養成に関する学科」に該当しない学科において、幼稚園又は小学校教諭の課程認定を有する学科に中学校又は高等学校の課程を追加して申請する場合**

１）教員養成としての目的性が顕著である必要があり、以下の点に留意した教育課程とする必要がある。

① 幼稚園又は小学校の教員養成を主たる目的とする学科において、当該校種・免許教科の課程を併設する理念・構想が明確となっているか。

② ①で示した理念・構想を実現する学位プログラム（卒業要件）が編成されているか。（学則・履修規定）

③ 履修上のコース分け（大学設置上での専攻分離である必要はない）などにより、幼稚園又は**小学校教諭免許状の修得要件に加えて、中学校又は高等学校**の教科に関する専門的事項に関する科目を相当程度履修することが、**学位プログラム（卒業要件）上（教員免許状取得用の履修要件では不可）**において規定されているか。

（２）**同一の学科等に中学校又は高等学校の複数教科の課程を申請する場合**

１）学科等の目的・性格と免許状との相当関係が明確である必要があり、以下の点に留意した教育課程とする必要がある。

① 当該免許教科の課程を併設する理念・構想が明確となっているか。

② ①で示した理念・構想を実現する学位プログラム（卒業・修了要件）が編成されているか。（学則・履修規定）

③ 一種・二種免許状課程については、履修上のコース分け（大学設置上での専攻分離である必要はない）などにより、**いずれの教科についても、中学校又は高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目を相当程度履修することが、学位プログラム（卒業要件）上（教員免許状取得用の履修要件では不可）において規定されているか。**

④ 専修免許状課程において、主として教科に関する専門的事項に関する科目により教育課程を編成する場合には、いずれの教科についても、中学校又は高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目が学位プログラム（修了要件）上（教員免許状取得用の履修要件では不可）において体系的に編成され、学位プログラムと免許教科の相関が明確な履修モデルが整備されているか。

３．その他

○ 本基準における「学科等」とは、教職課程認定基準２（３）に規定する「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」を指し、同基準２（１）に規定する「その他学則で定める組織」は含まず、同基準２（１）に規定する「学科等」の範囲とは異なる点に留意する必要があること。

○ また、教職課程認定基準２（３）に規定するとおり、教職課程の認定を受けるためには「大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」の目的・性格

と免許状との相当関係が必要であり、例えば、学科の中のコースの単位で認定を受けようとする場合でも、当該「学科」の目的・性格と免許状との相当関係が求められる点にも、改めて留意する必要があること。

【参考】学位プログラムと教職課程との相当関係

○　教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。

○　昨今、大学の学部学科が多様化し、当該学部学科の性格・目的と置こうとする教職課程の関連性が不明確な申請が増えてきている。

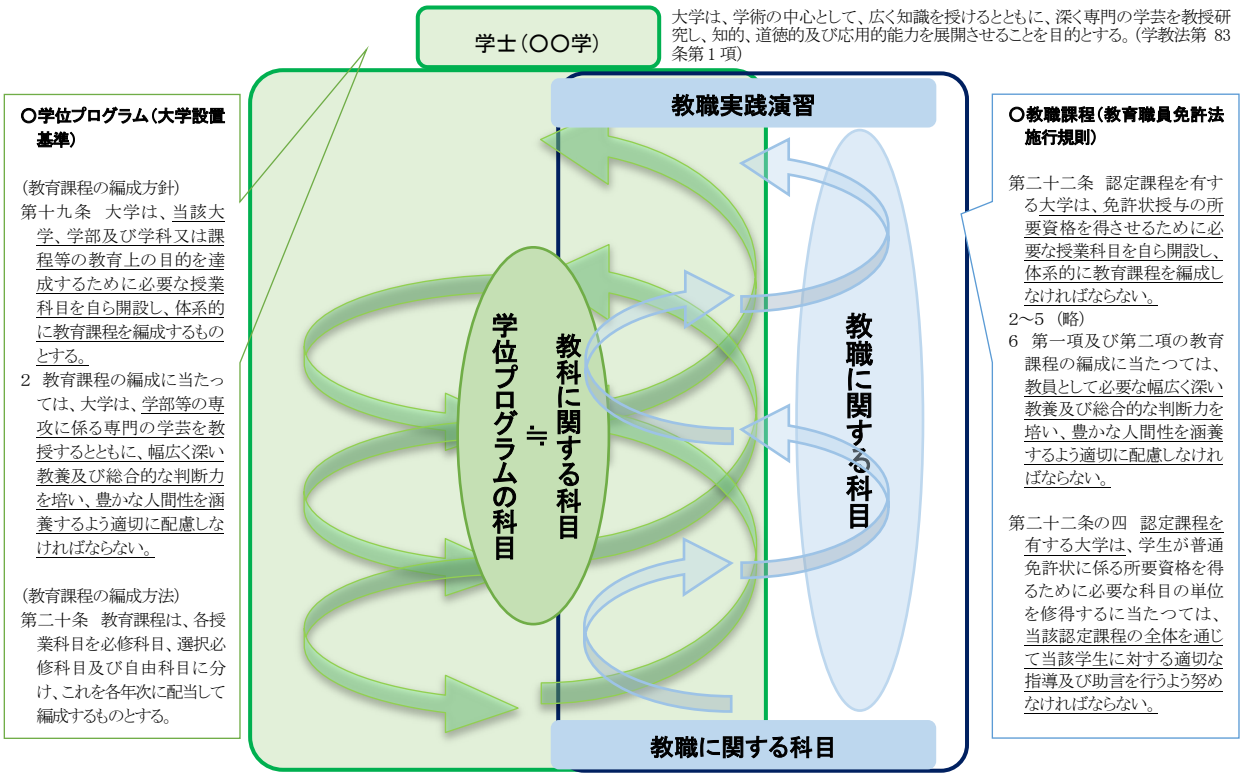

教育又は研究上の業績及び実績の考え方

平成２３年３月９日
課程認定委員会決定
一部改正　令和元年１２月１２日改正

教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）３（３）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

１．基本的な考え方

○　認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。

例えば、教科及び教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○　単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全くない場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

２．教員等の実務経験のある教員についての取扱い

○　教員等の実務経験のある教員については､必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。

○　上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

３．担当教員の業績及び実績の考え方

○　「各教科（保育内容）の指導法」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の授業科目を担当する教員の業績については、大学生や成人を対象とした研究業績等のみでは不十分であり、原則として学校教育段階の研究業績等が必要である。

○　「教育に関する理念並びに教育に関する歴史及び思想」など、複数の要素を取り扱う事項の授業科目を担当する教員については、当該授業科目で中心となる要素に関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。

○　「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」における発達及び学習の過程を両方含んだ授業科目を担当する教員については、発達心理学又は学習心理学のいずれかに関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする

（参考）

○　教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）

３（６）教育課程、教員組織（免許状の種類に関わらず共通）

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○　教職課程認定審査の確認事項（平成１３年７月１９日課程認定委員会決定）

３（２）教員組織関係

教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方

平成３０年１０月９日
課程認定委員会決定

１．教育課程（シラバス）の考え方

（１）　コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるように授業が設計されており、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。これが満たされる限り、各到達目標に示されている個々の障害種等の個別の要素をシラバスに含めることは必須ではない。

（２）　保育士養成課程の「障害児保育」や小・中免の「介護等体験事前指導」等の科目と併せて科目を開設してもかまわないが、科目名称は３．のとおりにすること、及び、１単位分以上の内容が含まれていることが必要である。

（３）　「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」の内容がシラバス（「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」又は「授業計画」のいずれか）に記載されていることが必要である。なお、「母国語」や「貧困」の問題等、特別の教育的ニーズへの対応の必要性を理解する上で取り扱う事例は限定しない（いずれの事例を取り扱ってもかまわない）。

　また、「特別の教育的ニーズ」や「配慮が必要な子ども」などの、障害による「特別の支援」の内容を扱うのか、障害はないが「特別の教育的ニーズ」の内容を扱うのかが判別がつかないような標記は避け、「**障害はないが**特別の教育的ニーズ」とするか、「母国語」や「貧困」の問題等の具体事例をシラバスに明記すること。

（４）　講義形式や演習形式などの開設形態を指定していないため、いずれの形式でも実施が可能である。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

（１）　授業内容を構成する一般目標が、

①　特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解
②　特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解
③　障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解

となっており、このうち①及び②が授業内容を構成すべき主たる内容であると考えられることから、①や②に関連する業績※等があれば、担当「可」とする。

※　知的障害、肢体不自由、発達障害等いずれかの障害種の、『教育（制度、理念等）』、『心理、生理、病理』、『教育課程・指導法』に関連するいずれかの業績を指す。

なお、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績（活字業績及び「教育上の能力に関する事項」、「職務上の実績に関する事項」）を網羅する必要はない。

（２）　医療・福祉関係のみの業績を有する場合においては、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の１人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

（３）　過去１０年以内の審査会において、特別支援学校教諭養成課程の科目（特別支援教育に関する科目）の担当教員として単独担当「可」と判定されていることが確認できれば、その審査結果を尊重し、審査を行う。

３．科目名称の考え方

（１）　「特別支援教育（概論、総論、入門）」、「特別の教育的ニーズの理解とその支援」、「特別のニーズ教育の基礎と方法」等、障害の有無にかかわらず特別の教育的ニーズのある児童生徒等への支援・教育がイメージされる用語が含まれている必要がある。したがって、特定の障害名を付した名称（「発達障害（概論、総論、入門）」）や保育士養成課程の「障害児保育」は適切ではない。

なお、「インクルーシブ教育」は障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が共に学ぶ仕組みのことを指す教育の一形態であるので、「インクルーシブ教育論」等の名称は適切ではない。

「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方

平成３０年１０月９日
課程認定委員会決定

１．教育課程（シラバス）の考え方

① 「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラムにおいて求められているのは「総合的な学習の時間」の年間指導計画や単元計画などの具体事例を学ぶことであるため、「各教科の指導法」のような、各単元の具体的な指導案等の作成、及び模擬授業を含めることは必須ではない。

② 「総合学習」と「総合的な学習の時間」の混同をさけるため、科目名称を「総合学習」とすることは適切ではない。ただし、シラバスにおける授業の概要や授業計画において、学習理論又は実践事例として「総合学習」という名称を使用することは差し支えない。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

① 業績の論文名等に「総合的な学習の時間」という表記がなくても、学校内の授業における「総合的な学習の時間」のカリキュラム開発や授業実践の考察等を論じたものであれば、業績として記載が可能。（養護教諭・栄養教諭養成課程も小中高と同様の取扱いとする。）

② 「総合的な学習の時間」の実践を扱った研究（学術論文・教育実践記録いずれも可）であれば、担当する免許状の学校種と研究対象の学校種によらず業績として記載が可能。

３．科目名称の考え方（複数事項を合わせて開設する場合を含む）

① 学習指導要領では小中学校が「総合的な学習の時間」、高等学校が「総合的な探究の時間」とされているが、免許校種によらず両方の用語を採用して差し支えない。
ただし、「総合学習」の名称は１．②のとおり、適切ではない。

② 各教科の学習指導における「探究的な学習」という意味と混同するため、「探究的な学習の指導法」や「探究学習論」の名称は適切ではない。

③ 複数事項を合わせて開設する場合であったとしても、原則として、科目名称に「総合的な学習（の時間）」という表記を含めることが必要。また、総合的な学習の時間に近い意味合い、あるいは複数の事項を包括した意味合いをもつ「教科外活動の指導」や「教科横断的学習の指導」、「合科的な指導」などの名称は適切ではない。

外国語（英語）の審査の考え方

平成３０年１１月２９日
課 程 認 定 委 員 会 決 定

１．教育課程（シラバス）の考え方【小学校の教職課程】

（１）　「外国語（英語）の指導法」は『小学校における外国語活動（中学年）・外国語（高学年）の学習・指導・評価に関する基本的な知識・指導技術』を、「外国語（英語）に関する専門的事項」は『小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力と、英語に関する背景的な知識』を身に付けることが求められるため、各事項において含めるべき内容を踏まえ、「指導法」と「専門的事項」の内容のすみ分けを行うことが必要である。

２．教育課程（シラバス）の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

（１）　各教科の指導法（英語科の指導法）

①　英語科の指導法のシラバス作成に当たっては、外国語（英語）コアカリキュラムのみではなく、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の教職課程コアカリキュラムにおいて求める内容を含める必要がある。

②　外国語（英語）コアカリキュラムに記載している学習項目（英語科の指導法における「第二言語習得」など）を英語科の指導法の最低修得単位（中一種免の場合は８単位、中二種免の場合は２単位、高一種免の場合は４単位）に含めずに別に科目を設定する場合、コアカリキュラムを満たすためには、当該科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（英語科の指導法）」又は「複合科目」の必修科目に位置付ける必要がある。

（２）　英語コミュニケーション

学習項目及び各到達目標に定める「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」及び「領域統合型の言語活動」の全てを含めることが求められるため、コアカリキュラムに定める各到達目標ごとに適切な授業時間数が確保されていることが必要。

（３）　英語学

英語学の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける」、英語科の指導法の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける」とされていることを踏まえ、英語学の科目で含めるべき内容と、英語科の指導法で含めるべき内容のすみ分けを行うことが求められる。

（４）　英語文学

学習項目が「文学作品から見る多様な文化」や「英語で書かれた代表的な文学」であることを踏まえると、作品が異なっていたとしても、特定の作家を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、英語文学のシラバス作成に当たっては、「英語で書かれた代表的な文学」の具体の作品の名称若しくは作家名をシラバスに明示することが求められる。

（５）　異文化理解

①　全体目標が「社会や世界との関わりの中で、他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から、外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ」であることを踏まえると、英米の政治や歴史、美術・環境問題など特定の題材を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

②　到達目標で「多様な文化的背景を持った人々との交流を通して、文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解」する必要があるため、当該内容を含む科目は、様々な文化的背景を持った人々（交換留学生や近隣に在住・勤務している外国人等）と実際に交流する機会を持つことが求められる。インターネットを利用して、テレビ会議、電子メール、ＳＮＳによるやり取りなどを行うことも考えられる。「当該授業科目の担当教員（外国籍）」との交流のみで当該コアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

　また、異文化理解の科目外において、受講者全員が、多様な文化的背景を持った人々との交流を体験的に実施している場合は、その交流活動の事前・事後指導を異文化理解の科目に位置付けるなどしていれば、コアカリキュラムの内容を満たすことが可能。

③　コアカリキュラムの内容を満たす科目については、英米など英語母語話者が多数を占める国を中心に、英語が使われている国・地域に関する異文化理解の内容を扱うことが必要。

④　「文学作品を通した異文化理解」を扱う場合は、英語文学の学習項目「文学作品から見る多様な文化」にふさわしいため、英語文学の科目として位置付けることが適切である。

３．担当教員の業績及び実績の考え方【小学校の教職課程】

（１）　「外国語（英語）の指導法」の審査に当たっては、小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績を有している者を充てることも可能とする。

（２）　「外国語（英語）に関する専門的事項」の審査に当たっては、「小学校における外

国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力」の育成に関する活字業績、若しくは『英語に関する背景的な知識』に関する活字業績を有していることが求められる。（例えば、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「英語圏の異文化理解」、「第二言語習得」等に関する業績が考えられる。）

４．担当教員の業績及び実績の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

（１） 各教科の指導法（英語科の指導法）の科目に関する研究業績においては、原則として中学生若しくは高校生を対象とする指導法に関する研究業績が求められる。（研究対象が大学生以上であっても、英語科の指導法に関する研究業績であれば記載が可能。）

５．科目名称の考え方

（１） 小学校教員養成課程の「外国語（英語）の指導法」の科目名称として、「外国語活動」を含めてもよいが、「外国語活動」のみの名称は適切でない。

（２） 各教科の指導法の必修科目と教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む科目（小学校教員養成課程においてはコアカリキュラムを満たす科目）において教職課程の教科専門科目における基礎的な内容を学ぶことが求められることから、「〇〇研究」の名称を付すことは適切ではない。

（３） 中学校・高等学校の教職課程の「英語コミュニケーション」の科目名称として、「対人コミュニケーション論」、「伝達能力論」などのコミュニケーションの理論を示すものは適切でない。また、英語コミュニケーション以外の内容を英語で扱うことによって、英語運用能力の向上を図る場合、その内容を科目名称に含めることは適切でない（例えば、イギリスの政治史を英語で授業をすることによって英語運用能力の向上を目的とする授業科目として、「イギリスの政治史」を科目名称とするのは適切ではない）。

特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

令和元年１２月１２日
課程認定委員会決定

「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について

１．教育課程（シラバス）の考え方

（１） 特別支援教育に係る、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念】、【教育に関する歴史及び思想】、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項】に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。

（２） 授業計画の中に「自立活動」を概観する内容を含めることが必要である。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

（１） 教育職員免許法施行規則に規定された五つの特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を包含するような業績（五つの領域それぞれの専門業績を網羅する必要はなく、特別支援教育に係る概論的な業績であれば良い。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした研究業績である必要がある。）があれば、担当「可」とする。

（２） 医療・福祉関係のみの業績は、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の１人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について

１．教育課程（シラバス）の考え方

（１） 各特別支援教育領域について、心理、生理、病理それぞれの内容を含んだ授業計画を構成していることが必要である（障害特性に応じて心理、生理、病理の重点が異なることはかまわないが、教員養成の基礎的な学修を行う必修科目については、特定の内容に偏ることは適切ではない）。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

（１） 担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。

（２） 一人の教員が生理と病理を担当する場合においては、生理又は病理に関するいずれかの業績があれば、担当「可」とする。

（３） 一人の教員が心理、生理、病理全てを担当する場合においては、心理に加え、生理又は病理の業績があれば、担当「可」とする。

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について

１．教育課程（シラバス）の考え方

（１）　授業計画の中に「自立活動」の内容を含めることが必要である。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

（１）　担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない）。

（２）　自立活動の業績のみを有する教員は、「自立活動」の内容のみ担当することができる。「教育課程」及び他の「指導法」の内容については、教育課程及び指導法についての業績を有する教員が担当し、複数又はオムニバスとすることが必要である。

「「心理、生理、病理」と「教育課程及び指導法」を合わせた科目」について

１．教育課程（シラバス）の考え方

（１）　当該特別支援教育領域に係る全般的な概論の科目として構成されている必要がある。「心理、生理、病理」又は「教育課程及び指導法」のいずれかに偏った内容である場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切である。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

（１）　心理、生理、病理及び教育課程、指導法全ての業績を網羅する必要はなく、当該領域に関する業績が確認できれば担当「可」とする。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした業績である必要がある。

　　なお、授業内容に明らかな偏り（指導法が大半を占めているなど）がある場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切であり、その場合、担当教員は当該区分の内容に対応した業績が必要である。

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」について

１．幼稚園教諭免許状を基礎とする特別支援学校教諭免許状（知的障害、肢体不自由、病弱者領域）の申請に対する考え方

（１）　実習校の部と基礎となる免許状の学校種が一致するとともに、実習校が教育を行う障害種と、認定を受けようとする特別支援教育領域が一致することが望ましい。このため、実習校の部が幼稚部で基礎となる免許状の学校種（幼稚園）と一致している場合においても、申請を行わない特別支援教育領域（視覚障害者又は聴覚障害者領域）の教育実習を前提とした教育課程の編成は認められない。

（２）　知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対する教育を行う特別支援学校（幼稚部）は、全国的に極めて数が限られていることから、隣接する小学部（認定を受けようとする特別支援教育領域と一致する障害種の児童に対する教育を行う特別支援学校に限る）での教育実習を「可」とする。ただし、その場合においても、教育職員免許法施行規則に規定された実習に加えて、特別支援学校（幼稚部）（どの障害種でも可）において観察実習等の学修を必ず行う教育課程とする必要がある。

13. 教職課程の新たな基準に基づく認定課程の実施に当たって

教職課程の新たな基準に基づく認定課程の実施に当たって

平成 30 年 12 月 17 日
中央教育審議会初等中等教育分科会
教員養成部会課程認定委員会

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月）を受けて、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「施行規則」という。）の改正、教職課程コアカリキュラムの作成など教職課程の基準の見直しが行われた。特別支援学校を除く教職課程については、これらの新たな基準に則って実施することが必要であることから、本委員会では、これまで認定を受けた全ての教職課程を対象として、再課程認定の審査を行ってきた。

今回認定を受けた課程においては、平成 31 年度から新たな基準に基づく教職課程が実施される。本委員会として、今回の審査を踏まえ、各大学における教職課程の実施や今後の課程認定申請の際に特に留意していただきたいと考える点を、下記のとおり示すこととする。

教育職員免許法をはじめとした教職課程の基準を踏まえつつ、各大学の創意工夫を生かした認定課程の実施があってこそ、中央教育審議会答申等のねらいの実現や、教職課程の質の維持・向上が達成される。各大学においては、下記の点に留意しつつ、教職課程の不断の見直しや改善充実に取り組んでいただきたい。

また、本委員会においても、認定後のフォローアップを通じて各大学への助言を行うとともに、課程認定基準等についても不断の見直しを行い、教職課程の質のさらなる向上に努めていく。

記

1．今回の再課程認定の教育課程の審査の過程において、施行規則に規定する英語の教科に関する専門的事項の区分（「英語学」や「英語コミュニケーション」など）と授業科目の内容が適合しないことや、今回の施行規則改正で各教科の指導法に含めることとなった情報機器の活用の趣旨を取り違えていること（大学の授業方法として情報機器の活用を取り入れることではなく、各教科の特性に応じた情報機器の効果的な活用の理解が必要）など、法令で各事項の履修が求められている趣旨が必ずしも十分に反映されていないシラバスが散見された。

「教職課程コアカリキュラム」及び「外国語（英語）コアカリキュラム」（以下「コアカリキュラム」という。）は、教員免許状取得のために履修すべき事項として法令に規定する各事項について、全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示したものである。各大学においては、コアカリキュラムの内容を参照し、法令で各事項の履修が求められている趣旨を十分に踏まえて授業内容の改善充実を図ることが求められる。

また、地域や学校現場のニーズを踏まえるとともに、大学の自主性や独自性を発揮して、体系性を持ったカリキュラムとなるよう、不断の見直しを行うことが求められる。

2．教職課程の授業科目を担当する教員は、教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）3(3)に基づき、担当授業科目に関連する著書や学術論文等のいわゆる「活字業績」、教育上の能力や職務上の実績等を総合的に勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。課程認定の教員組織の審査においては、10 年以内の「活字業績」を有することを前提として、教育上の能力や職務上の実績等を踏まえて総合的に判断を行っている。

再課程認定においては、既に認定を受けている課程であることを前提に審査を行うため、申請書類の一部を省略することとし、教員組織の審査に当たっては、教育研究業績書等の提出対象となる科目を担当する教員（以下「対象教員」という。）を審査の対象とした。

対象教員以外の教員も含め、教職課程の授業科目を担当する全ての教員が、担当する授業科目に関連する「活字業績」等を備えるとともに、現在関連する「活字業績」を有する場合でもあってもより時代に即した業績を備えていくことが適当であり、各大学においては、各教員が常に研鑽に努めていくよう支援することが求められる。

なお、今後、課程認定申請を行う場合には、全ての教員について、担当する授業科目に関連する「活字業績」等が備えられることが必要である。

3．再課程認定においては既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、以下の事項については、審査を省略した。このため、以下の点については、各大学において自己点検を行い、改善充実に努めるとともに、今後、課程認定申請を行う場合には、改めて基準を満たしているかどうかを確認することが必要である。

（1） 教職課程は、教職課程認定基準 2(3)に基づき、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないことが必要である。

各大学においては、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成 23 年 1 月 20 日課程認定委員会決定）に照らし、教育課程、教員組織等について、学科等の目的・性格と免許状との相当性を確保することが必要である。

（2） 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教職課程認定基準 2(5)に基づき、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

各大学においては、教員養成を主たる目的とする学科等であることの審査の観点を示した教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）1(4)に基づき、教育課程、教員組織等について、教員養成を主たる目的とする学科等としてふさわしい教職課程の水準を確保することが必要である。

（3） 中学校教諭一種免許・二種免許又は高等学校教諭一種免許の「教科に関する専門的事項」に関する授業科目は、施行規則第 4 条第 1 項表備考第 2 号に基づき、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

各大学においては、教職課程認定審査の確認事項 2(1)に基づき、「教科に関する専門的事項」に関する授業科目について、一般的包括的な内容が担保されるようにすることが必要である。その際、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領も参考として（英語については「外国語（英語）コアカリキュラム」も参考として）、「教科に関する専門的事項」に関する授業科目の内容に偏りがないかどうかを確認することが求められる。

14. 教職課程認定基準に定める「共通開設科目」の開設可能範囲

同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例（４－８（１）ｉ）及び（２））

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											教育実践に関する科目		
	教科（領域）に関する専門的事項、養護（栄養に係る教育）に関する科目	各教科（保育内容）の指導法	（複合科目）		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育（養護・栄養教育）実習	学校体験活動	教職実践演習
幼	△ ※1	×	×	○						○ ※5	○ ※6		○		×	○	○	○
小	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	特定の教科等の組合せの場合○	×		○ ※2	○ ※3	○ ※4		○ ※5			○		○		○ ※7	○ ※7	
中		同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○													○	○	
高																		
養護								○ ※2～4		○ ※5						×	×	×
栄養	×															×	×	×

※1：施行規則附則第7項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合は、小学校との共通開設が可能となる。（令和4年度末まで）
※2：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※3：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※4：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※5：幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の教育の方法及び技術に関する内容部分のみであれば、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の「教育の方法及び技術」と併せて共通開設可。
※6：幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の情報機器に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※7：小学校教諭、中学校教諭の課程で共通開設する授業科目は、幼稚園教諭又は高等学校教諭の課程における授業科目として共通開設することはできない。
※：上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。（文部科学省に事前に相談すること。）
※：灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。
※：専修免許状の場合は、５－８の基準のとおりである。

複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例（４－８（１）ⅱ）及び（２））

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											教育実践に関する科目		
	教科（領域）に関する専門的事項、養護（栄養に係る教育）に関する科目	各教科（保育内容）の指導法	（複合科目）		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育（養護・栄養教育）実習	学校体験活動	教職実践演習
幼	×	×	×	○						○ ※4	○ ※5		○		×	○	○	○
小	以下の2つを満たす場合○ ①4－3（2）又は4－4（2）の場合	特定の教科等の組合せの場合○	×		○ ※1	○ ※2	○ ※3		○ ※4			○		○		○ ※6	○ ※6	
中	以下の2つを満たす場合○ ①4－3（2）又は4－4（2）の場合 ②同一の教科又は特定の教科の組合せの場合	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○													○	○	
高																		
養護								○ ※1～3		○ ※4						×	×	×
栄養	×															×	×	×

※1：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※2：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※3：養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※4：幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の教育の方法及び技術に関する内容部分のみであれば、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の「教育の方法及び技術」と併せて共通開設可。
※5：幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の情報機器に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
※6：小学校教諭、中学校教諭の課程で共通開設する授業科目は、幼稚園教諭又は高等学校教諭の課程における授業科目として共通開設することはできない。
※：上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。（文部科学省に事前に相談すること。）
※：灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。
※：専修免許状の場合は、５－８の基準のとおりである。

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方

「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」
（平成 29 年 11 月 17 日）より抜粋

（1） 作成の背景

国民は、公教育の担い手である教員に対して、その職への適性と高い資質能力を期待している。それに応えるためには、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた不断の改善努力が求められるが、その中でも教員資格の付与に当たる教職課程の在り方は、最も重要視されなければならない。

我が国の教員養成においては、将来、知識基盤社会を生きることになる幼児・児童・生徒の教育に、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた高度専門職である教員が当たることを目的として、教員養成の基幹部分をなしている教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学芸の成果を基盤に営まれることになっている。同時に、教員は教職に就いたその日から、学校という公的組織の一員として実践的任務に当たることとなるため、教職課程には実践性が求められている。このため教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。

しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、戦後発足した「大学における教員養成」を巡る様々な議論や批判は、基本的にはこの課題に起因するものであった。従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から、例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判を受けてきたところである。一方、近時においては、教職課程のあり方、内容、方法について、大学側において反省的検討が進められる動向があり、さまざまな提言や実践的成果の報告が行われるようになってきている。

こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、平成 13 年の「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」の報告以降、幾度となく同様の趣旨の提言や試案が審議会や関係団体等においてなされてきた。直近では、平成 27 年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで，教員の養成，研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」との提言を受けている。この答申を契機に、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催され検討を行うこととなった。

（2） 教職課程コアカリキュラム作成の目的

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させたうえで、これに加えて、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、教職課程コアカリキュラムは地域や学校現場のニーズや

大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものである。

（3） 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

教職課程は、医学教育、獣医学教育、法科大学院教育等の既にコアカリキュラムが作成されている専門職業人養成課程と異なり、取得を目指す教員免許の学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）、教科（国語、社会、数学、理科等）、職種（教諭、養護教諭、栄養教諭等）、免許状の種類（二種免許状、一種免許状、専修免許状）など多岐にわたる。

このため、各々に対応したコアカリキュラムを作成するのではなく、まず、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、学校種や職種に応じた留意が必要な点についてはその旨を補足することとする。なお、教職実践演習については平成 18 年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」において授業内容例や到達目標等が示されており、多くの大学で答申の内容に基づきながら独自に、また多様な形態により授業等が行われていることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

また、このコアカリキュラムでは対象としなかった現行の「教科に関する科目」については、小学校・中学校・高等学校の英語科に関する内容を定めた「英語教育コア・カリキュラム[1]」や、幼稚園の主に領域に関する専門的事項についてのモデルカリキュラム[2]の調査研究が行われているが、その他の学校種・教科におけるコアカリキュラムについても今後順次整備されることを求めたい。

なお、先行する分野のコアカリキュラムに倣い、教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すこととした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。

さらに、教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正（教育職員免許法施行規則、学習指導要領等）によって、今後も変化しうるものであるため、今回作成する教職課程コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが望まれる。

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法施行規則に規定する各事項について修得すべき資質能力を示すものであるが、教員には、使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力が求められていることは、これまでの累次の答申等で示されている通りである。このため、教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会や学校法人等の関係者は相互に連携して学習機会や研修機会を設けることにより、養成・採用・研修の各段階を通じて、教員に求められる資質能力を常に向上させることが望まれる。

（4） 教職課程コアカリキュラムの活用について

教職課程の質保証や教員の資質能力の向上のためには、教員を養成する大学、教員を採用・研修す

---

[1] 平成２７～２８年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」により国立大学法人東京学芸大学に委託され実施された研究による。

[2] 平成２８年度「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」により一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託され実施された研究による。

る教育委員会や学校法人、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を進める必要がある。教職課程コアカリキュラムを活用した教員養成の質保証を実現するために、教員の養成・採用・制度に関わる各関係者においては以下の点に留意し、教職課程コアカリキュラムを活用することが求められる。

（大学関係者）

・　各大学において教職課程を編成する際には、教職課程コアカリキュラムの内容や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。

　その際、例えば、幼稚園教育においては、各教科等の授業を通じた学習ではなく遊びを通しての総合的な指導を中心とすること等、学校種や職種の特性を踏まえて創意工夫を行うことが必要であること。

・　教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する教職課程コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。

・　教職課程を履修する学生に対して、教職課程コアカリキュラムや教育委員会が定める「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」等の内容も踏まえ、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までに修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

（採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者等））

・　教員養成を担う全国の大学で教職課程コアカリキュラムの内容を反映させた教育が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

（国（文部科学省））

・　大学や教育委員会等の関係者に対して、教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法が理解されるよう広く周知を行うこと。

　教職課程コアカリキュラムが各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

今後、教職課程コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に活用され、教職課程の質保証や教員の資質能力、ひいては我が国の学校教育の質の向上に寄与することを期待する。

教職課程コアカリキュラム（令和３年８月４日教員養成部会決定）

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

全体目標:　当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

（1）当該教科の目標及び内容

一般目標:

学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

到達目標:

1）学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。

2）個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。

3）当該教科の学習評価の考え方を理解している。

4）当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。

5）発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

（2）当該教科の指導方法と授業設計

一般目標:

基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標:

1）子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。

2）当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。

3）学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。

4）模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

5）当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

全体目標：　幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

（1）各領域のねらい及び内容

一般目標：　幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。

到達目標：

1）幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。

2）当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。

3）幼稚園教育における評価の考え方を理解している。

4）領域ごとに幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。

（2）保育内容の指導方法と保育の構想

一般目標：　幼児の発達や学びの過程を理解し、具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

到達目標：

1）幼児の認識・思考、動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。

2）各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育の構想に活用することができる。

3）指導案の構成を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。

4）模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。

5）各領域の特性に応じた保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。

教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標:　教育の基本的概念は何か、また、教育の理念にはどのようなものがあり、教育の歴史や思想において、それらがどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの教育及び学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)教育の基本的概念

一般目標:　教育の基本的概念を身に付けるとともに、教育を成り立たせる諸要因とそれら相互の関係を理解する。

到達目標:
1) 教育学の諸概念並びに教育の本質及び目標を理解している。
2) 子供・教員・家庭・学校など教育を成り立たせる要素とそれらの相互関係を理解している。

(2)教育に関する歴史

一般目標:　教育の歴史に関する基礎的知識を身に付け、それらと多様な教育の理念との関わりや過去から現代に至るまでの教育及び学校の変遷を理解する。

到達目標:
1) 家族と社会による教育の歴史を理解している。
2) 近代教育制度の成立と展開を理解している。
3) 現代社会における教育課題を歴史的な視点から理解している。

(3)教育に関する思想

一般目標:　教育に関する様々な思想、それらと多様な教育の理念や実際の教育及び学校との関わりを理解している。

到達目標:
1) 家庭や子供に関わる教育の思想を理解している。
2) 学校や学習に関わる教育の思想を理解している。
3) 代表的な教育家の思想を理解している。

教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）

全体目標：　現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。

（1）教職の意義

一般目標：
我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。

到達目標：
1）公教育の目的とその担い手である教員の存在意義を理解している。
2）進路選択に向け、他の職業との比較を通して、教職の職業的特徴を理解している。

（2）教員の役割

一般目標：
教育の動向を踏まえ、今日の教員に求められる役割や資質能力を理解する。

到達目標：
1）教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割を理解している。
2）今日の教員に求められる基礎的な資質能力を理解している。

（3）教員の職務内容

一般目標：
教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解する。

到達目標：
1）幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像を理解している。
2）教員研修の意義及び制度上の位置付け並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。
3）教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障を理解している。

（4）チーム学校運営への対応

一般目標：
学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する。

到達目標：
1）校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

全体目標:　現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

*(1−1),(1−2),(1−3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1）から3）までを含むこと。

（1－1）教育に関する社会的事項

一般目標:　社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標:
1）学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2）子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3）近年の教育政策の動向を理解している。
4）諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

（1－2）教育に関する制度的事項

一般目標:　現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標:
1）公教育の原理及び理念を理解している。
2）公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3）教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4）教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

（1－3）教育に関する経営的事項

一般目標:　学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標:
1）公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2）学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3）学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4）教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

（2）学校と地域との連携

一般目標:　学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

到達目標:
1）地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
2）地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

（3）学校安全への対応

一般目標:　学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標:
1）学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2）生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

全体目標　幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程について、基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解する。

（1）幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程

一般目標:

幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程及び特徴を理解する。

到達目標:

1）幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。

2）乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。

（2）幼児、児童及び生徒の学習の過程

一般目標:

幼児、児童及び生徒の学習に関する基礎的知識を身に付け、発達を踏まえた学習を支える指導について基礎的な考え方を理解する。

到達目標:

1）様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解している。

2）主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している。

3）幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している。

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標:

通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

(1)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標:

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

到達目標:

1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。

2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。

3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標:

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

到達目標:

1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。

2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。

3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。

4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3)障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標:

障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

到達目標:

1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

全体目標：　学習指導要領を基準として各学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意義を理解する。

（1）教育課程の意義

一般目標：

学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標：

1）学習指導要領・幼稚園教育要領の性格及び位置付け並びに教育課程編成の目的を理解している。

2）学習指導要領・幼稚園教育要領の改訂の変遷及び主な改訂内容並びにその社会的背景を理解している。

3）教育課程が社会において果たしている役割や機能を理解している。

（2）教育課程の編成の方法

一般目標：

教育課程編成の基本原理及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解する。

到達目標：

1）教育課程編成の基本原理を理解している。

2）教科・領域を横断して教育内容を選択・配列する方法を例示することができる。

3）単元・学期・学年をまたいだ長期的な視野から、また幼児、児童及び生徒や学校・地域の実態を踏まえて教育課程や指導計画を検討することの重要性を理解している。

（3）カリキュラム・マネジメント

一般目標：

教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

到達目標：

1）学習指導要領に規定するカリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解している。

2）カリキュラム評価の基礎的な考え方を理解している。

道徳の理論及び指導法

全体目標:　道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神を踏まえ、自己の生き方や人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する教育活動である。
道徳の意義や原理等を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科の目標や内容、指導計画等を理解するとともに、教材研究や学習指導案の作成、模擬授業等を通して、実践的な指導力を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、（1）を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

（1）道徳の理論

一般目標:
道徳の意義や原理等を踏まえ、学校における道徳教育の目標や内容を理解する。

到達目標:
1）道徳の本質（道徳とは何か）を説明できる。
2）道徳教育の歴史や現代社会における道徳教育の課題（いじめ・情報モラル等）を理解している。
3）子供の心の成長と道徳性の発達について理解している。
4）学習指導要領に示された道徳教育及び道徳科の目標及び主な内容を理解している。

（2）道徳の指導法

一般目標:
学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科における指導計画や指導方法を理解する。

到達目標:
1）学校における道徳教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
2）道徳科の特質を生かした多様な指導方法の特徴を理解している。
3）道徳科における教材の特徴を踏まえて、授業設計に活用することができる。
4）授業のねらいや指導過程を明確にして、道徳科の学習指導案を作成することができる。
5）道徳科の特性を踏まえた学習評価の在り方を理解している。
6）模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

総合的な学習の時間の指導法

全体目標:

総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、（1）（2）を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

（1）総合的な学習の時間の意義と原理

一般目標:

総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。

到達目標:

1）総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。

2）学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。

（2）総合的な学習の時間の指導計画の作成

一般目標:

総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。

到達目標:

1）各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。

2）主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。

（3）総合的な学習の時間の指導と評価

一般目標:

総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。

到達目標:

1）探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。

2）総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

特別活動の指導法

全体目標:　特別活動は、学校における様々な構成の集団での活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。
学校教育全体における特別活動の意義を理解し、「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の三つの視点や「チームとしての学校」の視点を持つとともに、学年の違いによる活動の変化、各教科等との往還的な関連、地域住民や他校の教職員と連携した組織的な対応等の特別活動の特質を踏まえた指導に必要な知識や素養を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を単独の科目として開設する場合は、（1）を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

（1）特別活動の意義、目標及び内容

一般目標:
特別活動の意義、目標及び内容を理解する。

到達目標:
1）学習指導要領における特別活動の目標及び主な内容を理解している。
2）教育課程における特別活動の位置付けと各教科等との関連を理解している。
3）学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している。
4）児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の特質を理解している。

（2）特別活動の指導法

一般目標:
特別活動の指導の在り方を理解する。

到達目標:
1）教育課程全体で取り組む特別活動の指導の在り方を理解している。
2）特別活動における取組の評価・改善活動の重要性を理解している。
3）合意形成に向けた話合い活動、意思決定につながる指導及び集団活動の意義や指導の在り方を例示することができる。
4）特別活動における家庭・地域住民や関係機関との連携の在り方を理解している。

教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

全体目標：　教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法、教育の技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

（1）教育の方法論

一般目標：
これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

到達目標：
1）教育方法の基礎的理論と実践を理解している。

2）これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方（主体的・対話的で深い学びの実現など）を理解している。

3）学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。

4）学習評価の基礎的な考え方を理解している。

※幼稚園教諭は「育みたい資質・能力と幼児理解に基づいた評価の基礎的な考え方を理解している。」

（2）教育の技術

一般目標：
教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

到達目標：
1）話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。

2）基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

（3）情報機器及び教材の活用

一般目標：
情報機器を活用した効果的な授業や情報活用能力の育成を視野に入れた適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける。

到達目標：
1）子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。

※幼稚園教諭は「子供たちの興味・関心を高めたり学習内容をふりかえったりするために、幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。」

2）子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法を理解している。

教育の方法及び技術

全体目標:

教育の方法及び技術では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法及び教育の技術に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1)教育の方法論

一般目標:

これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

到達目標:

1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。

2) これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方(主体的・対話的で深い学びの実現など)を理解している。

3) 学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。

4) 学習評価の基礎的な考え方を理解している。

(2)教育の技術

一般目標:

教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

到達目標:

1) 話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。

2) 基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

生徒指導の理論及び方法

全体目標:　生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識・技能や素養を身に付ける。

（1）生徒指導の意義と原理

一般目標:

生徒指導の意義や原理を理解する。

到達目標:

1）教育課程における生徒指導の位置付けを理解している。

2）各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解している。

3）集団指導・個別指導の方法原理を理解している。

4）生徒指導体制と教育相談体制それぞれの基礎的な考え方と違いを理解している。

（2）児童及び生徒全体への指導

一般目標:

すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。

到達目標:

1）学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。

2）基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等の日々の生徒指導の在り方を理解している。

3）児童及び生徒の自己の存在感が育まれるような場や機会の設定の在り方を例示することができる。

（3）個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導

一般目標:

児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の様態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。

到達目標:

1）校則・懲戒・体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解している。

※高等学校教諭においては停学及び退学を含む。

2）暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の定義及び対応の視点を理解している。

3）インターネットや性に関する課題、児童虐待への対応等の今日的な生徒指導上の課題や、専門家や関係機関との連携の在り方を例示することができる。

幼児理解の理論及び方法

全体目標:　幼児理解は、幼稚園教育のあらゆる営みの基本となるものである。
幼稚園における幼児の生活や遊びの実態に即して、幼児の発達や学び及びその過程で生じるつまずき、その要因を把握するための原理や対応の方法を考えることができる。

(1)幼児理解の意義と原理

一般目標:
幼児理解についての知識を身に付け、考え方や基礎的態度を理解する。

到達目標:
1) 幼児理解の意義を理解している。

2) 幼児理解から発達や学びを捉える原理を理解している。

3) 幼児理解を深めるための教師の基礎的な態度を理解している。

(2)幼児理解の方法

一般目標:
幼児理解の方法を具体的に理解する。

到達目標:
1) 観察と記録の意義や目的・目的に応じた観察法等の基礎的な事柄を例示することができる。

2) 個と集団の関係を捉える意義や方法を理解している。

3) 幼児のつまずきを周りの幼児との関係やその他の背景から理解している。

4) 保護者の心情と基礎的な対応の方法を理解している。

教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

全体目標：　教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。
幼児、児童及び生徒の発達の状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的知識（カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を含む）を身に付ける。

（1）教育相談の意義と理論

一般目標：
学校における教育相談の意義と理論を理解する。

到達目標：
1）学校における教育相談の意義と課題を理解している。

2）教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

（2）教育相談の方法

一般目標：
教育相談を進める際に必要な基礎的知識（カウンセリングに関する基礎的事柄を含む）を理解する。

到達目標：
1）幼児、児童及び生徒の不適応や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。

2）学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。

3）受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

（3）教育相談の展開

一般目標：
教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を理解する。

到達目標：
1）職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。

2）いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。

3）教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取組みの必要性を理解している。

4）地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

全体目標:　進路指導は、児童及び生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。それを包含するキャリア教育は、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことを目的としている。
進路指導・キャリア教育の視点に立った授業改善や体験活動、評価改善の推進やガイダンスとカウンセリングの充実、それに向けた学校内外の組織的体制に必要な知識や素養を身に付ける。

（1）進路指導・キャリア教育の意義及び理論

一般目標:
進路指導・キャリア教育の意義や原理を理解する。

到達目標:
1）教育課程における進路指導・キャリア教育の位置付けを理解している。
2）学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の視点と指導の在り方を例示することができる。
3）進路指導・キャリア教育における組織的な指導体制及び家庭や関係機関との連携の在り方を理解している。

（2）ガイダンスとしての指導

一般目標:
全ての児童及び生徒を対象とした進路指導・キャリア教育の考え方と指導の在り方を理解する。

到達目標:
1）職業に関する体験活動を核とし、キャリア教育の視点を持ったカリキュラム・マネジメントの意義を理解している。
2）主に全体指導を行うガイダンスの機能を生かした進路指導・キャリア教育の意義や留意点を理解している。

（3）カウンセリングとしての指導

一般目標:
児童及び生徒が抱える個別の進路指導・キャリア教育上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解する。

到達目標:
1）生涯を通じたキャリア形成の視点に立った自己評価の意義を理解し、ポートフォリオの活用の在り方を例示することができる。
2）キャリア・カウンセリングの基礎的な考え方と実践方法を説明することができる。

情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

全体目標:　情報通信技術を活用した教育の理論及び方法では、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方並びに児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

（1）情報通信技術の活用の意義と理論

一般目標:

情報通信技術の活用の意義と理論を理解する。

到達目標:

1）社会的背景の変化や急速な技術の発展も踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性など、情報通信技術の活用の意義と在り方を理解している。

2）特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する情報通信技術の活用の意義と活用に当たっての留意点を理解している。

3）ICT支援員などの外部人材や大学等の外部機関との連携の在り方、学校におけるICT環境の整備の在り方を理解している。

（2）情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進

一般目標:

情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方について理解する。

到達目標:

1）育成を目指す資質・能力や学習場面に応じた情報通信技術を効果的に活用した指導事例（デジタル教材の作成・利用を含む。）を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。

2）学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用して指導や学習評価に活用することや教育情報セキュリティの重要性について理解している。

3）遠隔・オンライン教育の意義や関連するシステムの使用法を理解している。

4）統合型校務支援システムを含む情報通信技術を効果的に活用した校務の推進について理解している。

（3）児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法

一般目標:

児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための基礎的な指導法を身に付ける。

到達目標:

1）各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（以下「各教科等」という。）において、横断的に育成する情報活用能力（情報モラルを含む。）について、その内容を理解している。

2）情報活用能力（情報モラルを含む。）について、各教科等の特性に応じた指導事例を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。

3）児童に情報通信機器の基本的な操作を身に付けさせるための指導法を身に付けている。
※小学校教諭

教育実習（学校体験活動）

全体目標：　教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。
一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、（2）、（3－1）もしくは（3－2）のうち、3）4）の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

（1）事前指導・事後指導に関する事項

一般目標：　事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

到達目標：
1）教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。
2）教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり，教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

（2）観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標：　幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校（園）の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

到達目標：
1）幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。
2）指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実に即して記録することができる。
3）教育実習校（園）の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。
4）学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

（3－1）学習指導及び学級経営に関する事項　※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標：　大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

到達目標：
1）学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。
2）学習指導に必要な基礎的技術（話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など）を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。
3）学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。
4）教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わることができる。

（3－2）保育内容の指導及び学級経営に関する事項　※幼稚園教諭

一般目標：　大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

到達目標：
1）幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。
2）保育に必要な基礎的技術（話法・保育形態・保育展開・環境構成など）を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。
3）学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。
4）様々な活動の場面で適切に幼児と関わることができる。

外国語（英語）コアカリキュラムについて

１　全体の構成と各項目の位置づけ

外国語（英語）コアカリキュラムは，「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」で構成され，それぞれにおいて，「全体目標」「一般目標」「学習項目」「到達目標」が示されている。「全体目標」は，「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」において達成すべき包括的な目標である。「一般目標」は，学習すべき内容のまとまりごとに設定された目標である。「学習項目」は，それぞれの内容のまとまりにおいて扱うべき具体的な項目であり，「到達目標」は，個々の学習項目において達成すべき目標である。

２　基本的な考え方と留意点

(1) 小学校教員養成コアカリキュラムは，全ての小学校教員養成課程での活用が想定されており，小学校教員免許の取得希望者全員が対象となる。また，中・高等学校教員養成コアカリキュラムは，中・高等学校の外国語（英語）教員免許の取得希望者全員が対象となる。

(2) コアカリキュラムに記載している学習項目は，「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」の中に全ての内容を盛り込むことを想定したものである。ただし，内容のまとまりや項目を独立させて必修科目で扱う場合には，必ずしも当該項目を「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」で扱う必要はない。例えば，「第二言語習得」「英語教育評価論」「英語教材開発論」などを独立した必修科目として設定している場合，その内容は「外国語／英語科の指導法」では扱わないということもあり得る。

(3) コアカリキュラムに記載している学習項目は，「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」において扱うべき必要最低限の項目を示したものであり，これら以外にも各大学において独自に学習項目を設定することができる。

(4) 「外国語／英語科の指導法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」については，両者を統合する科目を設定することも可能である。

(5) 個々の学習項目を１回の授業で扱う必要があるわけではない。１つの項目を複数回の授業で扱うことも，複数の項目を１回の授業で扱うことも可能である。

(6) 学習項目は内容のまとまりごとに記載されており，記載の順序は，学習すべき順序を示すものではない。

(7) 記載の順序は，学習内容の重要度を示すものではない。

Ⅰ．小学校教員養成課程　外国語（英語）コアカリキュラム

［１］外国語の指導法【２単位程度を想定】

【全体目標】

小学校における外国語活動（中学年）・外国語（高学年）の学習，指導，評価に関する基本的な知識や指導技術を身に付ける。

【学習内容】

１．授業実践に必要な知識・理解

(1) 小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

◇一般目標

小学校外国語教育に係る背景知識や主教材，小・中・高等学校の外国語教育における小学校の役割，多様な指導環境について理解する。

◇学習項目

①学習指導要領
②主教材
③小・中・高等学校の連携と小学校の役割
④児童や学校の多様性への対応

◇到達目標

1）小学校外国語教育の変遷，小学校の外国語活動や外国語科，中・高等学校の外国語科の目標，内容について理解している。
2）主教材の趣旨，構成，特徴について理解している。
3）小・中・高等学校の連携と小学校の役割について理解している。
4）様々な指導環境に柔軟に対応するため，児童や学校の多様性への対応について，基礎的な事柄を理解している。

(2) 子供の第二言語習得についての知識とその活用

◇一般目標

児童期の第二言語習得の特徴について理解する。

◇学習項目

①言語使用を通した言語習得
②音声によるインプットの内容を類推し，理解するプロセス
③児童の発達段階を踏まえた音声によるインプットの在り方
④コミュニケーションの目的や場面，状況に応じた意味のあるやり取り
⑤受信から発信，音声から文字へと進むプロセス
⑥国語教育との連携等による言葉の面白さや豊かさへの気づき

◇到達目標

1）言語使用を通して言語を習得することを理解し，指導に生かすことができる。
2）音声によるインプットの内容の類推から理解へと進むプロセスを経ることを理解し，指導に生かすことができる。
3）児童の発達段階を踏まえた音声によるインプットの在り方を理解し，指導に生かすことができる。
4）コミュニケーションの目的や場面，状況に応じて意味のあるやり取りを行う重要性を理解し，指導に生かすことができる。
5）受信から発信，音声から文字へと進むプロセスを理解し，指導に生かすことができる。

6) 国語教育との連携等による言葉の面白さや豊かさへの気づきについて理解し，指導に生かすことができる。

２．授業実践

(1) 指導技術

◇一般目標

実践に必要な基本的な指導技術を身に付ける。

◇学習項目

①英語での語りかけ方
②児童の発話の引き出し方，児童とのやり取りの進め方
③文字言語との出合わせ方，読む活動・書く活動への導き方

◇到達目標

1) 児童の発話につながるよう，効果的に英語で語りかけることができる。
2) 児童の英語での発話を引き出し，児童とのやり取りを進めることができる。
3) 文字言語との出合わせ方，読む活動・書く活動への導き方について理解し，指導に生かすことができる。

(2) 授業づくり

◇一般目標

実際の授業づくりに必要な知識・技術を身に付ける。

◇学習項目

①題材の選定，教材研究
②学習到達目標に基づいた，指導計画（年間指導計画，単元計画，学習指導案等）や１時間の授業づくり
③外国語指導助手（ＡＬＴ）等とのティーム・ティーチングによる指導の在り方
④ＩＣＴ等の活用の仕方
⑤学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

◇到達目標

1) 題材の選定，教材研究の仕方について理解し，適切に題材選定・教材研究ができる。
2) 学習到達目標に基づいた指導計画（年間指導計画，単元計画，学習指導案，短時間学習等の授業時間の設定を含めたカリキュラム・マネジメント等）について理解し，学習指導案を立案することができる。
3) ＡＬＴ等とのティーム・ティーチングによる指導の在り方について理解している。
4) ＩＣＴ等の効果的な活用の仕方について理解し，指導に生かすことができる。
5) 学習状況の評価(パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む)について理解している。

【学習形態】

上記の内容を学習する過程においては，教員の講義にとどまることなく，以下の学習形態を必ず盛り込むこととする。

① 授業観察：小・中・高等学校の授業映像の視聴や授業の参観
② 授業体験：授業担当教員による指導法等の実演（学生は児童役として参加する等）
③ 模擬授業：１単位時間（45分）の授業あるいは特定の活動を取り出した模擬授業の実施
　手順例：(授業）計画→準備→実施→振り返り→改善→再計画……

［２］外国語に関する専門的事項　【１単位程度を想定】

【全体目標】

小学校における外国語活動・外国語科の授業実践に必要な実践的な英語運用力と英語に関する背景的な知識を身に付ける。

【学習内容】

１．授業実践に必要な英語力と知識

(1) 授業実践に必要な英語力

◇一般目標

小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な実践的な英語運用力を，授業場面を意識しながら身に付ける。

◇学習項目

①聞くこと
②話すこと［やり取り・発表］
③読むこと
④書くこと

◇到達目標

1）授業実践に必要な聞く力を身に付けている。
2）授業実践に必要な話す力［やり取り・発表］を身に付けている。
3）授業実践に必要な読む力を身に付けている。
4）授業実践に必要な書く力を身に付けている。

(2) 英語に関する背景的な知識

◇一般目標

小・中学校の接続も踏まえながら，小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な背景的な知識を身に付ける。

◇学習項目

①英語に関する基本的な知識（音声，語彙，文構造，文法，正書法等）
②第二言語習得に関する基本的な知識
③児童文学（絵本，子供向けの歌や詩等）
④異文化理解

◇到達目標

1）英語に関する基本的な事柄（音声，語彙，文構造，文法，正書法等）について理解している。
2）第二言語習得に関する基本的な事柄について理解している。
3）児童文学（絵本，子供向けの歌や詩等）について理解している。
4）異文化理解に関する事柄について理解している。

Ⅱ．中・高等学校教員養成課程　外国語（英語）コアカリキュラム

［１］英語科の指導法【８単位程度を想定】

【全体目標】

中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける。

【学習内容】

(1) カリキュラム／シラバス

◇一般目標

中学校及び高等学校の英語教育の基軸となる学習指導要領及び教科用図書 （教科書）について理解するとともに，学習到達目標及び年間指導計画，単元計画，各時間の指導計画について理解する。また，小学校の外国語活動・外国語科の学習指導要領並びに教材，教科書について知るとともに，小・中・高等学校の連携の在り方について理解する。

◇学習項目

①学習指導要領
②教科用図書
③目標設定・指導計画
④小・中・高等学校の連携

◇到達目標

1) 中学校及び高等学校の外国語（英語）の学習指導要領について理解している。
2) 中学校及び高等学校の外国語（英語）教科書について理解している。
3) 学習指導要領の「知識及び技能」,「思考力，判断力，表現力等」,「学びに向かう力，人間性等」の３つの資質・能力（以下,「３つの資質・能力」という）とともに，領域別の学習到達目標の設定，年間指導計画，単元計画，各授業時間の指導計画について理解している。
4) 小学校の外国語活動・外国語科の学習指導要領や教科書等の教材，並びに小・中・高等学校を通した英語教育の在り方の基本について理解している。

(2) 生徒の資質・能力を高める指導

◇一般目標

中学校及び高等学校における３つの資質・能力を踏まえた「５つの領域」（「聞くこと」「読むこと」「話すこと［やり取り］」「話すこと［発表］」及び「書くこと」）の指導及び各領域を支える音声，文字，語彙・表現，文法の指導について基本的な知識と技能を身に付けるとともに，複数の領域を統合した言語活動の指導方法を身に付ける。また，教材や ＩＣＴ の活用方法を知るとともに，英語による授業展開や ＡＬＴ等とのティーム・ティーチングの方法について理解する。さらに，生徒の特性や習熟度に応じた指導について理解する。

◇学習項目

①聞くことの指導
②読むことの指導
③話すこと［やり取り・発表］の指導
④書くことの指導
⑤領域統合型の言語活動の指導

⑥英語の音声的な特徴に関する指導
⑦文字に関する指導
⑧語彙・表現に関する指導
⑨文法に関する指導
⑩異文化理解に関する指導
⑪教材研究・ＩＣＴ等の活用
⑫英語でのインタラクション
⑬ＡＬＴ等とのティーム・ティーチング
⑭生徒の特性や習熟度に応じた指導

◇到達目標

1）聞くことの指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
2）読むことの指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
3）話すこと［やり取り・発表］の指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
4）書くことの指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
5）複数の領域を統合した言語活動の指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
6）英語の音声的な特徴に関する指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
7）文字の指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
8）語彙，表現に関する指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
9）文法に関する指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
10）異文化理解に関する指導について理解し，授業指導に生かすことができる。
11）教材及びＩＣＴの活用について理解し，授業指導に生かすことができる。
12）英語でのインタラクションについて理解し，授業指導に生かすことができる。
13）ＡＬＴ等とのティーム・ティーチングについて理解し，授業指導に生かすことができる。
14）生徒の特性・習熟度への対応について理解し，授業指導に生かすことができる。

(3) 授業づくり

◇一般目標

中学校及び高等学校の学習到達目標に基づく各学年や科目（高等学校）の年間指導計画，単元計画，各時間の指導計画及び授業の組み立て方について理解するとともに，学習指導案の作成方法を身に付ける。

◇学習項目

①学習到達目標に基づく授業の組立て
②学習指導案の作成

◇到達目標

1）学習到達目標に基づく授業の組立てについて理解し，授業指導に生かすことができる。
2）学習指導案の作成について理解し，授業指導に生かすことができる。

(4) 学習評価

◇一般目標

中学校及び高等学校における年間を通した学習到達目標に基づく評価の在り方，観点別学習状況の評価に基づく各単元における評価規準の設定，さらに，評定への総括の仕方について理解する。また，言語能力の測定と評価の方法についても併せて理解する。特に，「話すこと［やり取り・発表］」及び「書くこと」については，「パフォーマンス評価」（生徒が実際に話したり書いたりする活動の過程や結果を評価する方法）について理解する。

◇学習項目

①観点別学習状況の評価，評価規準の設定，評定への総括
②言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）

◇到達目標

1） 観点別学習状況の評価とそれに基づく評価規準の設定や評定への総括について理解し，指導に生かすことができる。

2）言語能力の測定と評価 （パフォーマンス評価等を含む）について理解し，指導に生かすことができる。

(5) 第二言語習得

◇一般目標

学習者が第二言語・外国語を習得するプロセスについて基礎的な内容を理解し，授業指導に生かすことができる。

◇学習項目

①第二言語習得に関する知識とその活用

◇到達目標

1） 第二言語習得理論とその活用について理解し，授業指導に生かすことができる。

【学習形態】

上記の内容を学習する過程においては，教員の講義にとどまることなく，次の学習形態を必ず盛り込むこととする。

①授業観察：授業映像の視聴や授業の参観

②授業体験：授業担当教員による実演を生徒の立場で体験

③模擬授業：１単位時間（50分）の授業あるいは特定の言語活動を取り出した模擬授業の実施

手順例：（授業）計画→準備→実施→振り返り→改善→再計画……

［２］英語科に関する専門的事項【20単位程度を想定】

１．英語コミュニケーション

【全体目標】

中学校及び高等学校において，生徒の理解の程度に応じた英語で授業を行うための英語運用能力を身に付ける。英語運用能力としては ＣＥＦＲ[1] Ｂ２レベル以上を目標とする。また，生徒に対して理解可能な言語インプットを与え，生徒の理解を確かめながら英語でインタラクションを進めていく柔軟な調整能力を身に付ける。

【学習内容】

◇学習項目

①聞くこと

②読むこと

③話すこと［やり取り・発表］

④書くこと

⑤領域統合型の言語活動

[1] 国際的な基準：ＣＥＦＲ（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）は，語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成，学習指導教材の編集，外国語運用能力の評価のために，透明性が高く，包括的な基盤を提供するものとして，20 年以上にわたる研究を経て，2001 年に欧州評議会が複言語主義の理念の下，発表した。ＣＥＦＲは，学習者，教授する者，評価者が共有することによって，外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら「学び，教え，評価できるよう」開発されたものである。

◇到達目標

1）様々なジャンルや話題の英語を聞いて，目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
2）様々なジャンルや話題の英語を読んで，目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
3）様々な話題について，目的や場面，状況等に応じて英語で話すこと［やり取り・発表］ができる。
4）様々な話題について，目的や場面，状況等に応じて英語で書くことができる。
5）複数の領域を統合した言語活動を遂行することができる。

２．英語学

【全体目標】

中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける。

【学習内容】

◇学習項目

①英語の音声の仕組み
②英文法
③英語の歴史的変遷，国際共通語としての英語

◇到達目標

1）英語の音声の仕組みについて理解している。
2）英語の文法について理解している。
3）英語の歴史的変遷及び国際共通語としての英語の実態について理解している。

３．英語文学

【全体目標】

英語で書かれた文学を学ぶ中で，英語による表現力への理解を深めるとともに，英語が使われている国や地域の文化について理解し，中学校及び高等学校における外国語科の授業に生かすことができる。

【学習内容】

◇学習項目

①文学作品における英語表現
②文学作品から見る多様な文化
③英語で書かれた代表的な文学

◇到達目標

1）文学作品において使用されている様々な英語表現について理解している。
2）文学作品で描かれている，英語が使われている国や地域の文化について理解している。
3）英語で書かれた代表的な文学について理解している。

４．異文化理解

【全体目標】

社会や世界との関わりの中で，他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から，外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ。あわせて，英語が使われている国や地域の文化を通じて，英語による表現力への理解を深め，中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する知見を身に付ける。

【学習内容】

◇学習項目

①異文化コミュニケーション
②異文化交流
③英語が使われている国や地域の歴史，社会，文化

◇到達目標

1）世界の文化の多様性や異文化コミュニケーションの現状と課題を理解している。
2） 多様な文化的背景を持った人々との交流を通して，文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解している。
3）英語が使われている国や地域の歴史，社会，文化について基本的な内容を理解している。

教職実践演習の実施に当たっての留意事項

［平成２０年１０月２４日
課 程 認 定 委 員 会 決 定］

一部改正　令和３年８月４日

１．教員組織

○　当該科目の実施に当たっては、答申に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員が協力して行うこと。

２．履修時期

○ 履修時期は、原則として、４年次（短期大学の場合には２年次）の後期に実施すること。

３．授業方法

○ 授業の方法は演習を中心とし、ICT を積極的に活用すること。

○ 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。

○ 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとすること。

○ 役割演技（ロールプレーイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。また、その際、学生が ICT を活用し取り組む内容とすることが望ましい。

○ 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。

○ 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。

○ その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

〇教職実践演習担当教員に必要とされる業績等について

１．基本的な考え方

教職実践演習は教職に関する科目であることから、その担当教員に求められる業績等については、これまで教職に関する科目に求められてきた業績等と基本的には同様とする。

２．教員審査の省略

教職に関する科目の専任教員、兼担教員又は兼任教員として課程認定審査を受け、認定を受けている場合には、教員審査を省略するものとする。

※　ただし、「総合演習」については、扱うテーマに対応した業績等を求めており、その他の教職に関する科目と求められる業績等が異なることから、「総合演習」のみを担当していた兼担教員又は兼任教員については、教員審査を省略しないこととする。

３．教科に関する科目の担当教員について

教科に関する科目の担当教員が教職実践演習の一部を担当する場合、教科の指導力に関する事項等その専門に応じた分野を担当しているのであれば、教科に関する科目に関連する業績等を有していればよいこととする（ただし、教職に関する科目の担当教員が中心となり授業を運営することが原則。）。

４．その他（一般的な事項）

授業において担当する内容に関連する著書、学術論文その他活字として発表されている研究業績を有していること（大学教員として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※　教育現場での教育実践を行ってきた者等で学術論文等が無い場合には、紀要、報告書、教育関係雑誌等における研究成果の発表等、活字として発表されている客観的な業績を有していること（実践経験を理論として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※　なお、ゲストスピーカー等であって授業の評価を行わない者については、教員審査の対象とはしないこととする。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例

教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）第６条第１項の表備考
十一　教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
- 学級経営案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
- 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
- 模擬授業
- 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

※　養護教諭・栄養教諭の教職課程の場合は、各職務内容に応じて適宜追加等を行う。

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（養護教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）第６条第１項の表備考
十一　教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の養護に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 児童生徒等の現代的な健康課題についての討議
- 学校保健計画案・保健室経営計画案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、保健室経営についてのグループ討論
- 健康相談活動の指導力についての講義・グループ討論
- 学校内外の関係者のコーディネートについてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（栄養教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）第６条第１項の表備考
十一　教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や食に関する課題についての講義・グループ討論
- 学校現場（共同調理場を含む。）の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解についてのグループ討論
- 学校給食管理についての講義・グループ討論
- 食に関する指導力についての講義・グループ討論
- 校内の教職員や家庭、地域との連携のためのコーディネートについてのグループ討論
- 模擬授業
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○履修カルテの例

○○○○大学教職課程　履修カルテ①　＜教職関連科目の履修状況＞

学籍番号・所属・氏名　等

1. 教職関連科目の履修状況

区分	授業科目名	単位	修得年度	教員名	評価	履修者の具体的な傾向・特徴
（※各大学で分類）	国語科指導法	2	H23	○○　○○		小学校国語科に関する基礎的な知識・技能は身についているが、教材の開発・作成能力については不十分な部分が見られる。

2. 教職に関する学外実習・ボランティア経験等の状況

○○○○大学教職課程　履修カルテ②　＜自己評価シート＞

＜○○専修・コース＞　※教員免許取得のためのコース毎に作成

（1）必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標				自己評価		
項目	項目	指標	H18答申との対応	2年次	3年次	4年次
学校教育についての理解	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
子どもについての理解	心理・発達論的な子ども理解	子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学習集団の形成	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	子どもの状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
他者との協力	他者意見の受容	他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	保護者・地域との連携協力	保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	共同授業実施	他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	他者との連携・協力	集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	役割遂行	集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
コミュニケーション	発達段階に対応したコミュニケーション	子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	子どもに対する態度	気軽に子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	公平・受容的態度	子どもの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	社会人としての基本	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
教科・教育課程に関する基礎知識・技能	社会科	これまで履修した社会科教育分野の科目の内容について理解していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教科書・学習指導要領	教科書や中学校学習指導要領（社会編）の内容を理解していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識	教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	道徳教育・特別活動	道徳教育・特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	総合的な学習の時間	「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	情報機器の活用	情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学習指導法	学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5

教育実践	教材分析能力	教材を分析することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	授業構想力	教材研究を生かした社会科の授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教材開発力	教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	授業展開力	子どもの反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	表現技術	板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学級経営力	学級経営案を作成することができますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
課題探求	課題認識と探求心	自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っていますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができていま	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5

（2）教職を目指す上で課題と考えている事項

○履修カルテの活用の方法

（１）履修カルテの作成【教員養成カリキュラム委員会】

教員養成カリキュラム委員会（教職課程の運営や教職指導を全学的に行う組織の仮称）等において、履修カルテを作成。

（２）履修カルテの記入

①　教職関連科目の履修状況についての記入【大学又は学生】

教職関連科目についての履修状況を記入

・・・（例）履修カルテ①＜教職関連科目の履修状況＞

※　履修状況の把握は、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生に記入を行わせることも考えられる。

この点の取扱い（大学側で記入するか、学生に記入させるか）については大学の判断で実施することとなる。

②　必要な資質能力に関する評価についての記入【担当教員及び学生】

各年度の終わり（教職実践演習実施年度には、教職実践演習開始の直前）に、以下の事項について記入。

- **各学生が、必要な資質能力についての自己評価を記入**

  ・・・（例）履修カルテ②＜自己評価シート＞

- **担当教員が、各学生について、必要な資質能力が身についているかについての評価を記入**

  ・・・（例）履修カルテ①＜教職関連科目の履修状況＞の「履修者の具体的な傾向・特徴」欄

※　教員評価については、

- 各教職科目毎に科目の担当教員（非常勤講師も含む。）が評価を行うこと
- 教職担当教員が、対象学生について総合的に評価を行うこと

等が考えられるが、どのような方法をとるかは大学の判断で実施することとなる。

なお、教職担当教員が、学生について総合的な評価を行う場合には、教職科目の成績等をもとに、以下のような観点から実施することが適当と考えられる。

＜観点（例）＞

○　教職の意義、教育の理念・教育史・思想、学校教育の社会的・制度的・経営的理解等、学校教育に関する理解が身についているか。

○　子どもに関する心理・発達論的な理解や子どもの状況に応じた対応方法等、子どもに関する理解が身についているか。

○　教科・教育課程に関する基礎知識・技能が身についているか。

○　自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなし、他者と協力して課題に取り組むことができるか。

○　子どもや保護者に対応できるコミュニケーション能力が身についているか。
○　教材開発、授業の構想・展開等の実践的な能力が身についているか。
など

（３）履修カルテの管理【教員養成カリキュラム委員会】

履修カルテの管理は、教員養成カリキュラム委員会等で行う。

※　履修カルテは、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生も教員評価等の欄を参照できるようにすることも考えられる、具体的には、大学の判断で実施することとなる。

（４）教職指導への活用【大学】

履修カルテを学生の教職指導に活用。

・　必要に応じた苦手分野の補完的な指導の実施
・　クラス毎の指導計画の策定

など

（５）教職実践演習への活用【教職実践演習担当教員】

・　教職実践演習の実施に当たり、担当教員が、履修カルテを参照して学生の履修状況を把握。
・　教職実践演習の進め方についての参考とすることや、個別の補完的な指導等に活用。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

総合教育政策局教育人材政策課

〒100-8959　東京都千代田区霞が関３－２－２

TEL：03-5253-4111

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp